

平成26年度 保健・福祉・医療・子育て支援の概要



津山市環境福祉部・こども保健部

目 次

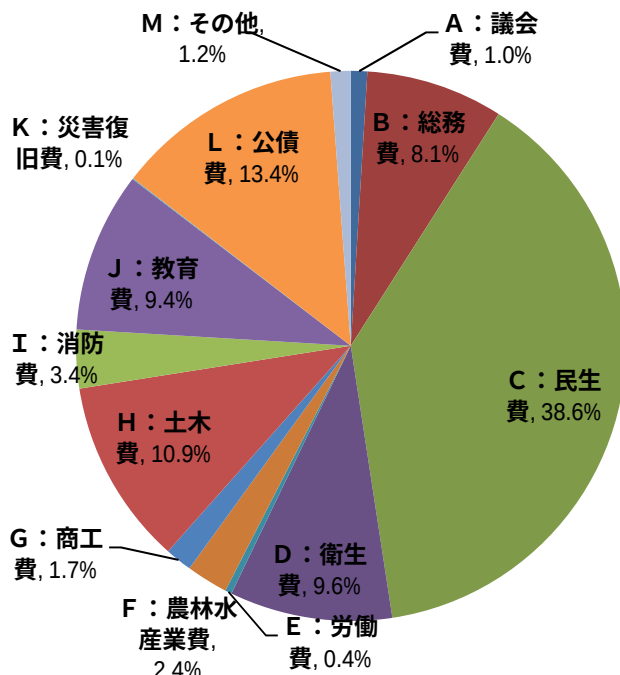
津山市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
生活福祉課	
援護関係・・・・・・・・・・・・・・・・	5
会館・・・・・・・・・・・・・・・・	6
生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・	10
民生委員・児童委員・・・・・・・・	12
障害福祉課	
身体障害者（児）福祉・・・・・・・・	13
知的障害者（児）福祉・・・・・・・・	20
精神障害者福祉・・・・・・・・	22
人にやさしいまちづくり条例・・	25
神南備園・・・・・・・・	29
高齢介護課	
高齢者福祉・・・・・・・・	31
ときわ園・・・・・・・・	37
介護保険・・・・・・・・	38
保険年金課	
国民健康保険・・・・・・・・	48
国民年金・・・・・・・・	59
こども課	
子育て支援・・・・・・・・	66
放課後児童クラブ・・・・・・・・	67
就学前教育・保育・・・・・・・・	68
児童館・・・・・・・・	70
児童福祉・・・・・・・・	72
母子・父子及び寡婦福祉・・	75
医療福祉・・・・・・・・	82
市立保育所・・・・・・・・	84
市立幼稚園・・・・・・・・	85
こども子育て相談室	
児童相談・・・・・・・・	87
健康増進課	
地域医療・・・・・・・・	89
保健指導・・・・・・・・	90
愛育委員・栄養委員・・・・・・・・	97
地域療育推進事業・・・・・・・・	99
社会福祉協議会・・・・・・・・	102
社会福祉施設一覧表・・・・・・・・	104
高齢者人口の状況・・・・・・・・	110
津山市児童人口の推移・・・・・・・・	111
福祉関係職員職種別一覧表・・	112
福祉関係機構図・・・・・・・・	114

津山市の概要

市政施行	昭和4年2月11日	議員定数	28人
総面積	506.36 km ²	民生委員・児童委員数	283人
世帯 (H26.4.1現在)	44,485世帯	愛育・栄養委員	1,086人
人口 (H26.4.1現在)	104,958人	平成26年度 当初予算一般会計 (歳出)	42,880,000千円
男	50,130人		
女	54,828人		
人口密度	207.3人		

一般会計歳出予算 (H26年度当初)

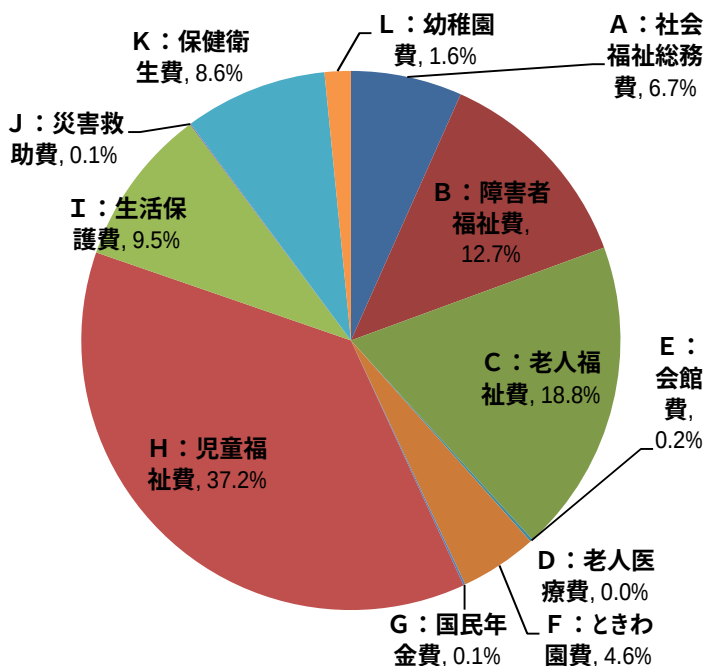
(単位：千円)



費目	予算額	比率
A: 議会費	413,368	1.0%
B: 総務費	3,453,049	8.1%
C: 民生費	16,543,249	38.6%
D: 衛生費	4,097,137	9.6%
E: 労働費	172,026	0.4%
F: 農林水産業費	1,048,935	2.4%
G: 商工費	680,841	1.6%
H: 土木費	4,686,581	10.9%
I: 消防費	1,473,156	3.4%
J: 教育費	4,040,218	9.4%
K: 災害復旧費	27,996	0.1%
L: 公債費	5,731,450	13.4%
M: その他	511,994	1.2%
合 計	42,880,000	100.0%

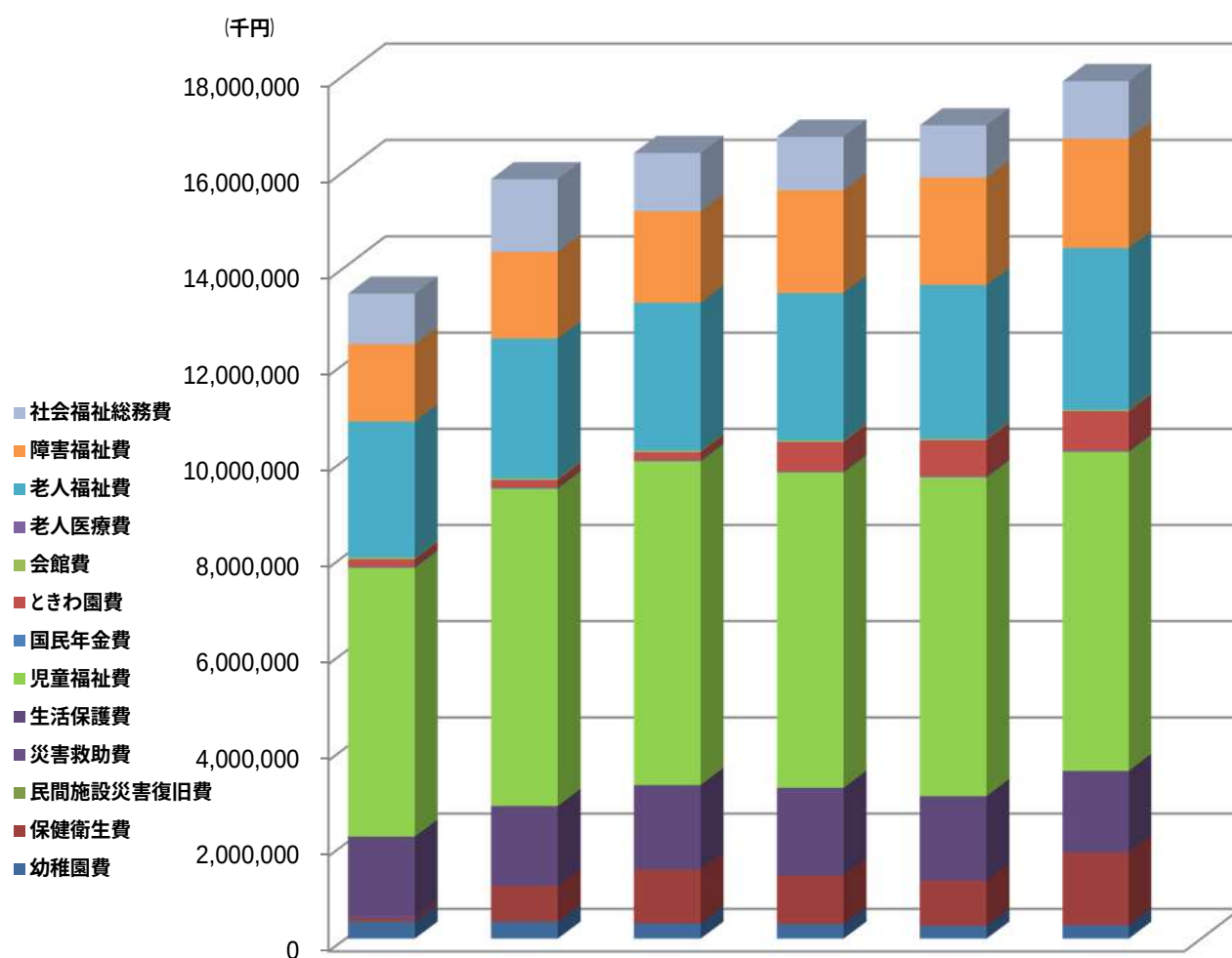
一般会計歳出予算 (H26年度当初)

(単位：千円)



費目	予算額	比率
A: 社会福祉総務費	1,193,189	6.7%
B: 障害者福祉費	2,271,285	12.7%
C: 老人福祉費	3,358,244	18.8%
D: 老人医療費	0	0.0%
E: 会館費	29,236	0.2%
F: ときわ園費	826,906	4.6%
G: 国民年金費	18,745	0.1%
H: 児童福祉費	6,632,327	37.2%
I: 生活保護費	1,696,610	9.5%
J: 災害救助費	9,500	0.1%
K: 保健衛生費	1,530,055	8.6%
L: 幼稚園費	280,400	1.6%
合 計	17,846,497	100.0%

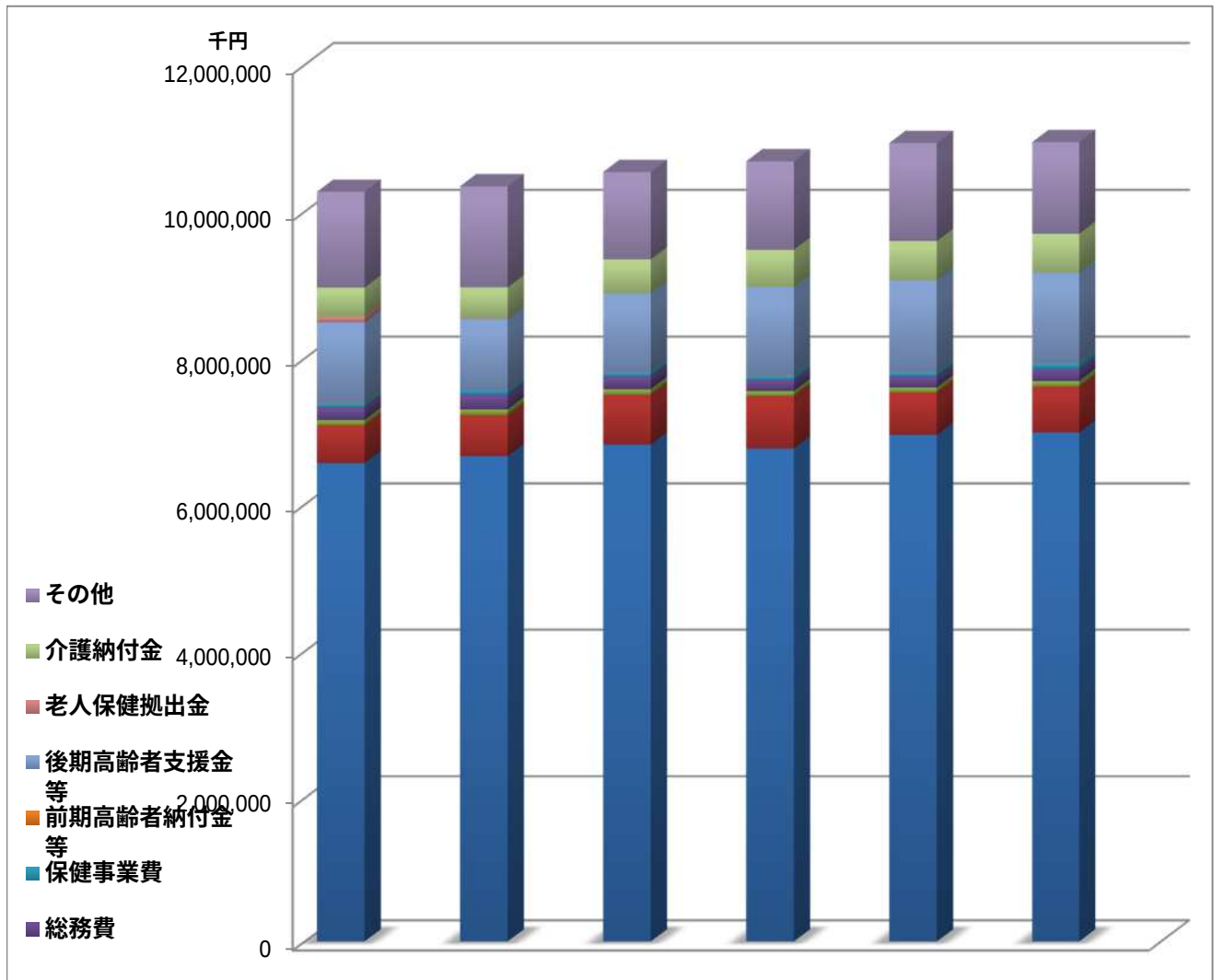
保健・福祉・医療関係一般会計歳出額（年度別）



(単位：千円)

	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算見込)	平成26年度 (当初予算)
幼稚園費	356,110	354,760	318,568	304,370	271,385	280,400
保健衛生費	67,903	752,236	1,131,009	1,026,045	944,692	1,530,055
民間施設災害復旧費	0	0	0	0	0	0
災害救助費	62,829	0	0	0	0	9,500
生活保護費	1,657,904	1,679,382	1,774,160	1,831,644	1,775,690	1,696,610
児童福祉費	5,584,635	6,600,340	6,731,257	6,561,086	6,629,173	6,632,327
国民年金費	19,290	17,761	18,093	18,753	17,585	18,745
ときわ園費	165,422	163,770	172,476	618,432	758,416	826,906
会館費	32,624	32,009	30,243	29,468	29,057	29,236
老人医療費	2,488	1,448	248	901	1	0
老人福祉費	2,831,438	2,905,098	3,069,589	3,062,071	3,188,405	3,358,244
障害福祉費	1,606,869	1,796,432	1,901,228	2,129,922	2,230,187	2,271,285
社会福祉総務費	1,048,558	1,509,323	1,209,262	1,112,320	1,087,123	1,193,189

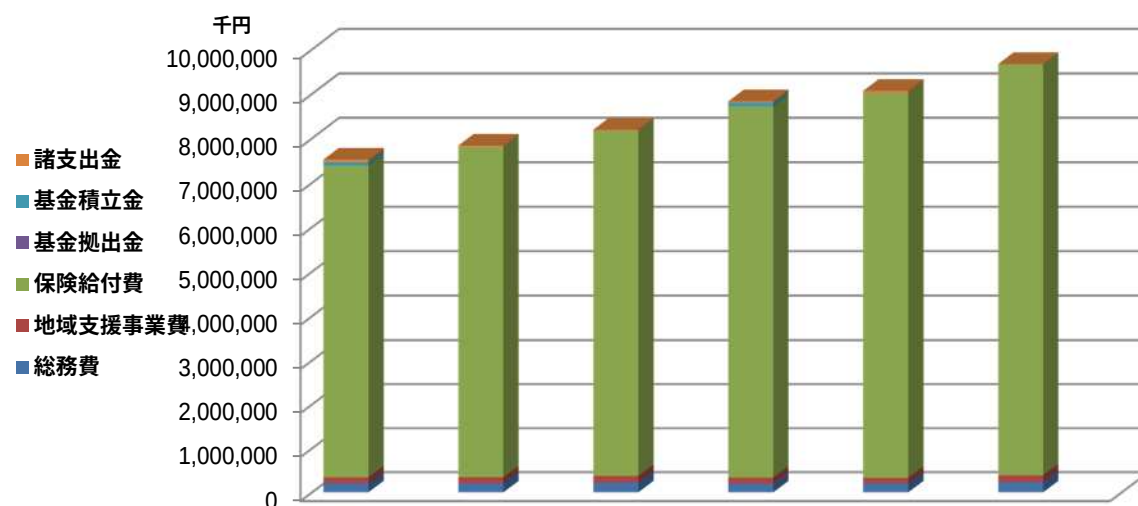
国民健康保険特別会計



(単位：千円)

	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (当初予算)
保険給付（一般）	6,572,620	6,665,116	6,825,331	6,770,891	6,956,475	6,988,753
保険給付（退職）	514,729	560,170	678,250	715,948	577,657	626,051
その他の給付	69,394	76,855	75,198	64,841	68,850	74,796
総務費	177,108	204,524	174,737	153,312	148,895	163,964
保健事業費	45,735	53,898	52,069	51,662	53,585	73,174
前期高齢者納付金等	3,146	1,696	3,178	1,289	1,283	895
後期高齢者支援金等	1,106,467	973,288	1,070,966	1,213,590	1,254,769	1,236,548
老人保健拠出金	80,759	10,313	72	67	54	272
介護納付金	394,770	420,695	467,706	506,321	536,124	532,698
その他	1,302,757	1,376,758	1,189,922	1,205,930	1,334,775	1,249,568

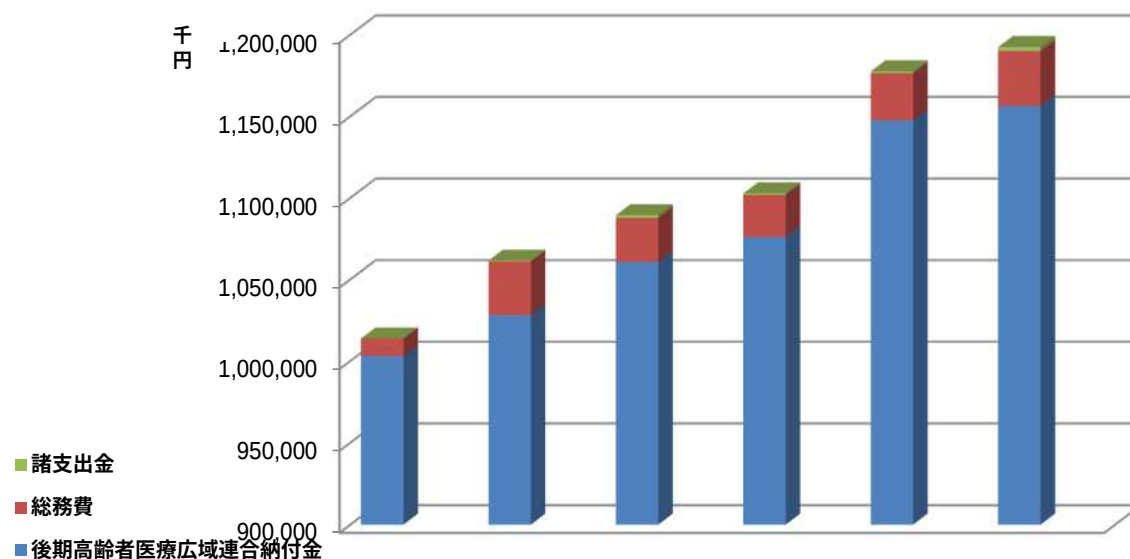
介護保険特別会計



(単位：千円)

	平成21年度 (決算)	平成22年度 (予算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (当初予算)
総務費	204,558	204,620	222,568	202,026	203,438	230,250
地域支援事業費	134,469	138,773	150,471	134,766	128,422	160,266
保険給付費	7,047,415	7,460,189	7,801,301	8,383,606	8,685,302	9,273,720
基金拠出金	0	0	0	0	0	0
基金積立金	78,732	1,964	817	83,001	1,138	221
諸支出金	56,842	31,242	19,778	27,256	50,042	6,815

後期高齢者医療特別会計



(単位：千円)

	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (予算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (当初予算)
後期高齢者医療広域連合納付金	1,002,937	1,027,860	1,060,715	1,075,983	1,147,290	1,156,185
総務費	10,815	33,051	26,939	25,873	29,066	33,734
諸支出金	1	608	1,687	835	1,142	2,508

援 護 関 係

戦没者遺族・戦傷病者援護事務

戦没者の遺族及び戦傷病者に対して、恩給法や戦傷病者・戦没者遺族等援護法に基づき、公務扶助料遺族年金など、戦没者の妻、父母等に対する特別給付金及び特別弔慰金の支給申請の受付、さらに毎年秋には津山市戦没者追悼式を執り行っている。

法外援護事務

行旅人等旅費援助事務

行旅人に対しては、最寄りの市までを限度としての旅費援助等を行っている。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取扱件数	21 件	15 件	11 件	7件	7 件

火災見舞い事務

火災による被災者に対しては、全焼2万円、半焼1万円の火災見舞金を支給している。

(なお、火災による死亡者に対しては、弔慰金として5万円を支給)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取扱件数	21件 (内支所1件)	19件 (内支所5件)	18件 (内支所1件)	9件 (内支所3件)	12件 (内支所3件)

災害援護資金貸付

災害救助法適用の災害時においては、被災者に対して最高限度額 3 5 0 万円の災害援護資金の貸し付けを行っている。

- ・平成10年10月18日台風10号災害 貸付件数 143件 貸付額 20,340万円
- ・平成14年度より償還開始

日本赤十字社関係

日赤岡山県支部津山市地区の事務局として、日赤津山奉仕団と連携し、日赤社費の募集や災害時における義援金等の受付事務を行っている。

(1) 日赤社費集約状況

(単位：円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
社費集約状況	13,129,000	12,698,400	12,547,300	12,292,000	11,909,000

(2) 日赤社員数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
社 員 数	13,711人	13,593人	13,498人	13,252人	12,859人

中央会館・福岡会館・公郷会館・加茂中原会館・柳会館・大久保会館

津山市中央会館・津山市福岡会館・津山市公郷会館・津山市加茂中原会館・津山市柳会館・津山市大久保会館は、隣保館として地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行なうことを目的としています。会館の事業としては、人権、生活、福祉、教育等の各種相談事業。健康と人権講演会等の開催による啓発事業。図書閲覧・貸出事業。料理教室、工作教室、健康体操教室、交通安全教室等の教育文化事業。また町内会や子ども会を始め、生け花やカラオケの自主グループ活動、各種の会議や集いの場として利用され、地域の方々に広く活用されています。

津山市中央会館

所在地 津山市昭和町1丁目9-3 (昭和42年5月1日開館)
敷地面積 202.56㎡ 建築延面積 246.40㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建
電話 22-8610 (FAX兼用)

津山市福岡会館

所在地 津山市横山1232-1 (昭和35年6月1日開館)
敷地面積 1,875.00㎡ 建築延面積 349.90㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 22-2828 (FAX兼用)

津山市公郷会館

所在地 津山市加茂町公郷1604-7 (昭和57年4月1日開館)
敷地面積 1,097.00㎡ 建築延面積 263.78㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 42-3269 (FAX兼用)

津山市加茂中原会館

所在地 津山市加茂町中原87-1 (昭和57年4月1日開館)
敷地面積 2,671.00㎡ 建築延面積 243.44㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 42-3224 (FAX兼用)

津山市柳会館

所在地 津山市南方中556-2 (昭和56年4月開館)
敷地面積 365.37㎡ 建築延面積 277.64㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建
電話 57-2474 (FAX兼用)

津山市大久保会館

所在地 津山市久米川南2902-1 (昭和46年4月1日開館)
敷地面積 585.65㎡ 建築延面積 326.50㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建
電話 57-2351 (FAX兼用)

会館別事業実施回数及び人員

○ 津山市中央会館

年 度 事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談	回数(回)	49	57	49	18	19
	人員(人)	49	57	49	18	19
啓発	回数(回)	6	8	7	6	9
広報	人員(人)	281	411	375	350	450
教養	回数(回)	40	48	87	123	103
文化	人員(人)	332	517	670	899	688
保健衛	回数(回)	24	20	5	12	12
生福祉	人員(人)	224	204	201	175	178
図書	回数(回)	55	35	30	20	30
閲覧等	人員(人)	55	35	30	20	30
会議室	回数(回)	333	344	210	220	232
利用	人員(人)	3,008	2,217	1,768	2,722	2,363
合計	回数(回)	507	512	388	399	405
	人員(人)	3,949	3,441	3,093	4,184	3,728

○ 津山市福岡会館

年 度 事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談	回数(回)	21	22	62	87	84
	人員(人)	21	22	62	87	84
啓発	回数(回)	14	20	21	31	25
広報	人員(人)	3,166	3,133	2,299	3,789	4,097
教養	回数(回)	122	130	167	164	153
文化	人員(人)	1,888	1,975	2,705	2,730	2,131
保健衛	回数(回)	93	83	78	79	93
生福祉	人員(人)	1,222	1,114	1,005	1,096	1,226
図書	回数(回)	94	138	184	223	229
閲覧等	人員(人)	94	138	184	223	229
会議室	回数(回)	148	98	102	89	72
利用	人員(人)	3,453	1,714	2,918	5,175	2,342
合計	回数(回)	492	491	614	673	656
	人員(人)	9,844	8,096	9,173	13,100	10,109

○ 津山市公郷会館

年 度 事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談	回数(回)	8	7	38	31	24
	人員(人)	8	7	38	31	24
啓発	回数(回)	14	25	13	20	22
広報	人員(人)	1,700	1,785	1,700	1,700	1,787
教養	回数(回)	488	450	393	372	428
文化	人員(人)	2,394	2,576	2,419	2,182	2,350
保健衛	回数(回)	16	6	1	0	0
生福祉	人員(人)	203	75	20	0	0
図書	回数(回)	20	55	60	0	10
閲覧等	人員(人)	20	55	60	0	10
会議室	回数(回)	20	9	4	8	40
利用	人員(人)	214	121	60	84	431
合計	回数(回)	566	552	509	431	524
	人員(人)	4,539	4,619	4,297	3,997	4,602

○ 津山市加茂中原会館

年 度 事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談	回数(回)	25	25	25	20	20
	人員(人)	25	25	25	20	20
啓発	回数(回)	15	21	18	19	17
広報	人員(人)	1,740	1,798	1,700	1,794	1,750
教養	回数(回)	418	405	411	580	497
文化	人員(人)	3,110	3,137	3,140	4,233	3,472
保健衛	回数(回)	8	8	7	7	6
生福祉	人員(人)	157	137	179	179	124
図書	回数(回)	50	50	40	40	40
閲覧等	人員(人)	50	50	40	40	40
会議室	回数(回)	243	25	16	12	14
利用	人員(人)	2,633	404	279	170	201
合計	回数(回)	759	534	517	678	594
	人員(人)	7,715	5,551	5,363	6,436	5,607

○ 津山市柳会館

年 度 事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談	回数(回)	8	4	6	7	7
	人員(人)	8	4	6	7	7
啓発	回数(回)	13	15	18	20	22
広報	人員(人)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
教養	回数(回)	134	109	102	109	114
文化	人員(人)	1,208	1,157	1,086	1,088	1,113
保健衛	回数(回)	18	34	6	3	6
生福祉	人員(人)	54	36	82	22	42
図書	回数(回)	2	2	4	3	5
閲覧等	人員(人)	2	2	4	3	5
会議室	回数(回)	76	46	64	51	40
利用	人員(人)	841	565	1,137	762	425
合計	回数(回)	251	210	200	193	194
	人員(人)	4,513	4,164	4,715	4,282	3,992

○ 津山市大久保会館

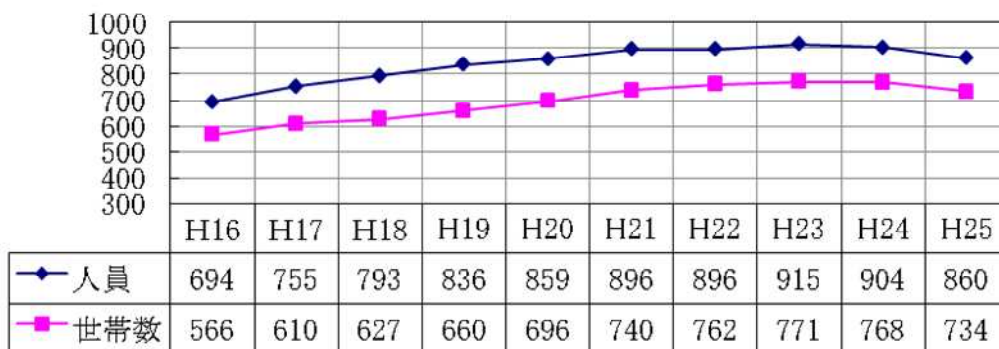
年 度 事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談	回数(回)	7	6	6	6	9
	人員(人)	7	6	6	6	9
啓発	回数(回)	39	53	57	53	55
広報	人員(人)	2,400	2,350	2,350	2,350	2,400
教養	回数(回)	129	137	87	91	28
文化	人員(人)	1,093	1,219	1,001	850	494
保健衛	回数(回)	9	5	11	10	8
生福祉	人員(人)	59	61	136	111	78
図書	回数(回)	10	8	7	7	6
閲覧等	人員(人)	10	8	7	7	6
会議室	回数(回)	28	27	21	10	16
利用	人員(人)	218	261	193	112	205
合計	回数(回)	222	236	189	177	122
	人員(人)	3,787	3,905	3,693	3,436	3,192

生 活 保 護

生活保護法は、憲法第25条の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業および葬祭の8種類の扶助がある。その費用は国が75%、市が25%を負担している。保護の基準は厚生労働大臣が定めるが、年齢、世帯構成および地域により異なり、津山市における標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)の平成25年度の最低生活費基準額は、生活費が138,120円、住宅費が40,000円(上限)の合計178,120円である。

津山市における保護率は、昭和45年度14.4‰、昭和50年度14.2‰と二度のピーク以降は、毎年度下降を続け、平成7年度から10年度までは4‰台を推移していたが、平成11年以降、相次ぐ医療保険制度改革による本人負担増、介護保険制度の開始など社会保障の制度改革があり、保護率は毎年増加を続けており、平成20年度前半から世界的な不況のあおりを受けて、雇用状況が急激に悪化し平成25年度末の保護率は8.1‰となっている。また、医療扶助が扶助費全体の6割近くを占めており、医療扶助の比重は依然として高い。

年度別生活保護世帯数と人員(福祉行政報告例3月分による)

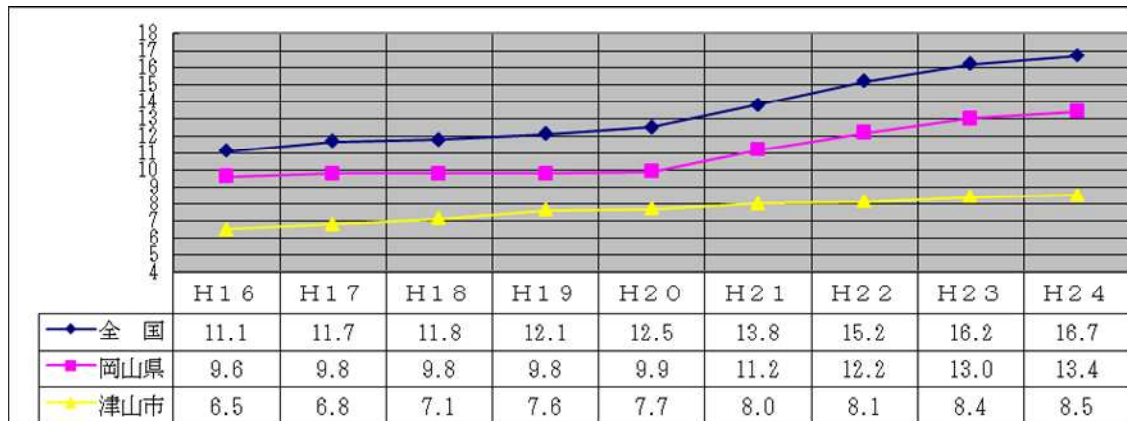


扶助別保護費の推移

(単位千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生活扶助	(31.0%)	(29.5%)	(30.7%)	(28.8%)
	433,598	442,883	451,479	423,069
住宅扶助	(8.6%)	(8.5%)	(9.1%)	(8.8%)
	119,641	128,186	134,190	129,173
医療扶助	(57.2%)	(59.2%)	(57.2%)	(59.7%)
	799,862	888,881	840,464	876,292
その他の扶助	(3.3%)	(2.8%)	(3.0%)	(2.7%)
	45,515	41,833	44,360	38,809
合計	1,398,616	1,501,783	1,470,493	1,467,343
対前年比	99.1%	107.3%	97.9%	99.8%

津山市・岡山県・全国の保護率の推移



県下都市保護率(平成26年3月)

区 分	保護率(%)
岡 山 市	19.5
倉 敷 市	14.7
津 山 市	8.1
玉 野 市	13.8
笠 岡 市	8.3
井 原 市	5.1
総 社 市	7.0
高 梁 市	9.6
新 見 市	7.9
備 前 市	6.4
瀬 戸 内 市	2.8
赤 磐 市	3.3
真 庭 市	6.8
美 作 市	10.5
浅 口 市	3.6
都 市 部	14.0
郡 部	6.5
県 全 体	13.5

保護率=(被保護人員÷人口)×1,000

津山市の保護廃止理由別世帯数
(平成25年度)

世帯主の傷病	40
事業不振・倒産	0
収入等の減少・喪失	20
失業	11
手持ち金の減少	6
その他	36
他管内からの転入	7
計	120

全国保護率の状況(平成24年度)

区 分	保護率(%)
全 国	16.7
最高(大阪府)	34.2
最低(富山県)	3.2

全国平均の保護動向

年 度	保護率(%)
平成 13 年度	9.0
平成 14 年度	9.8
平成 15 年度	10.5
平成 16 年度	11.1
平成 17 年度	11.7
平成 18 年度	11.8
平成 19 年度	12.1
平成 20 年度	12.5
平成 21 年度	13.8
平成 22 年度	15.2
平成 23 年度	16.2
平成 24 年度	16.7

津山市の保護廃止理由別世帯数
(平成25年度)

傷病治癒	0
収入の増加	20
死亡・失踪	47
引き取り扶養・働き手の転入	2
施設入所	2
その他	74
他管内へ転出	4
計	149

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に被保護者の自立更生、低所得世帯の援護や指導、福祉関係機関の協力を責務としている。同時に、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員に充てられたものとされ、児童福祉の分野においても重要な役割を果たしている。平成6年からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度が設けられ、特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどのパイプ役としての役割をもっています。

津山市では現在258名の民生委員・児童委員と、25名の主任児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受けており、その活動状況は次のとおりである。

民生委員・児童委員の活動状況

(平成25年度 単位：件)

内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数					
区		件 数	区		件 数
在宅福祉		852	介護保険		321
健康・保健医療		493	子育て・母子保健		174
子どもの地域生活		1,621	子どもの教育・学校生活		616
生活費		383	年金・保険		101
仕事		119	家族関係		373
住居		245	生活環境		544
日常的な支援		3,494	その他		1,901
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数					
区		件 数	区		件 数
高齢者に関すること		6,039	障害者に関すること		521
子どもに関すること		3,104	その他		1,573
計					11,237

調査・実態把握 3,613件 民児協運営・研修 4,755件 証明事務 282件
 行事・事業・会議への参加協力 6,255件 地域福祉活動・自主活動 10,593件
 要保護児童の発見の通告・仲介 144件 訪問回数 30,377回
 連絡調整回数 11,297回 活動日数 29,889日（うち主任児童委員分 1,759日）

民生委員・児童委員協議会の組織

津山市の民生委員・児童委員は、13地区に分かれて活動しているが、地区ごとに会長1名、副会長2名をおいて、その運営にあたっている。

津山市民生児童委員連合協議会は、13地区が連合することで構成され、地区民生児童委員協議会の代表者（会長・副会長）をもって運営されている。また、協議会の内部組織として主任児童部会を設置し、民生委員・児童委員との連携及び各地区主任児童委員の相互交流、連絡調整等をおこない、主任児童委員活動の推進を図っている。

身体障害者（児）福祉

身体に障害がある人（児童）が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、身体に障害がある人（児童）の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

身体障害者手帳交付状況

（年度末現在・単位：人）

区 分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
視 覚 障 害	18 歳未満	7	6	6	6	6
	18 歳以上	334	328	311	302	290
	計	341	334	317	308	296
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	18 歳未満	9	10	9	8	8
	18 歳以上	371	364	365	357	365
	計	380	374	374	365	373
音 声 言 語 機 能 障 害	18 歳未満	0	0	1	1	1
	18 歳以上	35	40	42	41	40
	計	35	40	43	42	41
肢 体 不 自 由	18 歳未満	39	36	36	40	37
	18 歳以上	2,583	2,573	2,568	2,536	2,526
	計	2,622	2,609	2,604	2,576	2,563
内 部 障 害	18 歳未満	10	10	11	11	11
	18 歳以上	1,308	1,301	1,309	1,299	1,297
	計	1,318	1,311	1,320	1,310	1,308
計	18 歳未満	65	62	63	66	63
	18 歳以上	4,631	4,606	4,595	4,536	4,518
	計	4,696	4,668	4,658	4,602	4,581

身体障害者（児） 障害福祉サービス

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○ 居宅介護 | ○ 重度訪問介護 | ○ 同行援護 |
| ○ 行動援護 | ○ 療養介護 | ○ 生活介護 |
| ○ 短期入所 | ○ 重度障害者等包括支援 | ○ 施設入所支援 |
| ○ 自立訓練（機能訓練） | ○ 就労移行支援 | ○ 就労継続支援 A 型 |
| ○ 就労継続支援 B 型 | ○ 共同生活援助 | |

施設別利用状況

(年度末現在)

施設名	種別	入所人数
みすず荘	生活介護、施設入所支援	24人
あすなろ園	生活介護、施設入所支援	34人
さやかなる苑	生活介護、施設入所支援	7人
大佐荘	生活介護、施設入所支援	6人
旭川荘竜ノ口寮	生活介護、施設入所支援	1人
さくら苑	生活介護、施設入所支援	1人
のぞみ寮	生活介護、施設入所支援	2人
吉備ワークホーム	生活介護、施設入所支援、 就労継続支援B型	2人
千種川リハビリテーションセンター	生活介護、施設入所支援	1人
神戸愛生園	生活介護、施設入所支援	1人
国立別府重度障害者センター	生活介護、施設入所支援	1人
健康の森学園	自立訓練、施設入所支援	1人
松江病院	療養介護	1人
刀根山病院	療養介護	1人
旭川児童院	療養介護	10人
睦学園	療養介護	4人
南岡山医療センター	療養介護	3人
広島西医療センター	療養介護	1人
熊本身体障害者能力開発センター	生活介護、施設入所支援	1人
かわかみ地域生活ホーム	共同生活介護	1人
ウィズユー	就労継続支援A型	3人
岡山ハーモニー	就労継続支援A型	1人
どんぐり工房	就労継続支援B型、生活介護	5人
吉備の里 きぼう	就労継続支援B型	1人
セルプ弥生	就労継続支援B型	11人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	4人
母恵夢	就労継続支援B型	5人
トラストワークス	就労継続支援B型	2人
輪輪かけはし	就労継続支援B型	1人
ワークショップ津山	就労継続支援B型	21人
きぼう作業所	就労継続支援B型	9人
ふれんど久米	就労継続支援B型	4人
福祉作業所たんじょうじ	就労継続支援B型	2人
きんかえも	就労継続支援B型	1人
計		173人

年度別施設利用状況

(年度末現在)

年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
入 所 者 数	113 人	117 人	126 人	166 人	173 人

身体障害者補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具の交付及び修理を行い、障害者の自立支援を図る。

身体障害者補装具交付・修理給付状況 (年度末現在・単位：件)

区 分		件 数				
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
補聴器	交付	32	33	23	34	32
	修理	13	14	13	18	20
義 肢	交付	5	3	8	13	8
	修理	8	5	7	4	9
装 具	交付	26	18	15	23	23
	修理	13	6	7	13	7
車椅子	交付	19	20	23	17	20
	修理	43	35	48	51	54
その他	交付	15	18	18	19	22
	修理	1	2	0	7	12
計	交付	97	92	87	106	105
	修理	78	62	75	93	102
合 計		175	154	162	199	207

○ 費用負担→本人または扶養義務者の一定以上の所得がある場合、原則 1 割負担（世帯の所得状況に応じて限度額を設定）（H 1 8 年 1 0 月から）

重度身体障害者（児）日常生活用具給付・貸与状況

在宅障害者に対し日常生活がより円滑に行われるように必要に応じて給付・貸与される。

年度別利用状況

(年度末現在・単位：件)

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
特 殊 寝 台	2	4	4	4	4
電 磁 調 理 器	1	1	2	1	1
視覚障害者用ポータブルリーダー	1	3	7	3	4
障 害 者 用 通 信 装 置	3	4	1	2	1
盲 人 用 時 計	2	1	4	2	1
ス ト マ	1,486	1,508	1,513	1,650	1,620
そ の 他	190	202	266	315	278

身体障害児補装具交付・修理給付制度

在宅の身体障害児に対し、身体上の障害を補うための用具を給付・貸与する。

年 度 別 利 用 状 況					(年度末現在)
年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件 数	20 件	19 件	19 件	21 件	29 件

障害者移動支援事業

重度障害者（児）がタクシー、バスを利用する場合、あるいは本人または家族の所有の自家用自動車に給油する場合にその料金の一部を助成することにより、重度障害者の社会参加を促進し福祉の向上を図る。

年 度 別 利 用 状 況					(年度末現在)
年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
タクシー券	559 件	547 件	525 件	507 件	537 件
給 油 券	568 件	577 件	620 件	606 件	629 件
バ ス 券	15 件	15 件	13 件	9 件	12 件

身体障害者運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

身体障害者が免許取得で就労や社会参加などが見込まれる場合はその取得費を、また本人が車を所有し、かつ運転する場合は自動車の改造に要した費用を助成する。

年 度 別 利 用 状 況					(年度末現在)
年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
免 許 取 得	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
改 造	1 件	1 件	1 件	2 件	1 件

技能ボランティア育成事業

手話奉仕員（入門・基礎）・要約筆記・朗読・点字などの技能を必要とするボランティアの育成のために教室を開講している。

福祉バス「さくら号」貸出事業

市内の障害関係団体、施設などで利用があり、社会活動への参加を促進するため23人乗り（座席15席と補助席6シート・車いす2台固定式）のバスを貸出する。

福祉タクシー

身体障害者や寝たきり高齢者が車いすまたは担架のまま乗車できるタクシーを運行依頼している。

難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等で日常生活を営むのに支障のある在宅の方を対象に次のサービスを行っている。（平成9年度事業開始）

- ① ホームヘルパーの派遣
- ② 病院を利用した短期入所（ショートステイ）
- ③ 便器や電動ベッドなどの日常生活用具の給付

ただし事業開始以降、利用申請はなし。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者で手話通訳・要約筆記を必要とする人に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

手話通訳者派遣 169件

手話通訳者設置事業

社会福祉事務所の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障害者の方々の通訳や各種相談に応じている。

発声教室

疾病により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人を対象に、食道発声法などにより発声能力の回復を図る。

身体障害者等住宅改造助成（平成18年度で県補助制度廃止）

肢体不自由1級・2級の手帳所持者の世帯で、その障害のために必要な住宅改造費を助成する。

ただし、新築や増築は補助対象とならない。

年 度 別 利 用 状 況				（年度末現在）
年 度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
利用件数	2 件	2 件	4 件	4 件
助成額合計	425,000 円	381,000 円	1,087,000 円	776,000 円

心身障害者医療費助成事業

重度の障害のある方に、心身障害者医療受給資格証を発行する。

病院などで診察を受ける場合に、この資格証と健康保険証を提示することで、保険診療分の自己負担額が一部のみの負担となる。(県内で受診する場合) 県外で受診の場合は、後日、保険診療分の自己負担額の一部以外が払い戻しとなる。

年 度 別 資 格 者 数 及 び 利 用 状 況 (年度末現在)

年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
身 体 障 害 者	1,635 人	1,503 人	1,415 人	1,357 人	1,281 人
知 的 障 害 者	180 人	169 人	248 人	247 人	243 人
受 診 件 数	31,148 件	30,872 件	30,784 件	30,069 件	29,298 件

特別障害者手当

身体障害者手帳 1 級又は 2 級程度以上の異なる障害が重複している人、これらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時特別の介護を必要とする精神の障害（最重度の知的障害含む）が重複している 20 歳以上の人に支給される。

支給額 月額 26,000 円（平成 26 年 4 月～）

なお、施設入所者、障害者が病院又は診療所に継続して 3 月を超えて収容されるに至ったとき、本人及び扶養義務者の所得が一定の額を超えているときは支給されない。

年 度 別 支 給 状 況 (年度末現在)

年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
受 給 者 数	103 人	109 人	100 人	90 人	99 人

障害児福祉手当

身体障害者手帳 1 級又は 2 級の一部、療育手帳 A のうち最重度等の 20 歳未満の児童で日常生活において常時介護を必要とする人に支給される。

支給額 月額 14,140 円（平成 26 年 4 月～）

年 度 別 支 給 状 況 (年度末現在)

年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
受 給 者 数	39 人(7)	37 人(7)	38 人(7)	31 人(5)	40 人(5)

() の数値は経過措置者数

津山市重度障害者特別給付金

市内に居住する重度障害者で、昭和57年1月1日に20歳に達した外国人等で同日前に重度障害者であった人達で公的年金制度に加入できず、障害基礎年金等の受給資格のない人に支給される。

支給額 年額 300,000円

年 度 別 支 給 状 況					(年度末現在)
年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
受 給 者 数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体障害者手帳の1・2・3と4級の一部、知的の障害の重度・中度の20歳未満の児童を養育している人に支給される。(診断書が必要な場合がある。)

ただし、障害児が厚生年金保険法に規定する障害年金等廃疾を支給事由とする年金給付を受けることができるとき又は収容施設に入所しているとき、及び看護する人の前年所得が一定の額以上であるときは支給されない。

支給額 障 害 児 (2級) 33,230円/月 受給者 78人
 重度障害児 (1級) 49,900円/月 受給者 60人

心身障害者扶養共済制度

知的障害者(児)、3級以上の身体障害者(児)及びこれらと同程度の障害を有する者を扶養する保護者が加入し、毎月掛金を県に納付し、保護者の死亡(廃疾)後残された障害者(児)に月額20,000円(身体障害者手帳1～2級、又は療育手帳「A」の所持障害者は30,000円)の年金を支給する。

保護者の月額掛金は本人の年齢によって異なり付加制度もあり2口まで加入することができる。

年 度 別 加 入・支 給 状 況					(年度末現在)
年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
加 入 者 数	75 人	75 人	71 人	62 人	59 人
受 給 者 数	54 人	54 人	52 人	54 人	56 人

知的障害者（児）福祉

知的に障害のある人（児童）が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、知的に障害のある人（児童）の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

療育手帳の交付状況

手 帳 交 付 件 数					(年度末現在)
年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
療 育 A	257 人	252 人	258 人	265 人	273 人
療 育 B	492 人	507 人	510 人	529 人	566 人
合 計	749 人	759 人	768 人	794 人	839 人

知的障害者（児）障害福祉サービス

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ○居宅介護 | ○重度訪問介護 | ○行動援護 |
| ○療養介護 | ○生活介護 | ○短期入所 |
| ○重度障害者等包括支援 | ○施設入所支援 | ○自立訓練（生活訓練） |
| ○就労移行支援 | ○就労継続支援 A 型 | ○就労継続支援 B 型 |
| ○共同生活援助 | | |

施 設 別 利 用 状 況

(年度末現在)		
施 設 名	種 別	利用人員
あさひ園	就労継続支援 B 型	2 人
ウィズユー	就労継続支援 A 型	3 人
ウィッシュランド	就労継続支援 B 型	4 人
岡星寮	施設入所支援、生活介護	1 人
開成の園	生活介護、施設入所支援	19 人
きずなワーク	就労継続支援、終了継続支援 B 型、生活介護	11 人
吉備路学園	生活介護、施設入所支援	1 人
吉備の里なでしこ	就労移行支援、施設入所支援、自立訓練	3 人
吉備の里ひなぎく	就労継続支援 B 型	1 人
吉備の里つばき寮	宿泊型自立訓練	1 人

きぼう	就労継続支援B型	2人
健康の森学園	就労移行支援、自立訓練、施設入所支援、 就労継続支援B型	2人
コスモスの園	生活介護、施設入所支援	1人
さくらの実	就労継続支援B型	2人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	12人
社会就労センター ワークスみのり	就労継続支援A型	14人
就労継続支援作業所ウィズ	就労継続支援B型	6人
就労支援センターきんかえも	就労継続支援B型	22人
しらうめ	就労継続支援B型	3人
自立支援センターであい工房 母恵夢	就労継続支援B型	7人
神郷の園	生活介護、施設入所支援	3人
スタートワーキングサポート	就労継続支援A型	1人
セルフ弥生	就労継続支援B型	9人
たかはし松風寮	生活介護、施設入所支援	1人
津山ひかり学園さつきの丘	生活介護、施設入所支援	16人
津山ひかり学園ひかりの丘	就労継続支援B型	24人
津山ひかり学園ひかりの風	生活介護、施設入所支援	2人
津山ひかり学園ひかりの杜	生活介護、施設入所支援	27人
津山みのり学園(ココロみのり)	生活介護、施設入所支援	33人
津山みのり学園(セルフみのり)	就労継続支援B型、生活介護	18人
津山みのり学園ライフみのり	施設入所支援、生活介護	43人
デイセンターまにわ	生活介護、就労移行支援	3人
トラストワークス	就労継続支援B型	12人
どんぐり工房	就労継続支援B型、生活介護	11人
ひゅうまん	生活介護、施設入所支援	2人
ヒューマンヨウク	就労継続支援B型	5人
蒜山慶光園	生活介護、施設入所支援	1人
ふくじゅう	就労継続支援A型	1人
ふれんど	就労継続支援B型	2人
ぼれぼれ	生活介護、施設入所支援	3人
ホワイト	就労継続支援B型	5人
みすず荘	生活介護	1人
ももっ子くめなん	就労継続支援A型	1人
輪輪かけはし	就労継続支援B型	7人
ワーキングメイト	就労継続支援B型	5人

ワークスひるぜん	就労継続支援B型、生活介護	2人
ワークショップ開成	自立訓練、就労継続支援B型 就労移行支援	7人
ワークネットにしきまち	就労継続支援A型	1人
計		363人

年度別施設利用状況

(年度末現在)

年 度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
利 用 者 数	276 人	294 人	356 人	325 人	363 人

精 神 障 害 者 福 祉

精神に障害のある人が、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な援助を行ない、福祉の推進をしている。

精神障害者の状況

(年度末現在)

人 数 区 分		総 数	年 齢 別 内 訳						
			2 0 歳 未 満	2 0 歳 ～ 3 0 歳 未 満	3 0 歳 ～ 4 0 歳 未 満	4 0 歳 ～ 5 0 歳 未 満	5 0 歳 ～ 6 0 歳 未 満	6 0 歳 ～ 7 0 歳 未 満	7 0 歳 以 上
福祉手帳 交付者数	1 級	113	3	1	6	10	20	35	38
	2 級	359	7	29	45	74	85	90	29
	3 級	84	1	8	16	18	23	13	5
	計	556	11	38	67	102	128	138	72
自立支援医療【精神】 受給者数	症状性を含む器質性精神障害	51	0	2	2	3	6	24	14
	精神作用物質使用による精神 及び行動の障害	61	0	2	3	8	15	29	4
	統合失調症、統合失調症型障 害及び妄想性障害	510	2	33	86	107	120	126	36
	気分障害	354	1	25	72	78	96	68	14
	神経症性障害、ストレス関連 障害及び身体表現性障害	184	5	26	48	62	20	17	6
	生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	4	0	1	2	0	0	1	0

成人の人格及び行動の障害	4	0	1	1	2	0	0	0
精神遅滞	45	1	8	8	8	8	9	3
心理的発達の障害	62	31	16	9	6	0	0	0
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	8	5	2	0	0	1	0	0
てんかん	65	8	10	12	13	13	8	1
その他の精神障害	0	0	0	0	0	0	0	0
分類不明	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,348	53	126	243	287	279	282	78

精神障害者障害福祉サービス

- ☐ 居宅介護 ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練（生活訓練）
☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型 ☐ 共同生活援助

施設別利用状況

（年度末現在）

施設名	種別	利用者数
サンコート	共同生活援助	22人
じゃがいも畑	共同生活援助、介護	5人
たいようの丘	共同生活介護	1人
テイクオフ	共同生活介護	8人
姫山の里	共同生活援助	6人
よなご大平園	共同生活援助	1人
ウィズユー	就労継続支援A型	9人
せのお農園	就労継続支援A型	1人
ももっこくめなん	就労継続支援A型	6人
あさひ園	就労継続支援B型	1人
ウィッシュランド	就労継続支援B型	13人
きぼう	就労継続支援B型	4人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	3人
さくらの実	就労継続支援B型	3人
就労支援センターきんかえも	就労継続支援B型	4人
就労継続支援作業所ウィズ	就労継続支援B型	24人
しらうめ	就労継続支援B型	16人
自立支援センターであい工房母恵夢	就労継続支援B型	18人
スカイハート	就労継続支援B型	2人
セルフ弥生	就労継続支援B型	2人
トラストワークス	就労継続支援B型	16人
どんぐり工房	就労継続支援B型	5人
ヒューマンヨウク	就労継続支援B型	3人
ふれんど	就労継続支援B型	11人
ホワイト	就労継続支援B型	9人
よなご大平園	就労継続支援B型	1人

輪輪かけはし	就労継続支援 B 型	5人
ワーキングメイト	就労継続支援 B 型	12人
ワークショップ津山	就労継続支援 B 型	4人

障 害 児 福 祉

身体に障害がある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）に対し、身近な地域で適切な支援が受けられるよう援助し、福祉の推進をしている。

障害児通所支援

- ☐ 児童発達支援 ☐ 医療型児童発達支援 ☐ 放課後等デイサービス
☐ 保育所等訪問支援

施 設 別 利 用 状 況

（年度末現在）

施 設 名	種 別	利用者数
赤磐ぐんぐん	児童発達支援	1 人
岡山かなりや学園	児童発達支援	1 人
児童発達支援事業所あゆみ	児童発達支援	61 人
児童発達支援事業所「てけてけ」	児童発達支援	44 人
バンビの家	児童発達支援	1 人
児童発達支援センターキッズみのり	児童発達支援、放課後等デイサービス	52 人
デイケアセンタービーハウス	放課後等デイサービス	4 人
ふる一つ村	放課後等デイサービス	2 人
放課後等デイサービス事業所 socio	放課後等デイサービス	14 人
計		180 人

人にやさしいまちづくり条例

子どもから高齢者まで、すべての人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、住み慣れた地域で共に支えあい、生きがいを持ちながら安心して生活することができる「バリアフリー社会の実現」を市民総参加で推進しようとする条例です。

条例の基本方針

「心のバリアフリー」の推進

「物のバリアフリー」の推進

「情報のバリアフリー」の推進

「地域社会での連帯形成」の推進

条例の特徴

市・市民及び事業者の役割を明らかにしていること

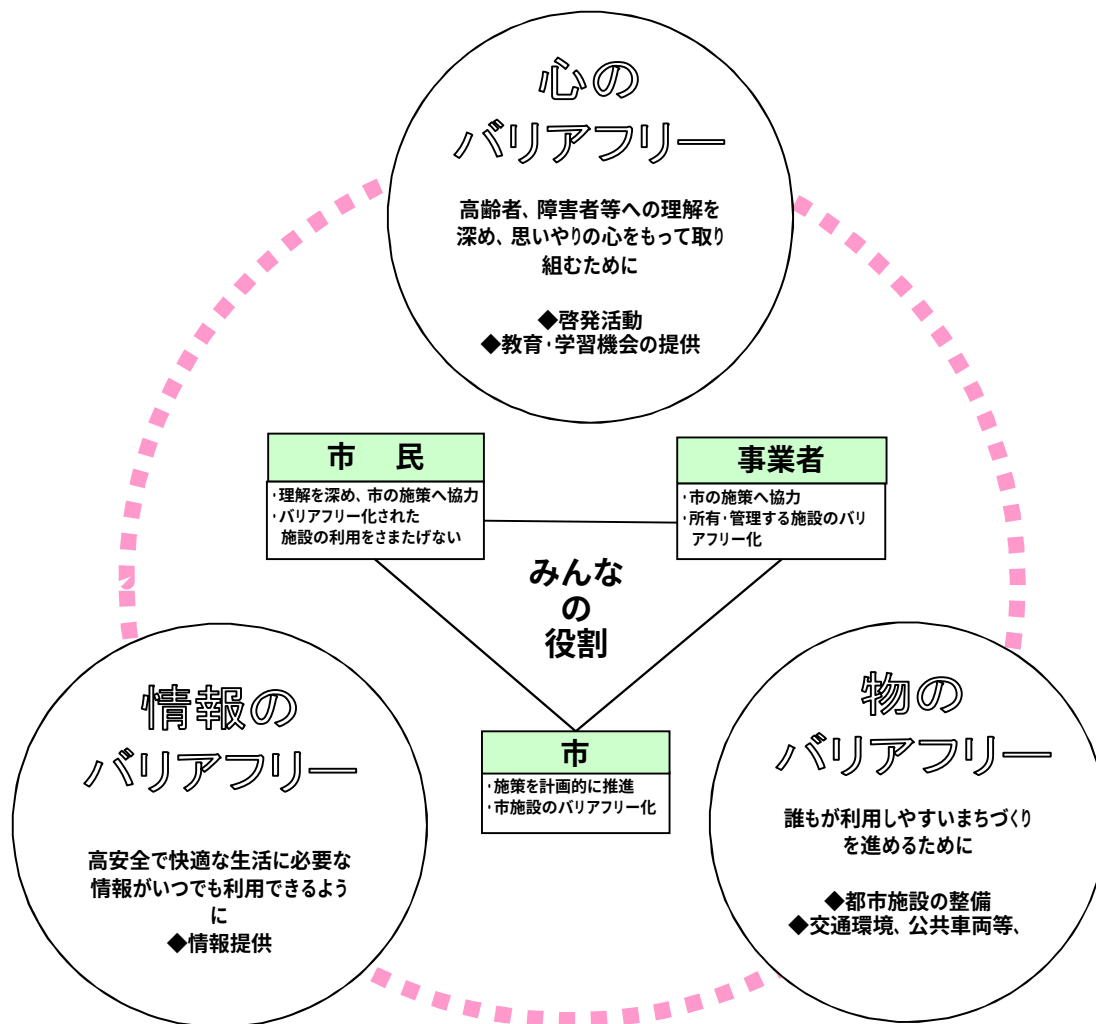
まちづくりに関する施策の基本となる事項及び都市施設等の整備についての必要事項を定めていること

条例の制定・施行時期

平成 12 年 12 月 条例制定

平成 13 年 4 月 ソフト面施行

平成 14 年 4 月よりハード面施行(全面施行)



平成14年度 実施事業

○啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催（1回）
- ・バリアフリー適合証の交付（9件）

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（2回開催）
- ・まちづくり推進委員会の開催（2回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
 - 本庁舎……車いす用駐車場の整備並びに正面玄関までの屋根設置
西側出入口の自動ドア設置
東側トイレ（地階～6階）の腰掛式便器及び手すり設置
1階多目的トイレの整備
 - 鶴山公園……切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置
厩堀トイレの改修
三の丸トイレ多目的（車いす、幼児、おむつ交換台）トイレの増築
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金
 - 補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用2件）
- ・公共施設整備検討会の新設（新規）（2回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議の開始（都市計画課への委託事業）

平成15年度 実施事業

○啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催（1回）
- ・バリアフリー適合証の交付（9件）

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（1回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
 - 東庁舎……点字ブロック設置、トイレ改修
 - 鶴山公園……切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置
 - 神南備園……身障用駐車場に上屋を設置
 - 中央児童館……多目的トイレ設置、玄関段差解消、自動ドア設置
 - 中央会館……トイレ改修、玄関階段に手すり設置
 - 福岡会館……トイレ改修
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金
 - 補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用0件）
- ・公共施設整備検討会の開催（1回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（都市計画課への委託事業）

平成16年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（3件）
- ・ バリアフリーマップの作成
- ・ バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・ まちづくり推進協議会の開催（1回開催）
- ・ 市有施設バリアフリー化整備事業
津山総合文化センター・・・トイレの改修、点字ブロックの改修
中央公園噴水側トイレ・・・器具の改修・移設、周辺の舗装
知新館・・・・・・・・・・階段に手すり設置
鶴山塾・・・・・・・・・・トイレの改修
山下児童公園・・・・・・・・北入口の段差解消、南側入口からトイレまでの舗装
- ・ 民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（1件）
- ・ 公共施設整備検討会（1回）
- ・ 特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成17年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（8件）
- ・ バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・ 民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（2件）
- ・ 特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成18年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（9件）
- ・ バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・ 特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成19年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（10件）
- ・ バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・ 民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）
- ・ 特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成20年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（1件）

○推進事業

- ・ 民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用2件）
- ・ 特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成21年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（4件）

○推進事業

- ・ 特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成22年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（17件）

平成23年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（1件）

平成24年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（2件）

○推進事業

- ・ 民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）

平成25年度 実施事業

○啓発活動

- ・ バリアフリー適合証の交付（1件）

障害者福祉センター神南備園

1. 設置の目的

在宅障害者の社会生活への適応や生きがいを高め、自立や社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的に設置された。

2. 年度別利用者状況

(単位：人)

	H 21 年度	H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度
基本事業	1,861	2,211	2,378	2,650	2,897
入浴サービス	654	1,001	1,144	1,095	1,243
合 計	2,515	3,212	3,522	3,745	4,140
生活支援事業	793	1,032	1,195	1,348	1,664
障害支援相談	1	3	2	5	0
貸館事業	3,128	3,454	3,374	3,513	3,657
地域交流・活性化支援事業				12	13

＊貸館事業；H22 年度までは巡回更生相談人数を H23 年度からは巡回更生相談来園者人数を加えた。

＊地域交流・活性化支援事業；若年者との交流を希望する施設等に入所している方に、基本サービスと同等のサービスを提供するもの

3. 地域活動支援センターⅡ型事業

目 的；障害者の自立の促進、生活の質の向上などを図るため、必要に応じて創作的活動、入浴サービス、社会適応訓練等のサービスを提供する。

対象者；満 6 5 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳保持者又は自立支援医療受給者証の交付を受けている方及び難病の対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持たれ、利用を希望し津山市地域生活支援事業の支給決定を受けている方

内 容；

事業名		曜日・時間	内容
創 作 的	パソコン教室	月曜日 13：00～15：00	講師の指導により、パソコンを通して社会参加を図る。
	健康体操教室	火曜日・木曜日 10：00～12：00	身体障害者スポーツ指導員による体操・レクリエーション等を行う。
	陶芸教室	金曜日 13：00～15：00	陶芸家の指導により、様々な作品に挑戦する。

活動	学ビリ教室	水曜日 午前または午後	生活リハビリ・勉強会を行う（期間限定）。
	交流教室	月曜日・金曜日 10：00～12：00 火曜日・木曜日 13：00～15：00	利用者自らの企画（ニュースポーツ・カラオケ等）により、利用者同士での交流を図る。
入浴サービス		月曜日～金曜日 9：00～16：00	自宅での入浴が困難な方に、特殊浴槽（車いすのまま入浴できる浴槽など）を使用した介護入浴を実施する。また、家族及び介護者に介護方法の指導を行う。
送迎サービス		月曜日～金曜日 8：45～16：30	上記サービスについて、希望者にリフト付きワゴン車等で送迎を行う。
健康相談		月曜日～金曜日 9：00～16：30	保健師が、健康についての相談に応じる。

4．相談支援

目 的；在宅障害者の地域における生活を支援するため、情報提供やサービス調整を行う。

内 容；

事業名	曜日・時間	内容
一般相談	月曜日～金曜日 （休館日は除く）	保健師等が相談を受ける。 事前に電話で予約をする。
ピアカウンセラーによる相談	毎週木曜日 （休館日は除く）	障害者自身がカウンセラーとなり、社会生活上の心構えや生活能力取得の個別的な相談を受ける。

障害支援相談については、他相談機関の充実、実績等の理由から平成24年度で終了。

5．貸館事業

目 的；障害者の自立の促進や生活の質の向上などを図るため、活動の場を提供する。

対象者；津山市在住の障害者・障害者関係福祉団体・障害者関係ボランティア団体

高 齢 者 福 祉

在 宅 福 祉 施 策

●生活管理指導員（ホームヘルパー）の派遣制度

おおむね65歳以上の高齢者に対して日常生活上の援助を行い、高齢者ができる限り自立した生活ができるよう支援・指導することを目的としている。なお、介護保険該当者、住民税課税世帯は利用できない。

- (1) 支援内容 家事援助・相談助言に関すること
- (2) 費用負担基準

利 用 時 間	利 用 者 負 担 額	
	所要時間 1 時間未満	所要時間 1 時間以上
昼 間 (午前8時～午後6時)	250円	1.5時間 375円
		2時間 500円

※ 生活保護世帯（単給を含む。）は、利用者負担額は0円

※ 利用時間は、基本的に1時間/週

年度別利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利 用 者 数	22 人	13 人	7 人	7 人	6人
延 べ 人 員	664 人	461 人	342 人	313 人	171人
延 べ 時 間	664.5 h	461 h	342 h	313 h	171h

●ショートステイ事業

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防するなど、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

保護の期間 原則として年10日以内

費 用 1人1日当り 1,720円（生活保護世帯については無料）

実 施 施 設 日本原荘（新野東1797）、鶯 園（瓜生原337-1）

ケアハウス北辰（林田1664）、サンライフ みのり（二宮999）

年度別利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延 べ 人 員	6 人	3 人	3 人	1 人	2 人
延 べ 日 数	43 日	26 日	17 日	2 日	10 日

●食の自立支援事業

一人暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で住民税非課税世帯の方たちへ、食生活の改善・見守り目的で昼食を配達し、孤独感を取り除いて生きがいのある生活と福祉の向上を図る。

利 用 料 1食 400円

利 用 日 月～金曜日の5日以内

年度別利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利 用 者 数	138 人	109 人	106 人	84 人	74 人
延べ配食数	13,400 食	10,773 食	8,748 食	6,881 食	5,824 食

●日常生活用具給付貸与事業

要介護高齢者に対し、少しでも在宅生活が容易にできるよう支援する。緊急通報装置については、近年独居高齢者が増加している中で、高齢者や家族の関心も高く必要性が高まっている。

年度別給付（貸与）状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
緊急通報装置	39	37	40	40	21
歩行支援用具	20	24	29	0	0
入浴補助用具	1	5	0	0	0
電 磁 調 理 器	12	5	7	3	0
眼 鏡					
手 押 車	63	49	54	19	0
火 災 報 知 機		79	1		
合 計	135	199	131	62	21

●介護用品支給事業

要介護度3～5で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、月額6,250円以内の介護用品を支給する。（要介護3は平成23年度から実施）

支給するもの 紙おむつ・尿取りパット

年度別利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	90 名	99 名	104 名	215 名	293 名

●家族介護慰労金支給事業

要介護度4～5で過去1年間介護保険サービスを利用せず、また、通算して病院、施設などへの入所が3ヶ月未満の低所得の高齢者を介護している住民税非課税世帯に属する家族に対して、主介護者に支給する。

年度別支給状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支給件数	5 件	5 件	5 件	6 件	4 件

●住宅改造助成事業

介護を必要とする在宅高齢者の居住環境の向上と介護者の負担の軽減を図るために行う住宅の改造について、経費の一部を助成する。

年度別利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要介護度3～5	8 件	8 件	10 件	1 件	3 件
要介護1～2 及び要支援	20 件	22 件	10 件	23 件	15 件
合 計	28 件	30 件	20 件	24 件	18 件

●高齢者虐待対策事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待を防止し、高齢者及び養護者の支援を行う。

のべ対応件数 592 件 （平成25年度現在延べ件数）

年度別虐待認定件数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養護者等による虐待	40 件	33 件	25 件	28 件	35 件
養介護施設従事者等 による虐待	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	40 件	33 件	25 件	28 件	35 件

施設福祉施策

●養護老人ホーム

日常生活はどうか自分でできても、一人暮らしで身寄りがいないか、家庭の事情で家族と同居できない高齢者に家庭にかわって生活していただくための施設である。

- ☆ おおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活ができない方が対象になる。(所得税や市民税の所得割が課税されていない世帯に限る。)
- ☆ 費用は、本人については収入額、扶養義務者については所得税等の課税状況に応じて費用の負担をする。

年度別施設入所状況（各年4月1日現在）

区 分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
養護老人ホーム	137人	133人	123人	132人	139人

養護老人ホーム入所状況（平成26年4月1日現在）

老人ホーム名	定 員	入所者数	老人ホーム名	定 員	入所者数
と き わ 園	80名	46 人	玉 松 園	60名	2 人
か が み の 園	50名	29 人	鶴 海 荘	50名	5 人
塩 手 荘	60名	24 人	長 楽 荘	100名	1 人
作 東 寮	60名	3 人	松 風 園	70名	2 人
静 香 園	60名	25 人	蕃 山 荘	60名	0 人
報 恩 積 善 会	70名	2 人	合 計		139 人

●高齢者生活福祉センター

久米高齢者福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門は、家族の支援を受けることが困難で、在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として機能している。

年度別施設利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利 用 者 数	14 人	14 人	14 人	15 人	8 人
延べ利用者数	2,074 人	1,943 人	1,892 人	1,221 人	920 人

●福祉関係温泉施設

①阿波保健センター・浴室棟(あば温泉)

- ◎ 所在地 津山市阿波 1198
- ◎ 開館年月 平成 12 年 5 月
- ◎ 施設内容 ・大浴場 ・露天風呂 ・サウナ ・機能回復訓練浴室

利用料金

	1 回	11 回券	23 回券	35 回券	50 回券
70 歳以上	300 円				
中学生以上 70 歳未満	500 円	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
小学生	200 円				

※小学校就学前の者は、無料とする。

年度別施設利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利 用 者 数	50,689 人	51,885 人	47,624 人	49,975 人	47,151 人
利用料収入	17,105,170円	17,489,140円	16,188,000円	16,523,670円	15,672,840円

②高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」

- ◎ 所在地 津山市加茂町小中原 143
 - ◎ 開館年月 平成 14 年 4 月
 - ◎ 施設内容 会議室 ・和室 ・ビリヤード室 ・温泉施設 ・ラウンジ
- 利用料金

市内	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	150 円	1,500 円			
中学生以上	300 円	3,000 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円
市外	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	250 円	2,500 円			
中学生以上	500 円	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円

年度別施設利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用 者 数	73,632 人	68,112 人	68,704 人	65,313 人	57,614 人
利用料収入	18,700,300円	16,951,100円	17,383,250円	16,379,350円	13,095,000円

健康老人施策

●老人クラブの活動

『仲間づくり、健康づくり、生きがいくくり』活動に自主的、主体的に取り組み、他方では、地域の特性を生かした魅力ある地域社会の創造に向けて、行政や他団体と連携し地域福祉の推進に努めている。

老人クラブ及び会員数の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ク ラ ブ 数	212 クラブ	205 クラブ	199 クラブ	200 クラブ	194 クラブ
会 員 数	10,535 人	10,190 人	9,715 人	9,924 人	9,556 人

●(社)津山市シルバー人材センター

急速に進行している高齢化社会の中で、高齢者自身が就業を通しての「生きがい」の高揚、社会活動への参加など高齢者福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として平成元年4月1日、社団法人津山市シルバー人材センターが発足した。

本 所 津山市山北638 0868-23-5378
 久米支所 津山市中北下1300 0868-57-7822 【平成17年4月1日開設】

※久米町ミニシルバー人材センターと統合

加茂・阿波連絡所 津山市加茂町塔中104 0868-42-4360 【平成18年8月1日開設】

勝北連絡所 津山市西中346-16 0868-36-3008 【平成18年10月18日開設】

久米、加茂・阿波、勝北 各連絡所閉鎖 【平成26年3月31日閉鎖】

年度別会員数（年度末状況）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
男 性	393人	379人	314人	269人	251人
女 性	209人	211人	171人	134人	122人
合 計	602人	590人	485人	403人	373人

平成25年度末状況

津山市の60歳以上人口に対する加入率 1.02%(男 1.61%、女 0.58%)

※60歳以上人口・・・36,460人(男 15,550人、女 20,910人)

●ふれあいサロン

高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的とする。

1. 設置場所 津山市南新座34 アリコベール・しんざ 2階 TEL 24-3600

2. 施設内容 サロン、研修室、和室、会議室

3. 開館時間 9時～21時（休館日：毎週火曜日、年末、年始）

4. 利用申込（事務室へ）所定の申込書による（1ヶ月前より申込み受付）

5. 利用料金 ①1時間当り使用料

サロン 1,890円 研修室 630円 和室 630円 会議室 630円

②冷暖房の使用については5割増

6. 利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	31,670人	34,389人	34,173人	34,159人	31,972人

津山市立ときわ園

1 養護老人ホーム

概ね65歳以上で、環境上及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行っている。

2 施設の概要

所在地	津山市横山481	事業開始	昭和29年11月5日
建物延床面積	2,320㎡	構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	4,609㎡	入所定員	80人
電話	22-4973	FAX	22-4931

3 運営方針

「心豊かで明るく楽しい生活」を基本に、次の項目について重点的に取り組む。

- (1) 処遇計画と処遇方針：体系別に会議を開催し研修・学習討議を重ね、その人に最もふさわしい処遇方針を決定する。（朝礼・全体会議・ケース会議等）
- (2) 生活相談：必要な指導を行える職員を配置し、関係機関との調整を行うなどして入所者の生活の向上を図る。要介護又は要支援の状態にある入所者については、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所における必要な介護保険サービスが受けられるよう指導する。
- (3) 健康管理：基本健康診査の項目に応じて、嘱託医により年2回の健康診断を実施する。
また、調理に従事する職員については定期的に検便を実施する。
- (4) 衛生管理：支援員他の従事者に対して、感染症や食中毒の予防・まん延の防止のための研修を行い、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。
- (5) 地域との連携：地元町内会や保育園等との交流会を通じ、地域に開かれた施設運営を進めるとともに、入所者に社会性を持たせることで生きがいを深めていく。
- (6) 災害対策：入所者が自主的に災害時の避難誘導等の役割分担を決め、定期的に避難訓練を実施している。地元町内会にも、日頃から避難・防災の協力をお願いしている。
- (7) 自治会の支援：入所者が組織する自治会に園運営参画の機会を与えるため、機関誌の発行、他施設の訪問、総会開催等の事業に対して適切な支援をしていく。

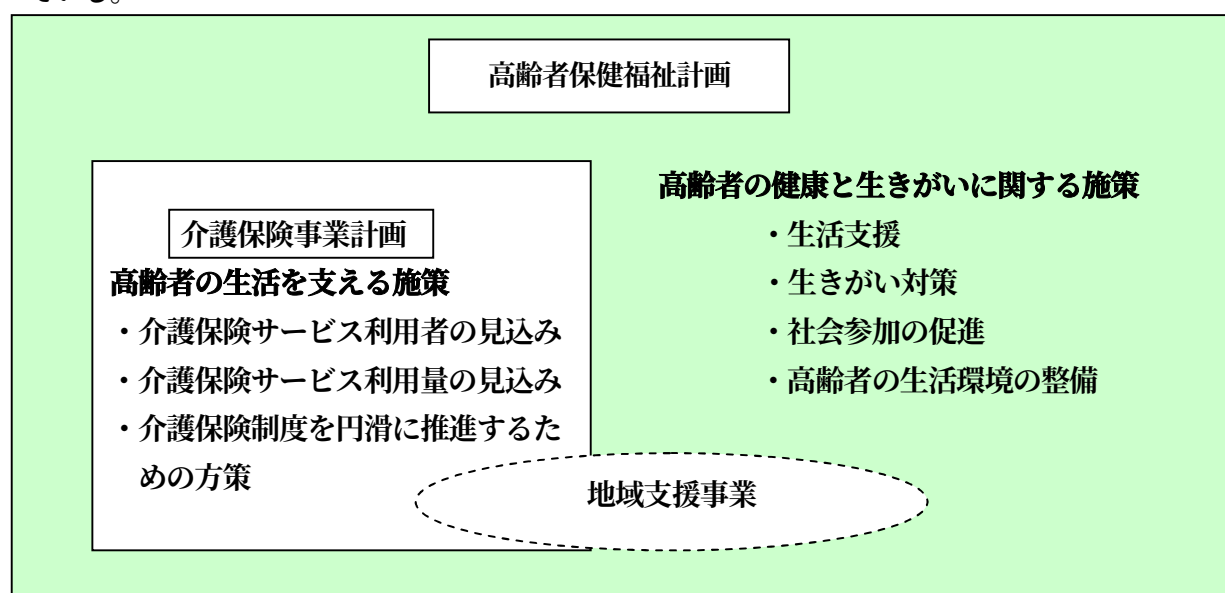
4 入所者の状況（4月1日現在）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山市	51人	51人	40人	43人	46人
市外（県内）	8人	9人	9人	8人	7人
市外（県外）	0人	0人	0人	0人	0人
合計	59人	60人	49人	51人	53人

介護保険

介護保険事業計画

平成12年4月からスタートした介護保険制度は、少子高齢社会の到来により深刻になっている介護を社会全体で支えようとする制度である。介護保険により『老後の安心』を、一般保健福祉施策により『老後の生きがいと健康』を提供する。津山市は、介護保険事業の円滑な運営と推進を図るため、「津山市介護保険事業計画」と「津山市高齢者保健福祉計画」を一体的に策定している。



第5期津山市介護保険事業計画では、平成24年度から平成26年度までの高齢者数等を次のとおり見込んでいる。

《高齢者数等の推計》

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 口	107,401 人	106,303 人	105,393 人	104,485 人
65歳以上人口	26,874 人	27,991 人	28,509 人	29,028 人
75歳以上人口	14,994 人	15,032 人	15,185 人	15,338 人
75歳以上の占める率	55.8%	53.7%	53.3%	52.8%
高 齢 化 率	25.0%	26.3%	27.1%	27.8%

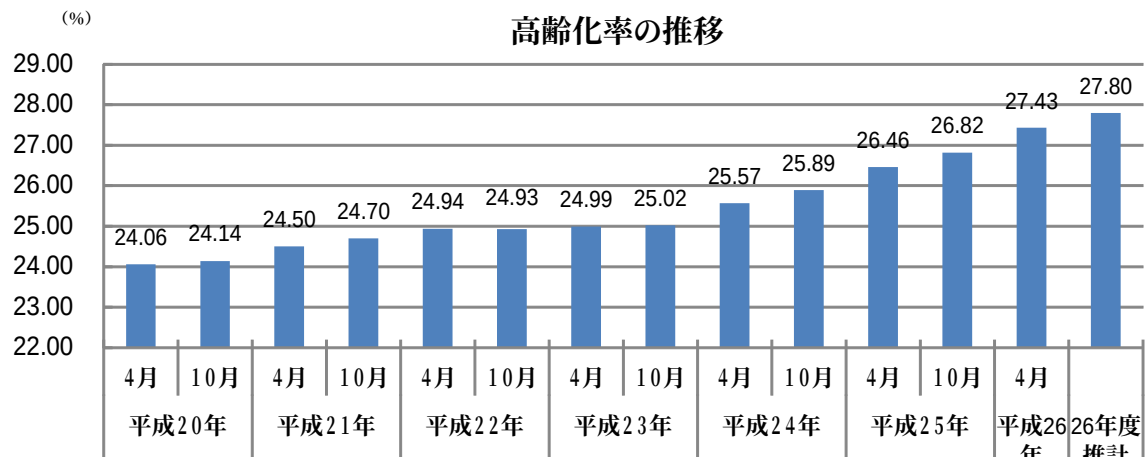
《支援や介護が必要な被保険者数の推計》

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要 援 護 者 数	5,824 人	6,007 人	6,287 人	6,566 人
施 設 入 所 者	1,526 人	1,616 人	1,621 人	1,724 人
在 宅 等	4,298 人	4,391 人	4,666 人	4,842 人

高齢化率、被保険者数等の状況

1 高齢化率の推移

津山市の高齢化率は、平成23年10月には25%を超え、今後もさらに高齢化が進んでいくと予測される。



2 被保険者数

第1号被保険者	28,694人	介護保険事業状況報告 (平成26年3月31日現在)
65歳以上75歳未満	13,314人	
75歳以上	15,380人	
外国人被保険者(再掲)	60人	
住所地特例(再掲)	72人	
第2号被保険者	33,492人	住民基本台帳(平成26年3月31日現在)
計	62,186人	

3 要介護度別認定者数等

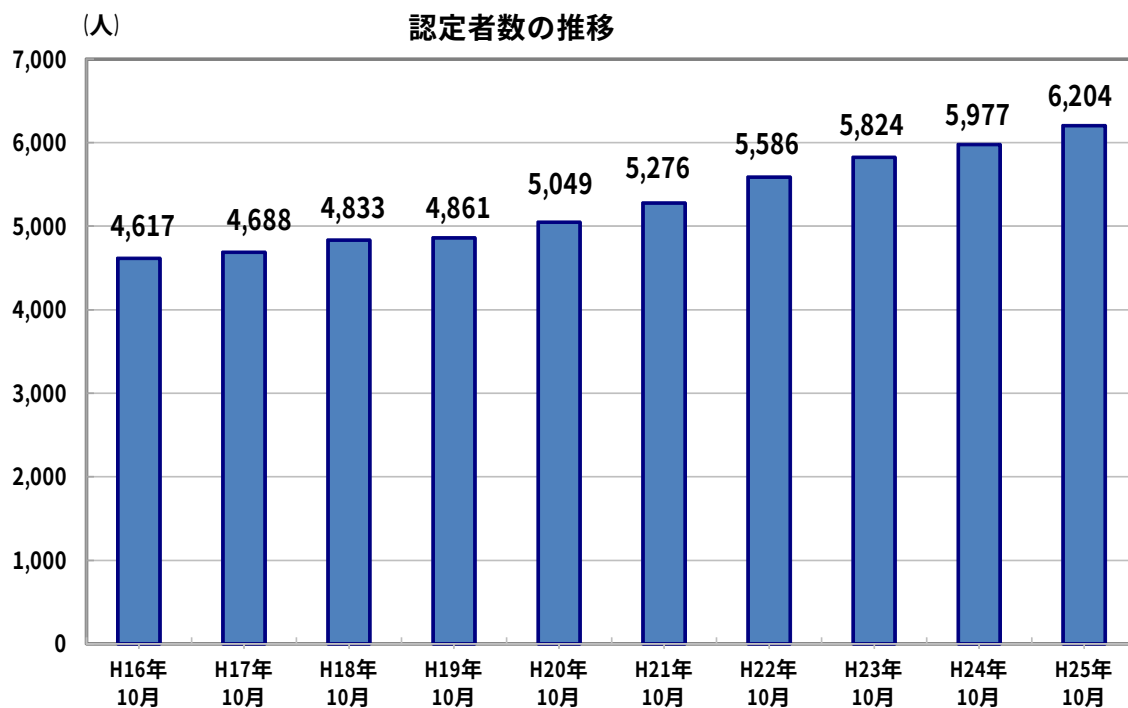
平成26年3月末現在の認定者数は6,045人で、要支援1、要支援2、要介護1の軽度認定者が約46%を占めている。

【要介護度別認定者数】(平成26年3月末現在)

区 分	要支援1	要支援2	小 計
1号被保険者	785人	824人	1,609人
65～74歳	99人	93人	192人
75歳以上	686人	731人	1,417人
2号被保険者	9人	25人	34人
総 数	794人	849人	1,643人

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小 計	認定者計
1号被保険者	1,216人	1,052人	774人	661人	830人	4,533人	6,142人
65～74歳	116人	87人	64人	62人	84人	413人	605人
75歳以上	1,100人	965人	710人	599人	746人	4,120人	5,537人
2号被保険者	25人	24人	18人	11人	24人	102人	136人
総 数	1,241人	1,076人	792人	672人	854人	4,635人	6,278人

＊介護保険事業状況報告



介護保険サービス事業者の状況

居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

事業者数	39事業所
------	-------

介護予防支援事業者

要支援1・2の認定となった方に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の紹介、連絡調整を行う事業者

津山市地域包括支援センター(サブセンター)	1ヶ所(8ヶ所)
-----------------------	----------

在宅サービス

サービスの種類	事業者数
(介護予防)訪問介護	31事業所
(介護予防)訪問入浴介護	4事業所
(介護予防)訪問看護	9事業所
(介護予防)通所介護	41事業所
(介護予防)通所リハビリテーション	9事業所
(介護予防)福祉用具貸与	10事業所
(介護予防)福祉用具販売	10事業所
(介護予防)短期入所生活介護	10事業所
(介護予防)短期入所療養介護	9事業所
(介護予防)特定施設入所者生活介護	4事業所
地域密着型特定施設入所者生活介護	4事業所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	36ユニット
(介護予防)認知症対応型通所介護	3事業所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	7事業所

施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

市内施設	7施設
------	-----

○介護老人保健施設（老人保健施設）

市内施設	7施設
------	-----

○介護療養型医療施設

市内施設	1施設
------	-----

※事業所、施設の数はい平成26年4月1日現在

介護サービスの利用状況

1 居宅介護(介護予防)サービス受給者の要介護度別人数

(平成26年3月サービス分)

要支援1	要支援2	小計
415人	536人	951人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	認定者計
838人	728人	444人	284人	248人	2,542人	3,493人

＊介護保険事業状況報告

2 地域密着型(介護予防)サービス受給者の要介護度別人数

(平成26年3月サービス分)

要支援1	要支援2	小計
3人	9人	12人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	認定者計
96人	142人	120人	93人	93人	544人	556人

＊介護保険事業状況報告

3 施設介護サービス受給者の要介護度別人数

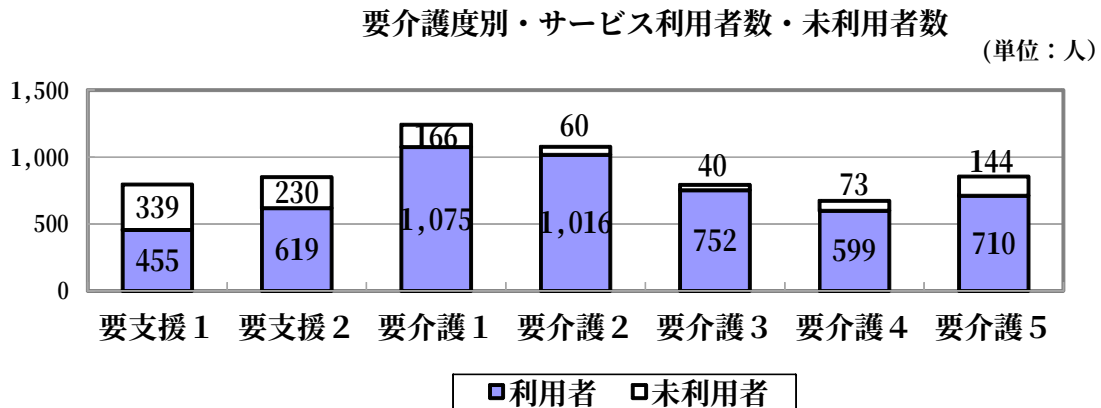
(平成26年3月サービス分)

施設区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者計
介護老人福祉施設	11人	31人	97人	175人	250人	564人
介護老人保健施設	35人	48人	74人	74人	112人	343人
介護療養型医療施設	0人	1人	0人	6人	40人	47人
計	46人	80人	171人	255人	402人	954人

＊介護保険事業状況報告

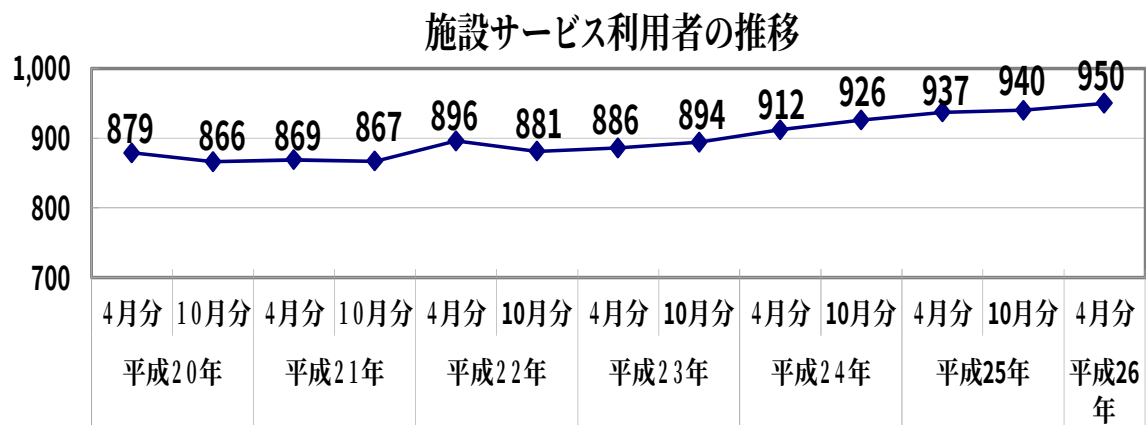
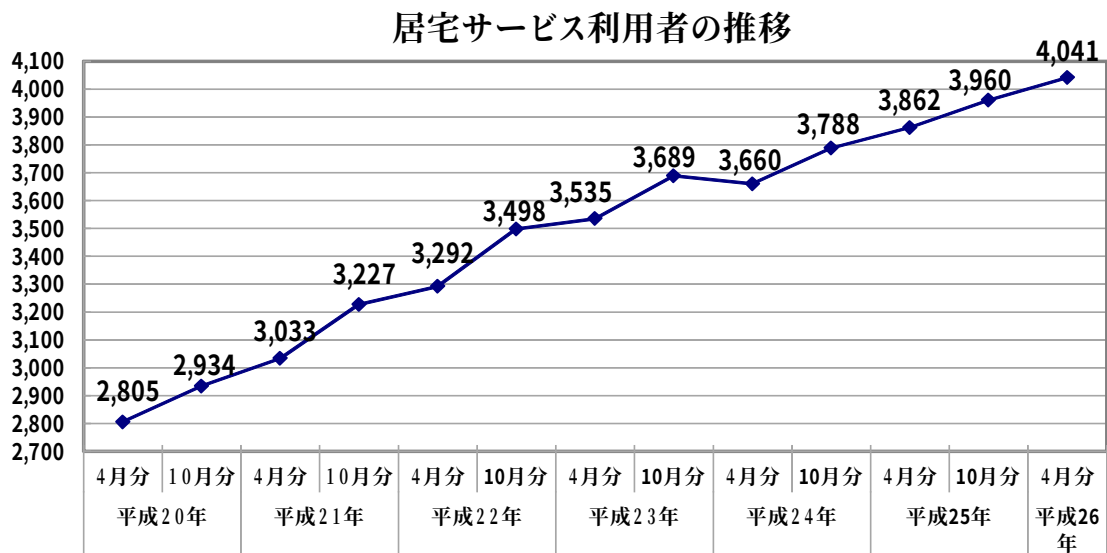
4 サービス利用、未利用の状況

(平成26年3月サービス分)



＊介護保険事業状況報告

5 介護サービス利用者数の推移



＊居宅サービス利用者数には地域密着型サービス利用者数を含む。

6 介護給付費執行実績

年度	区分	施設サービス費	居宅サービス費	高額介護サービス等費	地域密着型サービス費	特定入所者介護サービス等費等	計
21	給付額	2,687,450,394	2,805,986,029	140,641,746	1,164,317,687	249,019,580	7,047,415,436
	構成比率	% 38.2	% 39.8	% 2.0	% 16.5	% 3.5	% 100.0
22	給付額	2,718,435,008	3,055,865,453	147,320,076	1,275,120,846	263,447,300	7,460,188,683
	構成比率	36.4	41.0	2.0	17.1	3.5	100.0
23	給付額	2,760,965,673	3,422,430,312	158,409,652	1,314,020,466	277,887,213	7,933,713,316
	構成比率	34.8	43.1	1.9	16.5	3.5	100.0
24	給付額	2,896,163,674	3,579,669,504	182,688,156	1,426,598,415	298,486,295	8,383,606,044
	構成比率	34.5	42.7	2.2	17.0	3.6	100.0
25	給付額	2,953,327,262	3,800,009,766	184,403,912	1,441,849,014	305,712,254	8,685,302,208
	構成比率	34.0	43.8	2.1	16.6	3.5	100.0

第1号被保険者保険料の賦課及び収納の状況

1 第1号被保険者保険料

平成24年度から平成26年度までの期間において、介護保険サービスの経費を賄うために必要となる第1号被保険者保険料の基準月額額は、4,910円となる。個人の保険料額は本人及び世帯の収入状況に応じて10段階に区分しており、平成24年度から平成26年度までの各所得段階別の年間保険料額は次のとおりである。

所得段階	対象となる方	保険料（年額）
第1段階	生活保護の受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	29,460円
第2段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	29,460円
第3段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるが120万円以下の方	38,290円
第4段階	市民税非課税世帯で上記（第2、3段階）に該当しない方	44,190円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	44,190円
第6段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、第5段階に該当しない方	58,920円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	66,570円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上で190万円未満の方	73,650円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上で400万円未満の方	88,380円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	103,110円

2 平成25年度第1号被保険者保険料の賦課段階別人数

(平成26年3月現在)

賦課区分	特別徴収	普通徴収	併徴者	計	構成比率
第1段階	205人	180人	8人	393人	1.4%
第2段階	3,619人	664人	67人	4,350人	15.2%
第3段階	2,761人	223人	96人	3,080人	10.7%
第4段階	2,418人	215人	93人	2,726人	9.5%
第5段階	2,543人	460人	80人	3,083人	10.7%
第6段階	4,341人	217人	134人	4,692人	16.4%
第7段階	3,891人	502人	264人	4,657人	16.2%
第8段階	2,355人	307人	71人	2,733人	9.5%
第9段階	1,980人	295人	55人	2,330人	8.1%
第10段階	524人	103人	23人	650人	2.3%
計	24,637人	3,166人	891人	28,694人	100.0%

3 第1号被保険者保険料の収納状況

年度	区 分		調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収納率
2 1	現 年 分	特 別 徴 収	1,165,305,012	1,165,305,012	0	100.00
		普 通 徴 収	113,527,451	100,832,010	0	88.55
		計	1,278,832,463	1,266,137,022	0	98.96
	滞納繰越分		25,151,945	6,074,907	7,346,542	24.15
	合計		1,303,984,408	1,272,211,929	7,346,542	97.56
2 2	現 年 分	特 別 徴 収	1,171,399,963	1,171,399,963	0	100.00
		普 通 徴 収	99,774,275	87,072,162	0	88.82
		計	1,271,174,238	1,258,472,125	0	99.01
	滞納繰越分		24,352,387	5,621,208	6,696,877	23.08
	合計		1,295,526,625	1,264,093,333	6,696,877	97.57
2 3	現 年 分	特 別 徴 収	1,171,398,616	1,171,398,616	0	100.00
		普 通 徴 収	101,665,482	88,590,021	0	87.27
		計	1,273,064,098	1,259,988,637	0	99.00
	滞納繰越分		24,629,817	6,075,200	6,509,558	24.67
	合計		1,297,693,915	1,266,063,837	6,509,558	97.56
2 4	現 年 分	特 別 徴 収	1,360,539,548	1,360,539,548	0	100.00
		普 通 徴 収	141,422,368	125,771,691	0	88.93
		計	1,501,961,916	1,486,311,239	0	98.96
	滞納繰越分		25,090,610	6,512,082	5,403,181	25.95
	合計		1,527,052,526	1,492,823,321	5,403,181	97.76
2 5	現 年 分	特 別 徴 収	1,401,616,962	1,401,616,962	0	100.00
		普 通 徴 収	148,980,784	133,875,760	0	89.86
		計	1,550,597,746	1,535,492,722	0	99.03
	滞納繰越分		28,766,248	8,223,773	6,148,170	28.59
	合計		1,579,363,994	1,543,716,495	6,148,170	97.74

介護予防事業

1 二次予防事業

○生活機能評価の実施状況

項 目	人 数	率	備 考
基本チェックリスト送付者数 ①	22,926 人		
基本チェックリスト実施者数 ②	15,711 人	68.46%	②／①
二次予防事業対象者数 ③	4,961 人		

○二次予防事業対象者の年齢別人数

		65 歳～69 歳	70 歳～74 歳	75 歳～79 歳	80 歳～84 歳	85 歳～	合計
平成 24 年度 対象者	男性	342 人	370 人	450 人	442 人	337 人	1,941 人
	女性	419 人	500 人	709 人	757 人	635 人	3,020 人
計		761 人	870 人	1,159 人	1,199 人	972 人	4,961 人

○通所型介護予防事業の実施状況

介護予防プログラム	実施回数	参加延人数	参加実人数	実施箇所
運動器の機能向上	104 回	604 人	84 人	4 箇所
栄養改善	39 回	252 人		
口腔機能の向上	47 回	299 人		

2 一次予防事業

○介護予防普及啓発事業

内 容	実施箇所	開催回数	参加延人数
認知症ささえあえるまちづくり事業	9 箇所	29 回	659 人
めざせ元気!! こけないからだ講座	181 箇所	8,001 回	106,680 人
(内) 栄養教室	(内) 23 箇所	(内) 23 回	(内) 339 人
地域参加型リハビリ教室	0 箇所	0 回	0 人
その他介護予防教室等		97 回	4,228 人

○地域介護予防活動支援事業

介護サポーター養成講座 1 回開催 41 人参加

介護保険制度を円滑に運営するための取組

介護保険制度を円滑に運営するため、津山市は次の取組を行っている。

（１）介護保険運営協議会の設置

介護保険事業計画の策定・進行管理と事業運営上生じる問題や課題の検討のため、被保険者公募委員を含む１８人の委員で構成する津山市介護保険運営協議会を設置している。

（２）介護保険事業者連絡協議会の設立

介護保険サービスを提供する事業者間並びに行政との連携を図り、また、相互の情報交換等を活性化することにより介護サービスの質的な向上を図るため、津山市介護保険事業者連絡協議会を設立している。事務局は高齢介護課が担当している。

（３）介護相談員派遣事業の実施

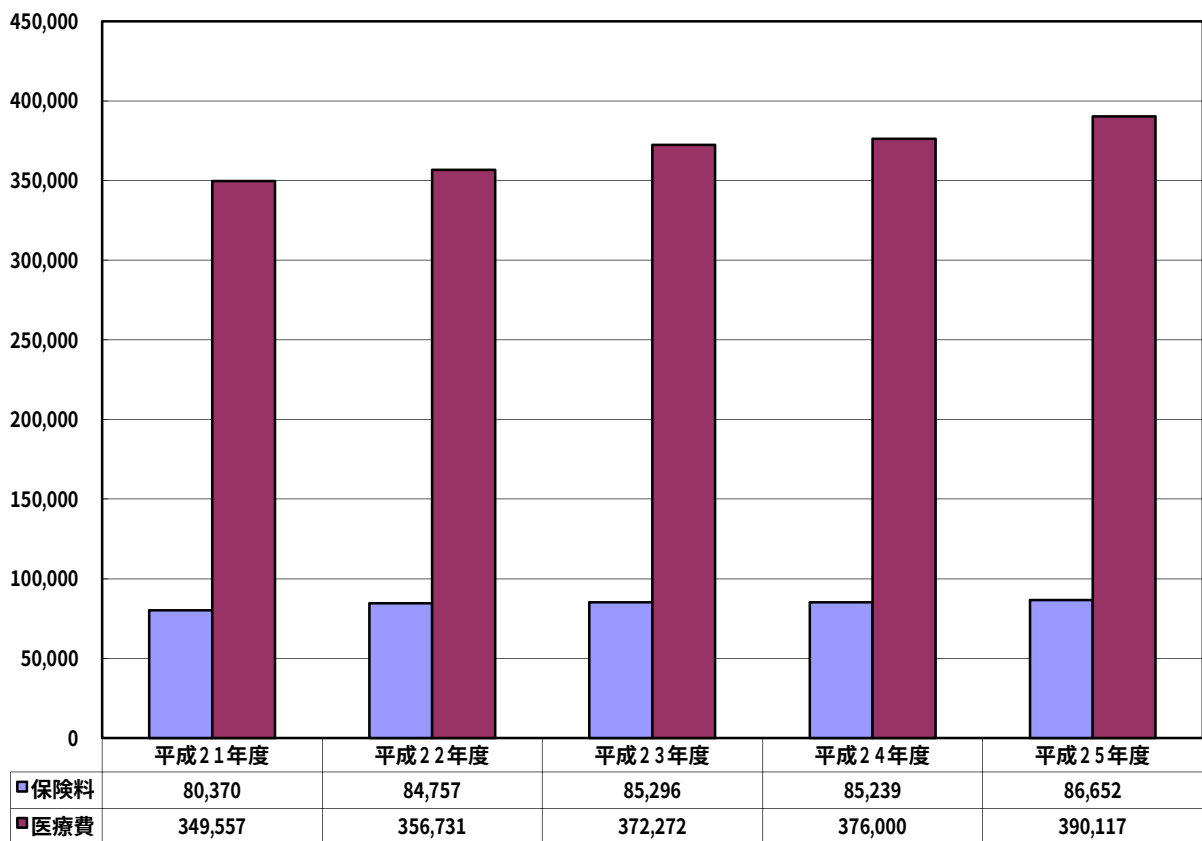
介護保険施設入所者等の介護保険に対する疑問や不満解消のため、市内の介護老人福祉施設等に津山市が委嘱した介護相談員１２人を派遣している。

国民健康保険

国民健康保険は、勤労者等の被用者を対象とする被用者保険に加入していない一般住民を対象とする地域保険で、疾病・負傷等に関して必要な保険給付を行うものである。

津山市の国民健康保険事業は、昭和35年10月に発足し、平成17年2月28日に加茂町・阿波村・勝北町・久米町と合併を行い、平成26年4月1日現在、被保険者世帯数14,177世帯、被保険者数22,978人が加入しており、住民全体の21.9%が国民健康保険の被保険者であり、地域医療保険として市民福祉向上のため果たすべき役割は非常に大きいものがある。

年度別医療費・保険料の動向
(被保険者1人当たり額)



1. 国民健康保険の特徴

- 国保の加入・脱退は、届出が必要である。
- 医療費の7割給付のほかにも、申請により受けられる給付がある。
- 国保のしくみ

国保の運営は、市町村で行っています。その費用は、おもに住民のみなさんの納める保険料によって支えられている。

○被保険者（加入の届出を含む）

・一般状況

(年度末国民健康保険加入状況)

年 度	(1) 年度末全市状況		(2) 年度末国民健康保険加入状況					
	世帯数	人 口	世帯数	加入率	対前年比	被保険者数	加入率	対前年比
	世帯	人口	世帯	%	%	人	%	%
21	43,775	108,139	14,590	33.33	0.13	24,565	22.72	-0.33
22	43,914	107,387	14,609	33.27	0.13	24,420	22.74	-0.59
23	44,110	106,628	14,567	33.02	-0.29	24,145	22.64	-1.13
24	44,262	105,762	14,401	32.54	-1.14	23,719	22.43	-1.76
25	44,485	104,958	14,177	31.87	-1.56	22,978	21.89	-3.12

年 度	(3) 年度末国民健康保険被保険者数					
	一般	割合	対前年比	退職	割合	対前年比
	人	%	%	人	%	%
21	22,920	93.30	-0.66	1,645	6.70	4.44
22	22,429	91.85	-2.14	1,991	8.15	21.03
23	21,996	91.10	-1.93	2,149	8.90	7.94
24	21,698	91.48	-1.35	2,021	8.52	-5.96
25	21,280	92.61	-1.93	1,698	7.39	-15.98

・資格異動届出状況

(被保険者増減内訳・増)

年 度	資 格 取 得						
	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者離脱	そ の 他	計
	人	人	人	人	人	人	人
21	717	3,422	114	118	2	78	4,451
22	627	3,724	123	115	0	71	4,660
23	704	3,795	90	104	0	61	4,754
24	684	3,554	116	104	0	65	4,523
25	704	3,162	83	96	0	80	4,125

(被保険者増減内訳・減)

年 度	資 格 喪 失							差 増	引 減
	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢	そ の 他	計		
	人	人	人	人	人	人	人		人
21	654	2,592	152	171	842	123	4,534		-83
22	601	2,754	123	177	1,007	141	4,803		-143
23	721	2,880	143	185	990	110	5,029		-275
24	615	2,934	123	149	1,024	104	4,949		-426
25	662	3,011	92	168	831	102	4,866		-741

(異動届出書件数)

年 度	取 得 届	喪 失 届	氏 名 変 更 届	世 帯 変 更 届	住 所 変 更 届	世 帯 主 変 更 届	合 計	対前年比
	件	件	件	件	件	件	件	%
21	3,188	3,615	133	370	353	338	7,997	-53.36
22	3,298	3,807	146	390	369	339	8,349	4.40
23	3,355	3,930	142	401	363	362	8,553	2.44
24	3,208	3,932	130	379	376	347	8,372	-2.12
25	3,038	3,785	117	313	364	340	7,957	-4.96

下記の場合は、14日以内に届出が必要

	こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
国 保 加 入	他市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
国 保 脱 退	他市町村に転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入ったとき (被扶養者になったとき)	印鑑、国保保険証及び職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、保険証
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
そ の 他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
	市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失したとき	印鑑、本人を証明するもの（免許証など）

○保険給付(一部負担金)

・ 本人一部負担金

一般被保険者	0歳～就学前	2割負担
	6歳（就学前を除く）～69歳	3割負担
	70歳以上	2割負担※1（一定以上所得者は3割負担※2）

※1 ただし、平成26年4月1日までに70歳に到達している人は1割になる。

※2 一定以上所得者・課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税所得が145万円以上でも、年収が70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満の人（一人世帯の場合は、年収383万円未満）の場合は、申請により1割又は2割負担となる。

・ 入院中の食事の一部負担（1食あたり）

一 般 加 入 者		260円
住民税非課税世帯等 （70歳以上では低所得Ⅱの人）	90日まで	210円
	91日以上	160円
70歳以上で低所得Ⅰの人		100円

（住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証」（70歳以上の人で低所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定書」）の申請が必要）

低所得Ⅱ・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

低所得Ⅰ・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

・療養費

医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代やあんま、はり、きゅう、マッサージなどの施術料をいったん全額自己負担で支払われた場合、申請により認められれば、後から保険給付分が払い戻しされる。

平成18年4月1日から、小児弱視等の治療用眼鏡が療養費の対象となる（9歳未満の小児）

・出産育児一時金

国保被保険者が出産したとき、その世帯主に対し390,000円を支給（ただし、産科医療補償制度を利用している分娩機関で出産した場合、30,000円の追加支給。）。

・葬祭費

国保被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し50,000円を支給。

・海外療養費

短期間の海外渡航中の病気やけがの治療について、帰国後申請により療養費として給付。

○高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすれば次の基準額を超えた分が払い戻される。

平成26年4月現在

1. 69歳までの被保険者の場合

住民税 非課税世帯	35,400円
一 般	80,100円 医療費が267,000円を超えた 場合はその超えた分の1%を加算
上位所得者※1	150,000円 医療費が500,000円を超えた 場合はその超えた分の1%を加算

同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合計してこの表の額を適用する。

※1 上位所得者とは、国保料算定基礎となる所得が600万円を超える世帯をいいます。

- ・過去12ヶ月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、次の額を超えた部分を支給する。

住民税 非課税世帯	24,600円
一 般	44,400円
上位所得者※1	83,400円

2. 70歳以上の被保険者の場合（後期高齢者医療該当者を除く）

	外 来	入院及び世帯 ごとの限度額
一定以上所得者 ※3	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合 はその超えた分の1%を加算 (44,400円)※2
一 般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ※4	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※5		15,000円

- ※2 過去12ヶ月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から限度額が下がる。
- ※3 一定以上所得者・・・課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税所得が145万円以上でも、年収が70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満の人（一人世帯の場合は、年収383万円未満）の場合は、申請により1割負担となる。
- ※4 低所得Ⅱ・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）
- ※5 低所得Ⅰ・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

なお、高額療養費の支給対象となるのは、保険診療部分のみであり、食事代、差額ベッド代等は含まれない。また、同一の病院、診療所、薬局ごとで分け、さらに同一の病院、診療所であっても、内科と歯科及び入院と外来とはそれぞれ別で計算される。

・高額の治療が長期間必要なとき

血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の人は「特定疾病療養受療証」を申請されれば、病院での毎月の自己負担限度額が10,000円までとなる。（平成18年10月から、70歳未満の上位所得者は20,000円）

○保険料

区 分	内 容
① 均等割	被保険者1人あたり
② 平等割	被保険者1世帯あたり
③ 所得割	前年の総所得金額等－33万円（※）

平成25年度

	医 療 分	後期高齢者 医療支援分	介 護 分
均等割	27,900 円	8,400 円	8,000 円
平等割	21,700 円	6,200 円	4,500 円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	510,000 円	140,000 円	120,000 円

平成26年度

	医 療 分	後期高齢者 医療支援分	介 護 分
均等割	27,900 円	8,400 円	8,000 円
平等割	21,700 円	6,200 円	4,500 円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	510,000 円	160,000 円	140,000 円

※ 保険料には、その所得に応じて均等割、平等割の2割、5割、7割減額の軽減制度がある。ただし、所得の申告がされていることが条件となる。

・保険料の納期限（平成26年度）

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月31日

○退職者医療制度

会社などを退職して年金を受けている（年金証書を受領している）人のうち、次の①～②のすべてに該当する人は、退職者医療制度の適用を受けることができる。

①国保に加入している65歳未満の人（これから加入する人も含む。）

②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある人

これらすべてにあてはまる人が退職被保険者本人となり、その者と生活をともにし、主に退職被保険者本人の収入によって生計を維持している扶養家族（国保加入者）は、被扶養者となる。（条件あり）

・本人及び被扶養家族一部負担金

退職被保険者 一般国保被保険者と同じ。

平成26年4月現在

※平成26年度まで、退職者医療制度は経過的に存続する（新規加入は平成26年度まで）。

○特定健康診査、特定保健指導

平成20年4月より事業開始。

40歳以上75歳未満の国保被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療加入者に対して受診券などを送付し、生活習慣病などの疾病予防に役立てるため実施している。

40歳以上75歳未満の国保被保険者以外の方は、社会保険・健康保険組合等それぞれが加入している機関で同様に実施される。

平成25年度結果

・特定健康診査

対象人数	受診者数	受診率
17,054人	3,591人	21.1%

・特定保健指導

対象人数	利用者数	利用率
306人	64人	20.9%

○その他の保健事業

国民健康保険として、保険料の３％以上を目標に充てて保健事業に取り組み、市民の健康増進を図ることにより医療費の抑制に努めている。

- ・市広報「つやま」への記事掲載

平成 14 年度から、単独の広報紙作成から市広報へ掲載する方式に変更。国保に関するタイムリーなニュースを掲載している。

- ・血圧計

1 階市民ロビーに設置しており、来庁者が自由に計測できるようになっている。

- ・医療費通知

国保被保険者に対して 2 カ月おきに郵送している。

- ・体組成計

平成 17 年度に生活習慣病予防として機器を購入。対象者の各部位ごとの肥満の特徴、推定筋肉量を測ることが出来、運動の必要性などを指導する際の動機付けに活用している。健康福祉まつりや骨密度測定の際にあわせて活用している。

- ・プロジェクター及びパソコン

平成 18 年度に、集団健康教育に活用するために機器を購入。地域での健康相談や講話等の際に、図・グラフ等を利用して分かりやすく説明するために活用している。

- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）普及促進

平成 21 年度には、ジェネリック医薬品希望カードを配布し、国保啓発パンフレットにジェネリック医薬品に関するページを掲載、平成 22 年度には、前記に加えて健康セミナーを開催し、ジェネリック医薬品の普及を図った。平成 23 年度には、津山薬剤師会にジェネリックカードを配布し、各薬局で活用していただくようにした。平成 24 年度には、ジェネリック医薬品差額通知の送付を始めた。平成 25 年度にも更新用保険証にジェネリック医薬品希望カードを同封し、普及を図った。

- ・保健師による保健事業推進

平成 24 年度から嘱託保健師を活用し、重複頻回受診抑制のための訪問指導、糖尿病予防のための指導、特定健診の受診勧奨などを行っている。平成 24 年度 1 名、平成 25 年度 2 名体制で実施。平成 25 年度末で 1 名退職。平成 26 年度より 1 名採用で現在 2 名体制で実施中。

○後期高齢者医療制度

高齢者の心身の特性や生活実態をふまえ、高齢社会に対応する仕組みとして、後期高齢者の独立した医療制度が開始されました。

これまでは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国民健康保険や健康保険組合、共済組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月1日からは新たな独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになりました。

	後期高齢者医療制度
根拠条例	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
対象者	75歳以上の人
	65歳以上で (1) 1級～3級の身体障害者手帳を持っている人 (2) 4級の身体障害者手帳を持つ人のうち音声・言語障害、下肢障害（一部）のある人 (3) 療育手帳の重度障害（A） (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級 (5) 国民年金法等における障害年金の1級・2級 上記の人のうち、広域連合の認定を受けた人

医療機関での負担額	・一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの方・・・かかった医療費の1割 ・現役並み所得の方・・・かかった医療費の3割
------------------	--

所得区分	現役並み所得者	住民税の課税所得が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者。ただし、被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の人は、申請により1割負担。現役並み所得の被保険者（世帯に他の被保険者がいない場合に限り）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人も、申請により1割負担。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ、以外の人
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
	低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人及び老齢福祉年金受給者

25年度

(1) 加入状況（月末）

月	65～74 歳 (障害認定)	75 歳以上	合計
3	404 人	15,184 人	15,588 人
4	407 人	15,204 人	15,611 人
5	405 人	15,213 人	15,618 人
6	404 人	15,215 人	15,619 人
7	406 人	15,230 人	15,636 人
8	409 人	15,219 人	15,628 人
9	414 人	15,220 人	15,634 人
10	411 人	15,204 人	15,615 人
11	409 人	15,169 人	15,578 人
12	415 人	15,129 人	15,544 人
1	418 人	15,158 人	15,576 人
2	416 人	15,162 人	15,578 人
3	417 人	15,180 人	15,597 人

(2) 異動（増）

県外転入	年齢到達	障害認定	生保廃止	その他	県内転出	計
17 人	948 人	98 人	14 人	2 人	20 人	1,099 人

(3) 異動（減）

県外転出	死亡	障害認定取消	生保開始	その他	県内転出	計
51 人	956 人	0 人	35 人	15 人	33 人	1,090 人

(4) 限度額適用・標準負担額減額認定申請受付

月	受付件数
4	33
5	37
6	25
7	87
8	52
9	30
10	48
11	39
12	30
1	46
2	42
3	43
合計	512

【高額療養費制度】

ひと月当たりの一部負担金の合計額が以下の金額を超えた場合、申請により高額療養費として支給します。

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
①一般	12,000円	44,400円
②低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
③低所得者Ⅰ		15,000円
④現役並み所得	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※

※ 過去12ヶ月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

【入院時食事代】

		1食あたりの食費
①一般		260円
②低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12ヶ月の入院日数)	210円
	90日を越える入院 (過去12ヶ月の入院日数)	160円
③低所得者Ⅰ		100円

※ ②、③の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

【療養病床に入院したとき】

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
①一般	460円※	320円
②低所得者Ⅱ	210円	320円
③低所得者Ⅰ	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

国民年金

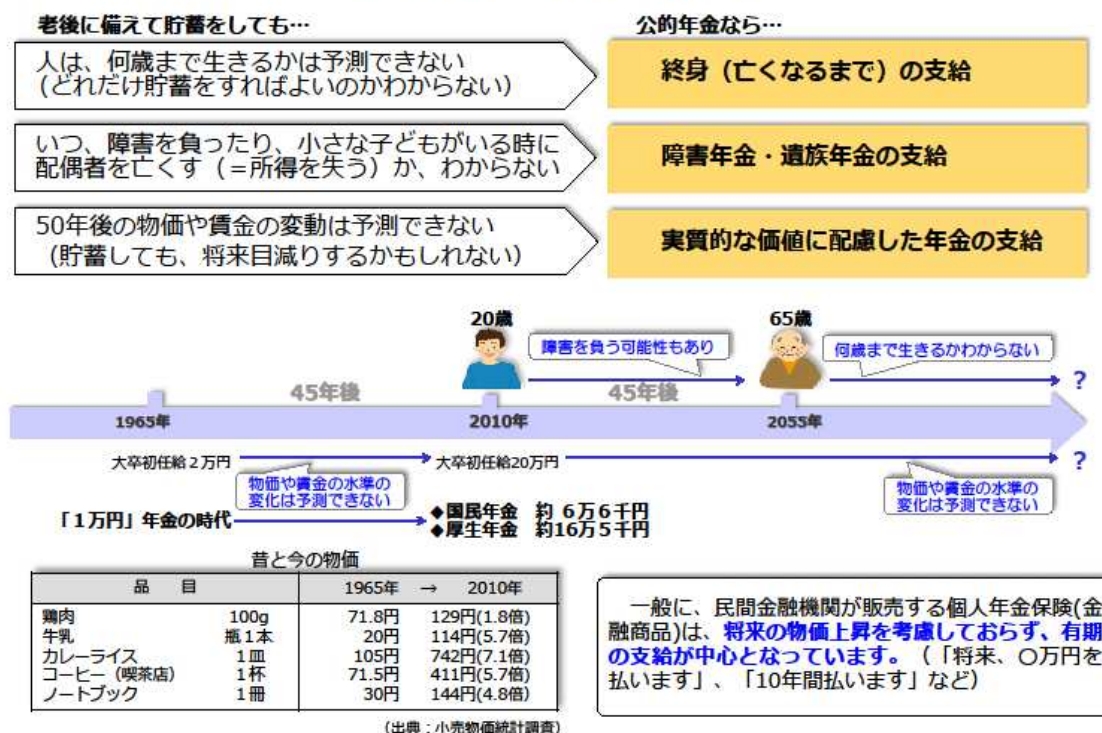
私たちの人生には、自分や家族の加齢、障害、死亡など、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備えるための仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

公的年金制度には、国民年金、厚生年金と共済年金があり、市町村役場では主に国民年金業務を行っています。国民年金制度は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、原則として全員国民年金に加入しなければならないこととなっています。

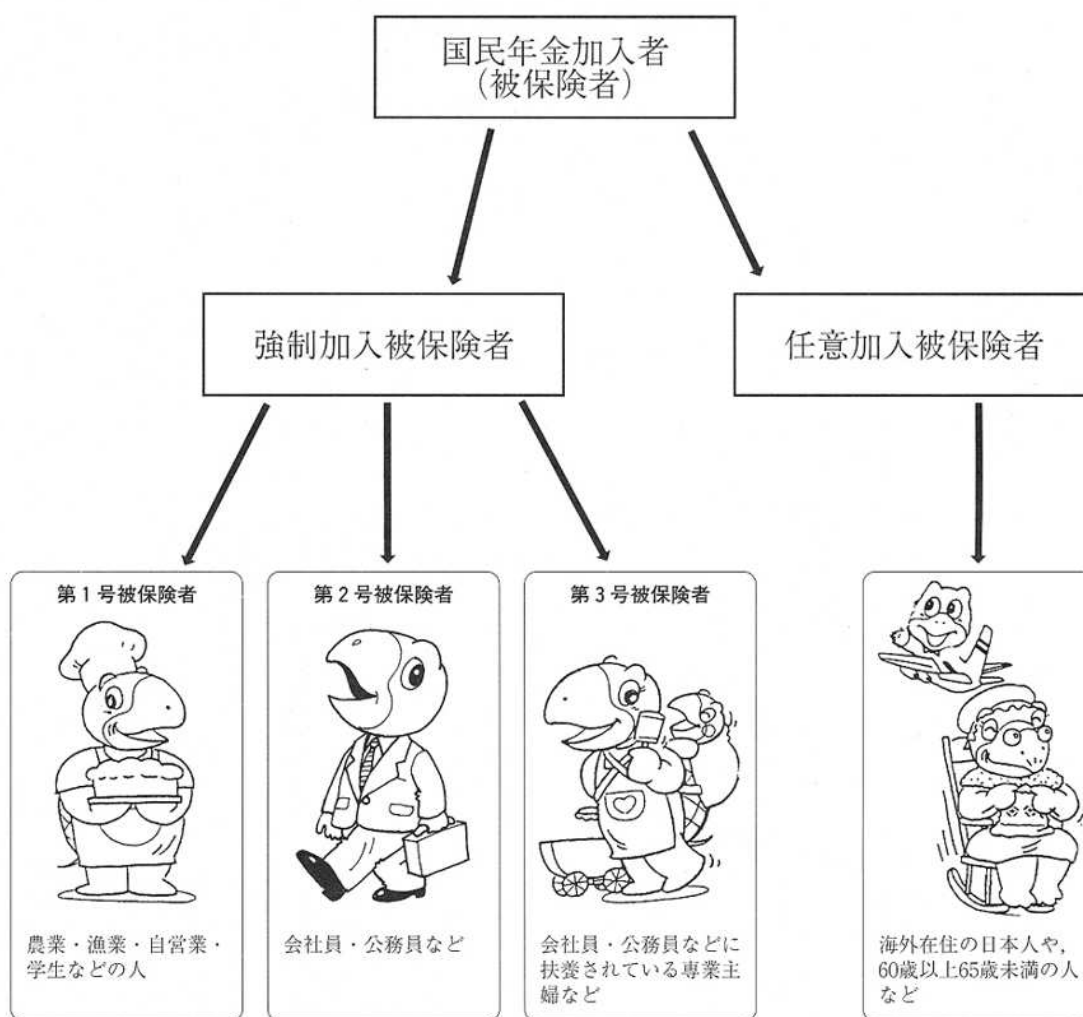
このように、国民年金等の公的年金制度は、予測することができない将来のリスクを、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

公的年金制度の特徴



1. 国民年金に加入する人

国民年金の加入者を「被保険者」といい、必ず加入することになる「強制加入被保険者」と、希望して加入できる「任意加入被保険者」の2種類に分かれ、このうち強制加入被保険者は、職業によってさらに3種類に分かれます。



被保険者年度別加入状況表

(単位：人)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第 1 号被保険者	13,526	12,901	12,641	12,317	11,825
第 3 号被保険者	7,500	7,326	7,041	6,915	6,682
任意加入被保険者	292	277	220	171	146
合 計	21,318	20,504	19,902	19,403	18,653

2. 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は15,250円（平成26年度）です。

また、保険料を前払い（前納）すると保険料が安くなります。口座振替はさらに保険料が安くなります。

納付方法	1ヶ月分	6ヶ月分	1年分	2年分
現金支払（月々）	15,250円	91,500円	183,000円	370,080円
現金支払（前納） 【割引額】		90,760円 【740円】	179,750円 【3,250円】	
口座振替（前納） 【割引額】	15,200円 【50円】	90,460円 【1,040円】	179,160円 【3,840円】	355,280円 【14,800円】

（1）保険料免除制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $1/2$ （平成20年度分までは $1/3$ ）として計算されます。

◆全額免除となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$$

申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

一部免除制度（一部納付制度）

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ 4分の3免除 → 年金額 $5/8$ （平成20年度分までは $1/2$ ）
- ・ 半額免除 → 年金額 $3/4$ （平成20年度分までは $2/3$ ）
- ・ 4分の1免除 → 年金額 $7/8$ （平成20年度分までは $5/6$ ）

◆一部納付となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の3免除 → $78 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$
- 半額免除 → $118 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$
- 4分の1免除 → $158 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$

※全額免除、一部免除ともに、10 年以内でしたら追納することができます。ただし、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

若年者納付猶予制度

学生納付特例制度

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20 歳台で学生以外）の方や所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、**申請により保険料の納付が猶予される制度**です。将来の年金額を増やすために、10 年以内でしたら追納することができます。ただし、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

免除制度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全額免除	2,067	2,122 人	2,364 人	2,346 人	2,355 人
4 分の 3 免除	247	231 人	266 人	296 人	288 人
半額免除	145	121 人	168 人	143 人	172 人
4 分の 1 免除	67	47 人	67 人	55 人	71 人
若年者納付猶予	336	338 人	416 人	404 人	412 人
学生納付特例	1,146	1,168 人	1,213 人	1,203 人	1,183 人

3. 基礎年金給付

65 歳から生涯老齢基礎年金が支給されます。（終身保障）

老 齢

基 礎 年 金

平成 26 年度年金額 772,800 円（満額）

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間（480 月）の全期間保険料を納めた人は、65 歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低 25 年間（300 月）あることが必要です。

＊老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

$$772,800 \text{ 円} \times \left[\text{保険料納付月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/2 \text{ (平成 20 年度分までは 1/3)}) \right. \\ \left. + (\text{保険料 1/4 納付月数} \times 5/8 \text{ (平成 20 年度分までは 1/2)}) + (\text{保険料半額納付月数} \times 3/4 \text{ (平成 20 年度分までは 2/3)}) \right. \\ \left. + (\text{保険料 3/4 納付月数} \times 7/8 \text{ (平成 20 年度分までは 5/6)}) \right] \div \text{加入可能年数} \times 12$$

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また、万一本人がなくなったときは、残された配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。

障害

基礎年金

平成 26 年度年金額（定額） 966,000 円（1 級）
772,800 円（2 級）

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表（1 級・2 級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

（注 1）子の人数によって加算（1 人につき：222,400 円、3 人目以降：74,100 円）があります。

（注 2）平成 23 年 4 月から加算の範囲が拡大され、受給権発生後に生計を維持する子を有した場合には、法が施行された平成 23 年 4 月 1 日から加算の対象となります。

遺族

基礎年金

平成 26 年度年金額 995,200 円（子が 1 人）
（基本額（定額））：772,800 円＋子 1 人の加算額 222,400

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

（注 1）子は 18 歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は 20 歳まで支給されます。

（注 2）配偶者に支給される場合は、子の人数によって加算（1 人につき 222,400 円、3 人目以降：74,100 円）があります。

＊障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の 2／3 以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないことが必要です。

4. 国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの基礎年金給付は、被保険者の種別にかかわらず、すべての国民に共通する年金給付ですが、第 1 号被保険者及び任意加入被保険者にのみ支給されるものとして次のような給付があります。

付加年金

付加保険料（400 円）を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

■支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200 円×付加保険料納付月数

したがって、40 年間付加保険料を納付した人の年金額は次のとおりです。

(老齢基礎年金) (付加年金の額)

$$772,800 \text{ 円} + 200 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} = 868,800 \text{ 円}$$

寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10 年以上婚姻関係があった妻に、60 歳から 65 歳までの間支給されます。

■支給される年金額

寡婦年金の額は、夫の第 1 号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の 4 分の 3 です。

死亡一時金

3 年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。

■支給される金額

死亡一時金の額は、保険料を納付した期間に応じて、120,000 円～320,000 円と定められています。

特別一時金

障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に国民年金に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人については、保険料の納付期間に応じて特別一時金が支給されます。

■支給される金額

特別一時金の額は、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、一時金の対象となる保険料納付済期間に応じて、27,100 円～677,800 円と定められています。

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の加入期間が 6 ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から 2 年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

■支給される金額

平成 26 年 4 月以降に基準月のある脱退一時金の請求があった場合の額は、保険料を納付した期間等に応じて、45,750 円～274,500 円と定められています。

5. 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成 17 年 4 月から福祉的措置として「特別障害給付金」を支給する制度が創設されました。

特別障害給付金

特別障害給付金の支給対象となる人は、次のいずれかに該当する人です。なお、障害基礎年金などを受給することができる人は対象になりません。

- (1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）がある人

■支給される給付金額

特別障害給付金制度で支給される額は、障害基礎年金の場合と同様に障害の程度に応じて 1 級に該当する場合と 2 級に該当する場合で異なり、次のようになっています。

- (1) 1 級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 49,700 円（2 級の 1.25 倍）
- (2) 2 級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 39,760 円

6. 年金等の受給者数

（単位：人）

給付の種別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
老齢基礎年金	25,428	25,660	26,084	26,916	27,847
障害基礎年金	2,133	2,130	2,177	2,169	2,169
遺族基礎年金	320	317	306	281	257
特別障害給付金	7	9	10	7	10

子育て支援

津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは、育児の応援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）がお互いに助けたり、助けられたりして育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。

所在：津山市新魚町17 アルネ・津山5階 男女共同参画センター「さん・さん」内
電話：31-8753

年度別会員数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員	563人	587人	538人	532人	561人
提供会員	225人	249人	304人	338人	330人
両方会員	145人	139人	129人	120人	112人
計	933人	975人	971人	990人	1,003人

年度別活動状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
活動件数	2,288件	1,940件	1,630件	1,741件	1,799

親子ひろば「すくすく」

2歳までの子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。親子や子ども同士が一緒に遊んだり、親同士が子育ての情報交換をする場を提供しています。利用時間内は自由に入退きでき、予約の必要はありません。室内には専任の保育士が2名常駐しています。

所在：津山市山北800 津山すこやか・こどもセンター3階

開設日時：月曜日～金曜日（祝・休日は除く） 9:30～12:00 13:00～15:30

運営委託先：津山市社会福祉協議会

年度別利用者数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用組数	6,915組	8,824組	7,779組	8,172組	8,426組
利用人数	15,101人	19,160人	16,618人	17,728人	18,250人

※ 平成19年度は7月から開始で、週1回の開催（アルネ・津山3階）

※ 平成20年度は月曜日は津山すこやか・こどもセンター1階で、火～金曜日はアルネ・津山4階で開催

※ 平成21年度から月～金曜日まで津山すこやか・こどもセンター3階で開催

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後や長期休み中に安全な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

児童クラブは現在、市内26小学校学区に設置され、全学区対応クラブが2施設あります。

1. 平成25年度児童クラブ設置学区

東小、北小、南小、弥生小、高野小、林田小、鶴山小、大崎小、向陽小、一宮小、河辺小、佐良山小、高田小、西小、広野小、成名小、高倉小、加茂小、勝加茂小、新野小、広戸小、秀実小、誠道小、中正小、喬松小、院庄小

2. 全学区対応クラブ

放課後児童健全育成センター津山、地域児童健全育成施設わらべ

3. 児童クラブの運営は津山市と委託契約を結んだ「運営委員会」「法人」の27団体が行っています。

年 度 別 実 施 状 況

（年度末現在）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実 施 ク ラ ブ 数	29クラブ	33クラブ	34クラブ	34クラブ	34クラブ
在 籍 児 童 数	950人	1,040人	1,122人	1,167人	1,267人

（大規模クラブは組に分かれて保育を行っている）

就学前教育・保育

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるように、健康・安全で発達に応じた保育・教育実践がおこなわれるように取り組んでいます。就学前保育・教育の充実に向けての研修等を通じて保育者の資質や専門性の一層の向上を図り、保育園（所）・幼稚園における乳幼児の健やかな育ちを保障し、保育園（所）・幼稚園の保育・教育の質の向上へ向けて取組みをしています。

津山市における就学前教育保育カリキュラム活用に関する取組み

「津山市における幼児教育の理念と展望」を反映した「津山における就学前教育・保育カリキュラム」が完成し、公立私立保育園（所）・幼稚園において、平成 25 年 4 月からカリキュラムの活用に取り組んでいます。

平成 26 年度、カリキュラム委員会指定で津山市立勝北風の子こども園において公開保育を実施ことに決定しました。研究テーマを「自分らしく周りの人とかわり人をつなぐ力を育てる」とし、市内保育園（所）・幼稚園・小学校の職員等の参加により、公開保育参観、乳幼児の発達に応じた環境構成や援助について意見交換をすることで、保育者の資質向上を図る取り組みを推進しています。さらに、講演会や交流紙の発行等により「就学前の教育・保育の充実」、「保育園（所）・幼稚園の教育と小学校教育の接続」に向けて取組みを深めます。

保育園（所）・幼稚園合同研修会

今日的課題である「保育園（所）・幼稚園・小学校の連携に関する研修会」・「特別支援教育に関する研修会」等を企画し、市内公立私立保育園（所）・幼稚園・（小学校）を対象に研修会を実施しています。「子どもの自己肯定感をそだてるために」と題して中京大学心理学部 鯨岡 峻教授による講演会を実施し、子ども達の心の育ちの重要性について研修を深めました。

保育園（所）・幼稚園の指導に関する取組み

・市内公立私立保育園（所）・幼稚園の園訪問を実施し、各園の経営方針に基づく取組みや地域性、施設管理状況、保育実践、特別な支援を要する幼児や食物アレルギー対応状況について把握に努め、必要に応じて指導を行っています。【各園 1～2 回・特別支援に関する訪問：該当園 1 回】

・津山市医師会と連携を図り、食物アレルギーをもつ乳幼児に対する食物提供の基本方針を定め、食物除去意見書を作成しました。公立私立保育園（所）・幼稚園に説明会を設け、市内統一した食物除去意見書を使用していく方向性を明らかにしました。

・公立幼稚園における研究指定園等【カリキュラム委員会指定・幼稚園教育研究会指定・学校保健会指定・岡山県教育センター１０年研修公開指定園】の研究指導や公立保育所・幼稚園の職員【新採用職員・年齢別の担任・特別支援補助員等】の指導を実施しています。【年間５０回程度】

・保育所長会、幼稚園長会、主任会、津山市立幼稚園教育研究会等の会議に参加し、公立私立保育園（所）・幼稚園の管理に当たっています。【年間７０回程度】

児 童 館

児童館は、0歳から18歳までの全ての児童が、遊びをとおしてその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子供会、親子クラブ、放課後児童健全育成事業実施等の地域組織活動の育成・助長を図るなど、さまざまな児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的とした児童厚生施設です。建物には集会室、遊戯室、図書室などを設けています。

活動内容は、運動や遊具による遊び、創作活動、季節の行事並びに親子クラブ、一輪車クラブ、けん玉クラブなどの自主的グループによる活動も実施されています。

阿波児童館

所在地 津山市阿波1782-1（平成7年4月開館）

敷地面積 871.96m² 建築面積 197.64m² 電話 46-2076（FAX兼用）

加茂児童館（ぐりむ児童館）

所在地 津山市加茂町中原97-1（昭和61年4月開館）

敷地面積 2,474m² 建築面積 296.68m² 電話 42-3168（FAX兼用）

中央児童館

所在地 津山市山北765（昭和53年4月開館）

敷地面積 800.00m² 建築面積 225.56m² 電話 22-2099（FAX兼用）

南児童館（ワイワイ児童館）

所在地 津山市横山26-2（平成13年5月開館）

敷地面積 861.00m² 建築面積 237.02m² 電話 24-4400（FAX兼用）

○阿波児童館

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児 童	2,057人	1,875人	1,433 人	1,204 人	1,652 人
保 護 者	320人	259人	242 人	305 人	252 人
団 体	148人	86人	112 人	171 人	95 人
計	2,525人	2,220人	1,787 人	1,680 人	1,999 人
月 平 均	210人	185人	149 人	140 人	166 人
1 日 平 均	16人	14人	12 人	11 人	13 人

○加茂児童館

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児 童	7,585人	5,183人	5,318人	5,851人	5,352人
保 護 者	1,953人	1,770人	1,618人	2,039人	2,154人
団 体	541人	335人	494人	745人	681人
計	10,079人	7,288人	7,430人	8,635人	8,187人
月 平 均	840人	607人	619人	720人	682人
1 日 平 均	35人	24人	26人	29人	28人

○中央児童館

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児 童	16,475人	15,984人	14,868人	15,673人	13,655人
保 護 者	6,176人	6,586人	6,545人	6,775人	6,586人
団 体	4,243人	3,468人	3,504人	3,634人	3,555人
計	26,894人	26,038人	24,917人	26,082人	23,806人
月 平 均	2,241人	2,170人	2,076人	2,174人	1,983人
1 日 平 均	93人	91人	85人	89人	81人

○南児童館

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児 童	9,094人	10,195人	9,233人	9,354人	8,373人
保 護 者	3,714人	4,368人	4,382人	4,432人	3,701人
団 体	2,620人	3,156人	3,451人	3,433人	2,593人
計	15,428人	17,719人	17,066人	17,222人	14,667人
月 平 均	1,286人	1,477人	1,422人	1,435人	1,222人
1 日 平 均	53人	61人	58人	60人	50人

児 童 福 祉

児童福祉法は、すべての児童が国・地方公共団体及び保護者によってひとしく生活を保障され、心身ともに健全に育成されることを目的として制定されています。

近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域子育て機能の低下など児童及び家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、次世代を担う子供を安心して生み育てられる環境づくりが急務の政策課題となってきました。そうした中で、市においては児童福祉施設の充実、保育所特別保育事業の実施、児童手当、児童扶養手当等の支給、母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の実施、心身障害児の福祉増進などに努めています。

保 育 所

(1) 保育の実施

保育所は、保護者が労働に従事又は病気などにより、家庭において保育ができない場合に保護者の委託を受けて保育することを目的とし、次世代を担う心豊かな人間性をもった子どもを育てる場としての役割を果たす大切な児童福祉施設です。

保育の実施は、保育を希望する保護者からの申請に基づき、保育の入所基準に従って決定されます。保育料は保護者の負担能力に応じた金額で算定します。

保 育 所 入 所 状 況 （平成26年4月1日現在）

公私立 の 別	施設数	定 員 (人)	入 所 人 員 (人)							充足率 (%)
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳～	計	
公 立	5	550	13	67	89	100	128	129	526	95.6
私 立	23	2,450	120	385	424	524	523	523	2,499	102.0
計	28	3,000	133	452	513	624	651	652	3,025	100.8
乳 幼 児 人 口			859	910	884	913	930	963	5,459	
乳幼児人口に占める 入所率 (%)			15.5	49.7	58.0	68.3	70.0	67.7	55.4	

年 度 別 入 所 状 況 （年度末現在）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入 所 人 員	3,414人	3,426人	3,334人	3,385人	3,320人
入所委託費計	(千円) 2,224,302	(千円) 2,249,935	(千円) 2,252,339	(千円) 2,245,050	(千円) 2,246,600

(2) 障害児保育（25ヵ所）

保育に欠ける障害児で、保育所での集団保育が可能な限り、保育所に受け入れて、健常児と一緒に保育することが児童の福祉を図る上で望ましいとされるところから実施しています。一般的な条件としては、中程度までの障害児で集団保育が可能であり、日々通所できる場合となっています。

年度別実施状況					(年度末現在)
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施園数	24ヵ所	27ヶ所	24ヶ所	23ヶ所	25ヶ所

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(4) 延長保育（27ヵ所）

保護者の勤務や通勤時間等の理由で、保育の延長が必要な児童を対象に保育時間を延長して、午後7時までの保育を実施しています。

年度別実施状況					(年度末現在)
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施園数	27ヶ所	27ヶ所	27ヶ所	27ヶ所	27ヶ所

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(5) 一時預かり事業（15ヵ所）

育児疲れの解消や保護者の急病時、就労形態の多様化に伴う継続的な保育など、入所児童以外の児童の一時的な保育需要に対応するため、緊急・一時的に保育を希望する場合に利用することができます。

①非定型的保育サービス

保護者の就労（再就職の準備）・職業訓練・就学形態等により、家庭における保育が週に3日程度まで断続的に困難となる児童に対する保育

②緊急保育サービス

保護者の傷病、入院、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭、ボランティア活動、地域社会活動、文化体育活動など社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育

③私的理由による保育サービス

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育

年度別実施状況					(年度末現在)
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施園数	16ヶ所	15ヶ所	15ヶ所	15ヶ所	15ヶ所

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(6) 休日保育（3カ所）

保育の実施児童であって、保護者が休日等において保育できない場合に、事前に休日保育事業の実施保育所に申込みをしたうえで利用することができます。

年度別実施状況						(年度末現在)
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
実施園数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(7) 病児・病後児保育（1ヶ所）

病気回復期にある児童を病院に付設された専用室において、一時的に預かり、保護者の子育て支援と就労支援を図ることを目的に、平成14年度から実施しています。

(8) 病児・病後児保育（体調不良児対応型）（11ヶ所）

保育所に通所している児童が、保育中に微熱を出すなど、「体調不良」となった場合において、看護師等を配置して安心かつ安全な体制を確保しています。

年度別実施状況						(年度末現在)
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
実施園数	11ヶ所	12ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(9) 子育て支援センター事業（4カ所）

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援・地域への出前保育などを実施しています。

助産施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保健上入院助産を受けることが必要であるが、経済的理由により、入院できない妊産婦を入所させて助産を受けさせることができる施設として、市内に1カ所あります。

年度別実施状況

(年度末現在)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
定員	2人	2人	1人	1人	1人
措置人数	3人	7人	3人	5人	2人

児童手当(特例給付)(旧:平成22年3月末日まで)

児童手当は、国・地方公共団体・事業主の三者が費用負担し、児童を養育している家庭に支給することによって、児童の養育費を補足し家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。(平成22年4月から子ども手当に変わりました。)

1. 支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給

(1) 小学校修了前までの児童を養育している人

(2) その人の前年の収入が一定の額に満たないこと。

2. 支給額は、第1・2子についてはそれぞれ月額5,000円、3子以降の1人については月額10,000円 ※3歳未満の乳幼児は、出生順位にかかわらず一律10,000円

3. 支給月は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて支給

年度別支給状況(2月末現在)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
児童手当	件数	7,957件	7,819件	0件	0件
	児童数	11,264人	11,158人	0人	0人
特例給付	件数	130件	130件	0件	0件
	児童数	179人	178人	0人	0人
合計	件数	8,087件	7,949件	0件	0件
	児童数	11,443人	11,336人	0人	0人

※1) 平成18年4月1日～ 小学校6年生まで対象年齢拡大
所得制限の緩和

※2) 平成22年4月1日～ 子ども手当に変更
平成22年6月に平成22年2・3月の2ヶ月分を支給

子ども手当(平成22年4月1日～24年3月末日まで)

平成22年4月から従来の「児童手当」から「子ども手当」に変わりましたが、平成24年4月1日からは新しい「児童手当」制度が始まりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに中学校修了前までの子どもの養育者に手当を支給する制度です。

○対象となる子どもおよび手当額

1. 支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給

中学校修了前までの子どもを養育している方(父または母、養育者)が受給者となります。

※父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。

2. 支給額は、平成22年4月から平成23年9月分までは、中学校修了前までの子ども1人につき月額13,000円。

平成23年10月から平成24年3月分までは、3歳未満は月額15,000円

3歳から小学校修了までは第1・2子は月額10,000円、第3子以降は月額15,000円

中学生は一律月額10,000円。

3. 支給月は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの10日(休日の場合は、その前日)に前月までの4カ月分をまとめて支給

年 度 別 支 給 状 況 (2月末現在)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
子 ども 手 当	件 数	10,747件	10,622件	0件
	児 童 数	14,671人	14,563人	0人

児 童 手 当 (特例給付) (新:平成24年4月1日～)

平成24年4月から「子ども手当」制度に変わり、新しい「児童手当」制度が始まりました。

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第1義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

○対象となる児童および手当額

1. 支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給

中学校修了前までの児童を養育している方(父または母、養育者)が受給者となります。

※父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。

2. 支給額は、3歳未満は月額15,000円

3歳から小学校修了までは第1・2子は月額10,000円、第3子以降は月額15,000円

中学生は一律月額10,000円。

3. 支給月は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの10日(休日の場合は、その前日)に月までの4カ月分をまとめて支給

年 度 別 支 給 状 況（2月末現在）

区 分		平成24年度	平成25年度
児 童 手 当	受 給 者 数	7,880人	7,759人
	児 童 数	13,848人	13,621人
特 例 給 付	受 給 者 数	234人	219人
	児 童 数	404人	383人
合 計	受 給 者 数	8,114人	7,978人
	児 童 数	14,252人	14,004人

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母のいない家庭の児童もしくは実質的に父又は母が不在の状態にある家庭の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に支給される制度です。

1. 対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、次のいずれかに該当する児童です。
 - (1) 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
 - (2) 父又は母が死亡した児童
 - (3) 1年以上にわたり父又は母が生死不明か、父又は母から遺棄されている児童
 - (4) 1年以上にわたり父又は母が法律により拘禁されている児童
 - (5) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
 - (6) 婚姻によらないで生まれた児童
 - (7) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
2. 手当の額は、全部支給の場合は月額41,020円、一部支給の場合は41,010円から9,680円の間で所得の増加に応じて手当額が設定されます。また、第2子については月額5,000円、第3子以降については1人につき月額3,000円が加算されます。
3. 手当を請求する人の所得が一定金額以上あるときは、手当は一部又は全額支給されません。
4. 支給月は、毎年4月・8月・12月にそれぞれの月の前月までの4か月分をまとめて支給されます。

年 度 別 支 給 状 況

（年度末現在）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支 給 件 数	1,107件	1,202件	1,211件	1,229件	1,211件

自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金事業とは、母子家庭の母や父子家庭の父の就労を促進するために指定された講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成25年4月から適用とする）
※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。
2. 対象となる講座は雇用保険制度による教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座です。
3. 受講料の20%（ただし、上限100,000円。4,000円に満たない場合は支給無し。）を受講終了後に支給します。
4. 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座について事前相談が必要です。

年度別支給状況						(年度末現在)
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
支給件数	2件	1件	1件	0件	2件	

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父の就労に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、2年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成25年4月1日以降に修業を開始した者とする）
※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。
2. 対象となる資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士です。
3. 高等職業訓練促進給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯が月額100,000円、市町村民税課税世帯が月額70,500円、支給対象期間は2年間を上限とする。
高等職業訓練修了支援給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円。
※平成24年3月31日までに修業を開始した場合は、市町村民税非課税世帯が月額141,000円支給、期間は修業期間の全期間で申請をした月から支給します。
4. 給付金の支給を受けるためには、養成機関に入学する前に事前相談が必要です。
既に修業されている方で、給付を希望される方は、速やかにご相談ください。
5. 申請時期は高等職業訓練促進給付金の場合、修業を開始した日以後。高等職業訓練修

了支援給付金は訓練終了後30日以内となります。

年度別支給状況

(年度末現在)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高等職業訓練 促進給付金	3件	5件	3件	4件
高等職業訓練 修了支援給付金	0件	2件	1件	2件

※ 平成22年度から開始された制度のため、平成21年以前の支給はありません。

遺児激励金

義務教育中の児童で、保護者の双方又は一方と死別した児童に対し、その児童の保護者又は保護者に代って監護養育をしている者に支給し、遺児となった児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

(支給額)

1. 入学激励金 1人につき 10,000円 (小・中学校に入学するとき)
2. 卒業激励金 // 10,000円 (中学校を卒業するとき)
3. 保護者死亡見舞金 // 10,000円 (遺児となったとき)

年度別支給状況

(年度末現在)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入学激励金	15人	16人	10人	7人	4人
卒業激励金	6人	11人	15人	8人	6人
保護者死亡見 舞金	1人	7人	8人	5人	3人
合 計	22人	34人	33人	20人	13人

母子及び父子並びに寡婦福祉

平成26年10月1日から母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子家庭に対する支援が拡充されます。母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の向上を図ることを目的として制定されています。法の基本理念として国・地方公共団体は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進についての責務を有し、すべての母子家庭及び父子家庭の児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母や父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとなっています。

市では生活の安定と向上のために各福祉資金の貸付制度、母子・父子自立支援員による身上相談や自立に必要な指導業務、就労支援を行っています。

母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金貸付制度

1. 母子及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための資金を貸付けする制度です。また、平成26年10月1日からは父子福祉資金貸付制度が創設され、父子に対しても修学資金、生活資金等を貸し付けることが出来るようになります。

1) 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、療養資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、児童扶養資金

2) 貸付利率

無利子、又は年3%

年度別利用状況(新規)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
貸 付 件 数	8 件	8 件	10 件	8 件	11 件

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉の増進と自立支援のために、次の業務を行っています。

1. 母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付け並びに償還に関する相談
2. 児童の養育・就学及び就職の問題や家庭紛争・再婚など生活一般に関する身上相談
3. その他

年 度 別 相 談 件 数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生 活 一 般	947件	679件	496件	652件	725件
児 童	228件	118件	56件	84件	108件
生 活 援 護	444件	273件	247件	226件	263件
そ の 他	90件	90件	58件	28件	61件
計	1,727件	1,160件	857件	990件	1,157件

平成23年度から父子相談件数含む。

母子福祉協力員

おおむね小学校区に1名の母子福祉協力員を配置し、生活に追われて地域から孤立しがちな社会的・経済的に弱い立場にある母子家庭に対して、恒常的に訪問し、生活全般にわたる相談を行うことにより、地域における母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、現在、市では19名の協力員に業務を委嘱しています。

年 度 別 活 動 状 況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪 問 件 数	352件	370件	363件	298件	354件

医 療 福 祉

子ども医療

出生の日から中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の自己負担額を公費で負担する制度です。

対象児童	外来	入院
小学校就学前	無料	無料
小・中学生	1 割 (負担上限月額 44,400 円) *	無料

※小・中学生は外来診療において保険診療分の 1 割を自己負担し、1 ヶ月の自己負担額が 44,400 円を超えたときは、その超過分も公費負担となります。

子ども医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件 数	121,416 件	127,399 件	143,893 件	181,222 件	197,007 件
公費負担額	235,401,652 円	254,173,041 円	286,094,626 円	335,494,226 円	350,441,299 円

- ※1) H 9.4.1 改正 対象児を 1 歳未満⇒3 歳未満へ引き上げ、所得制限を設定
- ※2) H11.4.1 改正 助成率を 8/10⇒10/10 へ引き上げ（所得制限適用分は単市負担）
- ※3) H13.10.1 改正 償還給付から現物給付
- ※4) H15.4.1 改正 対象児を 3 歳未満⇒4 歳未満へ引き上げ
- ※5) H16.4.1 改正 対象児を 4 歳未満⇒5 歳未満へ引き上げ
- ※6) H17.4.1 改正 対象児を 5 歳未満⇒6 歳未満へ引き上げ
- ※7) H18.4.1 改正 対象児を 6 歳未満⇒小学校就学前までに引き上げ
- ※8) H22.10.1 改正 「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更

入院診療分について、対象児を小学校就学前⇒中学校 3 年生修了までに引き上げ

- ※ 9) H23.7.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校就学前⇒小学校 3 年生修了までに引き上げ
- ※ 10) H24.4.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校 3 年生修了まで⇒小学校 6 年生修了までに引き上げ
- ※ 11) H25.4.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校 6 年生修了まで⇒中学校 3 年生修了までに引き上げ

未熟児養育医療

未熟児として生まれ、医師が入院養育を必要と認めた場合に、その医療費の自己負担分について給付を行うものです。入院は指定養育医療機関に限られ、退院までの全期間（最長で満 1 歳の誕生日の前日まで）が給付の対象となります。

未熟児養育医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 25 年度
件 数	13 件
公費負担額	3,076,632 円

※平成 25 年 4 月 1 日から事務が、県から権限移譲されました。

ひとり親家庭等医療

所得税が非課税であるひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のない児童並びにその児童と同居して養育している配偶者のない者に、医療費の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。（対象となる「児童」とは、18歳未満の者又は高等学校に在学している場合は18歳になる年度末までが対象となります。18歳以上で高校に在学している場合、20歳になる年度末まで延長できる場合があります。）

公費負担額は医療費の自己負担額から一部負担金（定率制・定額制の医療機関によって異なります。）を差し引いた額となります。

ひとり親家庭等医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件 数	23,766 件	24,192 件	25,362 件	25,018 件	25,304 件
公費負担額	53,197,536 円	57,057,131 円	58,127,628 円	55,980,846 円	58,840,475 円

※1) H13.10.1 改正 償還給付から現物給付へ

ひとり親家庭等医療費受給者

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ひとり親家庭等の父母	893 人	1,081 人	1,040 人	985 人	1,013 人
ひとり親家庭等の児童	1,503 人	1,372 人	1,733 人	1,581 人	1,625 人
父母のない児童	0 人	0 人	1 人	1 人	4 人
合 計	2,396 人	2,453 人	2,774 人	2,567 人	2,642 人

津 山 市 立 保 育 所

保育所運営事業

保育に欠ける家庭の乳幼児を対象に、養護と教育を主体に保育を行っている。

1. 施設の概要

名称	所在地	定員	園児数(4/1現在)	建築年度
一宮保育所	津山市東一宮1227	120名	119名	S53改築
公郷保育所	// 加茂町公郷1565	30名	23名	S51新築
勝北風の子こども園	// 新野東600-1	200名	177名	H20 //
久米保育所	// 南方中1744-1	140名	154名	H11 //
倭文保育所	// 里公文1754-1	60名	66名	H21 //
計		550名	539名	

(久米保育所、倭文保育所の運営は民間委託)

2. 特別保育

(1)障害児保育

保育に欠ける障害児で、保育所で行う保育になじむ児童を受け入れている。

条件として、一般的に中程度までの障害児で集団保育が可能で日々通所できること。

(2)延長保育

保護者の勤務や通勤時間等の理由により午後7時まで延長して保育を行っている。

※ 公郷保育所以外の保育所で実施。

(3)一時預かり事業

入所児童以外の児童の一時的な保育需要に対応するためや保護者の傷病・入院等による緊急・一時的に保育を希望する場合に利用できる。

※ 25年度は勝北風の子こども園、久米保育所で実施。

子育て支援センター事業

市立保育所では一宮保育所、勝北風の子こども園、久米保育所で実施しており、現在子育て中の家庭への支援を行っている。(電話やインターネットを利用したの子育て相談、地域への出前保育等)

- ・一宮保育所 「すこやか子育て相談センター」(平成5年10月開設)
TEL27-2241 (FAX27-0300)
- ・勝北風の子こども園 「地域子育て支援センター」(平成21年4月開設)
TEL36-8844 (FAX36-8845)
- ・久米保育所 「地域子育て支援センター」(平成11年4月開設)
TEL57-2501 (FAX57-2308)

津 山 市 立 幼 稚 園

幼稚園の教育

幼稚園は子どもが初めて出会う学校であり、幼稚園教育要領に基づき、小学校入学までの幼児に集団で生活することを通じて、さまざまな教育を行っている。

1. 施設の概要

名称	所在地	定員	園児数(4/1 現在)	建(改)築年度
西幼稚園	津山市小田中1364-1	140名	9名	S42
東幼稚園	津山市林田767-1	210名	47名	S53
河辺幼稚園	津山市国分寺1122	140名	27名	H2
大崎幼稚園	津山市金井11-10	70名	15名	H1
院庄幼稚園	津山市院庄1041	70名	11名	H12
鶴山幼稚園	津山市小田中184	210名	60名	S40
田邑幼稚園	津山市上田邑11	70名	11名	S53
佐良山幼稚園	津山市皿672	140名	11名	S39
高田幼稚園	津山市下横野1172-5	70名	44名	S57
清泉幼稚園	津山市綾部393-1	70名	13名	S44
成名幼稚園	津山市野村135-8	70名	41名	S55
二宮幼稚園	津山市二宮1977	105名	13名	S52
加茂幼稚園	津山市加茂町塔中147-1	105名	20名	H5
阿波幼稚園	津山市阿波1788-1	105名	休園中	H10
計		1,470名	322名	

2. 入園状況

(平成26年4月1日現在)

施設数	定員(名)	入 園 児 数 (名)				在籍率 (%)
		3歳	4歳	5歳	合計	
13	1,470		139	183	322	21.9
幼 児 人 口			930	963	1,893	
幼児人口に占める 入園率 (%)			14.9	19.0	17.0	

3. 未就園児交流事業

幼稚園では地域に親しまれ、身近な遊び場として利用される幼稚園づくりを目指して、未就園児を対象に園庭や施設を開放している。(絵本の読み聞かせ、園行事への参加、幼稚園児との交流等)

4. 預かり保育事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援を目的として、市立3園（東幼稚園・鶴山幼稚園・加茂幼稚園）で預かり保育を実施している。

児 童 相 談

児童相談窓口

児童福祉法の改正により市町村も児童相談業務を担うこととなり、児童相談窓口が設置され、児童虐待の通告先となりました。また、関係機関と連携しながら、児童虐待だけでなく、養育支援が特に必要である児童や、妊婦に対する支援も行うこととなっています。児童相談員2名を配置し、子育ての悩み、子どもの発達、性格・行動・しつけ、非行、子どもの虐待など児童のかかえる問題、課題を児童相談所等の他の機関と連携を図りながら相談指導しています。

相 談 種 類 別 受 付 件 数

(件)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養護	虐待	72	83	122
	その他	79	86	80
保健		2	13	6
障害		0	2	2
非行		1	3	5
育成	性格	0	9	5
	不登校	6	6	7
	適性	0	20	15
	育児・しつけ	12	12	21
その他		81	4	6
計		253	238	269

※平成23年度からの受付件数は福祉行政報告例による。

家庭児童相談室

家庭児童相談室は児童の養育の適正化、家庭内における人間関係の健全化等、家庭児童福祉の向上を図るために、市立中央児童館に併設して設置され、家庭児童相談員1名が家庭における子どもの生活・習慣や知能・言語・学校生活などのさまざまな相談指導業務を行っています。

なお、家庭児童相談室は平成25年度末で廃止し、相談指導業務を津山すこやか・こどもセンターにおける児童相談窓口に一元化し、専門性の強化と事業の効率化を図りました。

所在：津山市山北 7 6 5 敷地は児童館用地を借用 建築面積33.12m²

電話：2 4－2 4 8 0 相談日：木・金曜日（午前 1 0 時～午後 5 時）

相 談 種 類 別 受 付 件 数

(件)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養護	虐待	2	0	0
	その他	1	0	0
保健		10	0	0
障害		17	14	2
非行		4	0	0
育成	性格	30	10	4
	不登校	9	0	1
	適性	0	0	0
	育児・しつけ	40	35	29
その他		23	17	25
計		136	76	61

地 域 医 療

救 急 医 療

- ① 津山市では、津山市医師会や津山圏域消防組合、津山・英田圏域内の医療機関などの協力により、傷病程度に応じ夜間や休日などの診療時間外においても安心して受診できる救急医療体制を整備している。

○一次（初期）救急医療体制

・《夜間当番》

津山中央病院及び津山第一病院により夜間の初期救急患者に対する医療を実施。

・《休日昼間当番》

当番病院により、休日昼間の初期救急患者に対する医療を実施。

○二次（重症）救急医療体制

休日昼間の一次救急医療で対応できない重症患者に対する救急医療体制。津山・英田圏域内6医療機関による当番制で実施。

○三次（重篤）救急医療体制

津山中央病院救命救急センターにおいて、24時間体制で重篤患者に対する医療を実施。

○小児救急医療体制

24時間体制で小児救急医療体制を確保するため、津山中央病院において平成20年10月から小児救急医療拠点病院運営事業を実施。地域の開業医の協力による支援体制も整えられている。

- ② 津山歯科医師会の協力により、下記のとおり休日歯科救急診療体制を整備している。

○休日歯科救急診療体制

津山歯科医療センターにおいて当番制により、休日昼間の歯科救急患者に対する医療を実施。

○障がい者歯科診療

毎月第1・2・4日曜日に実施。

○高齢者歯科検診

7月、11月、3月の第3日曜日に実施。

○母親歯科教室

偶数月の第3日曜日に実施。

○在宅訪問歯科診療

随時実施。

保 健 指 導

予 防 接 種

なるべく早い時期に予防接種を受けて、病気の感染を予防することが必要である。

種 類	対 象	接 種 場 所
ヒブ（インフルエンザ菌b型）	生後2か月から60か月に至るまでの間にある者	市内協力医療機関
小児用肺炎球菌	生後2か月から60か月に至るまでの間にある者	
四種混合 (ポリオ+3種混合)	生後3か月から90か月に至るまでの間にある者、11歳～13歳未満（追加：二種混合）	
BCG	生後1年に至るまでの間にある者（標準として生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間で接種）	
麻しん・風しん	1期 生後12か月から生後24か月未満に至るまでの間にあるもの 2期 5歳以上7歳未満の者で小学校入学前の一年間	
日本脳炎	1期 生後6か月から90か月に至るまでの間にある者（標準として3歳で接種） 2期 9歳～13歳未満	
子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス感染症)	中1～高1相当の女子	
インフルエンザ	65歳以上の方及び60～64歳で一定の障害を有する方	

※ 四種混合はジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの4種類のワクチンが入った予防接種。

※ 日本脳炎の予防接種は、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方に定期接種ができるようになりました。

献 血

医学が進歩した現在においても、輸血用血液を人工的につくることはできない。

献血は、見知らぬ誰かのために健康な私たちが血液を無償で提供するボランティアである。

《献血のできる人》

200ml 献血は16歳から。400ml 献血は男性17歳から、女性18歳からできます。

（65歳以上の人は、60～64歳で献血経験のある人）

《定期献血》

と き 毎月第 4 金曜日
10:00 ～ 11:30 12:30 ～ 16:00
場 所 市役所 1 階市民ホール

- ※ 現在は 400ml 献血のみの受付となっています。
※ 採血した血液で、生化学検査、血球計数検査（献血者全員）を実施し、本人に通知がある。

〈表〉市民の献血状況（延べ人数）

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人 数	4,110 人	4,190 人	4,021 人	3,942 人	3,782 人

母子保健対策事業

◎ 乳幼児健康診査

乳幼児の心身の発育・発達状態の診察、育児相談等を実施している。（無料）

健 診	対 象	場 所	通 知 方 法 等
乳児健康診査	4 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
	6～7 か月になる月	県内協力医療機関	母子手帳の無料券を利用して個人で随時受診
	9～10 か月になる月		
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	1 歳 7 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
3 歳 児 健 康 診 査	3 歳 1 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり

乳幼児健康診査受診率

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳 児 健 康 診 査	93.0%	94.6%	95.1%	97.9%	98.8%
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	94.3%	93.7%	95.0%	95.6%	99.3%
3 歳 児 健 康 診 査	91.0%	93.1%	94.7%	96.7%	96.6%

◎ 妊婦医療機関健診

妊娠中は、健康管理のため定期的に健診を受ける必要がある。

妊婦一般健診(妊娠中 14 枚)

妊婦歯科検診（奇数月 第3日曜日 津山歯科医療センター 要予約）

※初産婦が対象

◎ 乳幼児・妊産婦相談

- 場 所 津山すこやか・こどもセンター
と き 毎週月曜日 10 時～11 時 30 分
- 場 所 加茂児童館
と き 偶数月第 2 水曜日 11 時 30 分～12 時
奇数月第 2 金曜日 11 時 30 分～12 時
- 場 所 勝北保健福祉センター
と き 毎月第 4 火曜日 10 時～11 時 30 分
- 場 所 久米保健センター
と き 毎月第 1 火曜日 10 時～11 時 30 分
- 内 容 身長・体重測定、検尿、離乳食指導、予防接種説明、その他育児に関することや妊娠中の相談など。

※ 地域の公民館、公会堂でも実施している。

※ 阿波児童館でも実施している。(随時)

◎ 乳幼児電話相談

育児に関することを気軽に相談できる。

保健師・栄養士が相談に答える。

TEL. 32-2069 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

◎ 妊 娠 届 出

お母さんとお子さんの健康を守るため、妊娠された方に、届け出により母子健康手帳(親子健康手帳)を交付する。健康記録として診察や保健指導の記録に、また、健康状態、健診結果などの覚え書として利用する。

※ 各支所でも母子健康手帳(親子健康手帳)の交付を行っている。

◎ 訪 問 指 導

新生児、ハイリスク妊産婦、ハイリスク乳児等に対して、保健師が訪問する。

◎ 妊婦学級(妊婦ぼんぼこ学級)

妊娠中に気をつけたいことや育児についてなど、みんなで楽しく学習する。

年 4 回実施(1 クール 3 回コース)。

会場は津山すこやか・こどもセンター、男女共同参画センターさん・さん(アルネ津山 5 階)。

申し込みが必要。費用負担は調理実習材料代 500 円。

◎ 離乳食教室

7～11 カ月ごろの離乳食の調理方法と進め方を勉強する。(申し込みが必要)

会 場 津山すこやか・こどもセンター 年 10 回

健康増進法関係事業

平成18年の医療制度改革で老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。

平成19年度末に老人保健法が廃止され、特定健康診査、特定保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法に基づく事業として引き続き実施することとされた。

平成10年度に老人保健法に基づかない事業と整理されたがん検診についても健康増進法に基づく事業として位置づけられた。

◎ 健康手帳の交付

特定健診、保健指導等の記録や、健康保持のために必要な事項を記入するなど、自らの健康管理に役立てていただくため、交付希望者に健康手帳を配付している。

◎ 健康教育

健診終了後、生活習慣病予防・転倒予防・認知症予防のことなど、健康に関する正しい知識を広めるために、津山すこやか・こどもセンター、公民館などで講座を開催する。また、出前健康づくり講座として、町内会やグループを対象に保健師、栄養士、作業療法士などを派遣する。

◎ 健康相談

ア 一般健康相談

と き 毎週月曜日 10 時～11 時 30 分

場 所 津山すこやか・こどもセンター

内 容 血圧測定、尿検査、身体測定、体脂肪測定、その他健康に関する相談

イ 総合健康相談

平成12年度から、高齢者対応の総合健康相談窓口を常時設け、心と体の相談を通じて高齢期の健康管理を支援しています。

◎ 健康診査

津山市国民健康保険特定健診は、国民健康保険の事業であるが、健診実施については健康増進課が保険年金課と共同で所管している。

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健診を行い、早期介入し、重症化の予防を行うための健診である。

高齢者健診については、高齢者の健康的な生活の確保・介護予防の視点から、糖尿病等の生活習慣病等の早期発見を目的とする健診とする。

がん検診等は、がんの早期発見・早期治療を目的として実施している。

(医療機関での健(検)診) (集団検診も実施している(別途料金が必要))

検診名	該 当 者 ・ 内 容	実施場所・期間	料 金	
			69 歳以下	70 歳以上
津山市国保 特定健診	津山市国保被保険者で年度内に 40～74 歳になる者 ☆身体計測・血圧・検尿・肝機能 検査・血糖検査・脂質検査・ 診察・心電図・貧血検査・尿酸・ クレアチニン検査等	津山市、苫田郡、勝 田郡、美作市の医療 機関 6 月～1 月	津 山 市 国 保 被保険者 2,000 円	津山市国保 被保険者 1,000 円
津山市健康 診査	津山市に住民票があり、年度内 に 75 歳になる者	市内の医療機関 6 月～1 月	—	1,000 円
	津山市に住民票がある生活保 護受給者	市内の医療機関 6 月～1 月	無料	無料
	☆身体計測・血圧・検尿・肝機能 検査・血糖検査・脂質検査・ 診察・心電図・貧血検査・尿酸・ クレアチニン検査			
津山市高齢 者健康診査	津山市に住民票があり、年度内 に 76 歳以上になる方 ☆身体計測・血圧・検尿・肝機能 検査・血糖検査・脂質検査・ 診察・心電図・貧血検査・尿酸・ クレアチニン検査	市内の医療機関 6 月～1 月	—	1,000 円
胃がん検診	40 歳以上 対象者のうち、医師により胃 X 線検査が困難と判断された者 は、内視鏡検査受診可能	市内の医療機関 6 月～1 月	3,700 円	1,300 円
結 核 ・ 肺がん検診	結核：65 歳以上 肺がん：40 歳以上	市内の医療機関 6 月～1 月	1,100 円	400 円
大 腸 が ん 検 診 (便 潜 血 検 査)	40 歳以上	市内の医療機関 6 月～1 月	1,400 円	500 円
子 宮 頸 が ん 検 診	20 歳以上の女性	市内の産婦人科医療 機関及び検診機関 6 月～1 月	1,900 円	600 円
乳がん検診 (40～69 歳)	30 歳以上の女性 ★視触診	市内の実施医療機関 6 月～1 月	900 円	300 円

の女性はどこか一方で受診)	40～69歳の女性 ★マンモグラフィと併用検診	赤堀・津山中央・ E S・津山第一病院 6月～1月	2,400円	—
肝炎ウィルス検診	40歳以上の方で、肝炎ウィルス検診を受けたことがない方	市内の実施医療機関 6月～1月	B・C 1,100円 C 1,000円 B 600円	500円 400円 300円
前立腺がん検診	50～69歳の男性	市内の実施医療機関 6月～1月	700円	—

- ・ 該当者は、平成27年3月31日現在でその年齢になる人
- ・ 津山市広報（平成26年5月号,6月号,10月号及び12月号）で健（検）診の啓発をする
- ・ 料金は、津山市国保特定健診は国保世帯で県市民税非課税世帯であれば減免（要申請）
他の健（検）診は、生活保護世帯（要申請）、県市民税非課税世帯（要申請）は無料
- ・ 医療機関や健（検）診により予約が必要な場合がある。

〈表〉健康診査受診率

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
津山市健康診査	19.7%	36.7%	20.0%	18.4%	11.9%
が ん 検 診	14.7%	15.6%	13.9%	14.4%	13.3%
子宮がん検診	12.2% (16.3)	15.9% (19.7)	14.9% (19.0)	14.4% (18.5)	14.2% (17.5)
乳 が ん 検 診	16.7%	18.1%	17.4%	16.6%	16.8%
肺 が ん 検 診	24.0%	24.5%	24.2%	25.0%	23.8%
大腸がん検診	20.5%	21.8%	22.5%	23.3%	22.4%

※ 子宮がん検診（ ）は妊婦健診時の子宮頸がん検診受診者数を加えた割合(平成26年4月1日時点)

◎ 訪 問 指 導

健診の要指導者等（健診後のフォローアップ対象者、健康相談を受けた者を含む）や介護予防の観点から支援が必要な者、及び介護に携わる家族を中心に、保健師等が実施している。

精神保健福祉関係事業

精神障害者の福祉サービスは、障害福祉課が対応し、継続支援が必要な人の相談・支援を健康増進課で実施している。

事業名	事業内容
患者会・家族会 (しろつめ草の会)	出かける場所の提供と、仲間づくり・情報交換・ピアカウンセリングの場としての開催 茶話会等を実施
相談	随時、電話・窓口等で受け付けている
家庭訪問	支援が必要な人及び家族を中心に保健師が実施している

年度 区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保健師の 訪問・相 談状況	実人員	186 人	298 人	278 人	207 人	261 人
	相 談	97 人 (延べ 253 人)	118 人 (延べ 729 人)	186 人 (延べ 732 人)	181 人 (延べ 509 人)	157 人 (延べ 881 人)
	訪 問	157 人 (延べ 370 人)	179 人 (延べ 589 人)	233 人 (延べ 747 人)	213 人 (延べ 712 人)	215 人 (延べ 631 人)

健康づくり推進事業

市民が生涯を通じて、健康で生きがいのある生活を実現することを目的に、市民の健康づくりや要援護者・家庭の地域援護ネットワーク活動の総合的かつ効率的な推進を図るため、「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」（平成 5 年度）を設置し、その地域組織として市内 4 4 連合町内会支部ごとに「市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議」を組織化している。単位町内会ごとに設置された支部推進会議を町内会役員、民生・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ役員などで構成し、支部推進会議活動、健康づくり活動、子育て支援活動、食育活動、高齢者あんしん活動などの事業を行っている。

また、生活習慣病やがんを予防し、寝たきりや認知症など介護の必要な状態にならないよう健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るための健康づくりを推進するために策定した「健康つやま 2 1」計画を「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」と連携し事業推進に努めている。

食育推進事業

食育基本法第 18 条第 1 項、津山市食育推進会議条例に基づき、平成 19 年 12 月に「津山市食育推進計画」を策定し、食育を推進している。平成 25 年 3 月には「第 2 次津山市食育推進計画」を策定し、今後も引き続き「健康で心豊かな生活が送れるしあわせな市（まち）」を目指して、家庭を中心として地域、教育現場（保育所、幼稚園、学校）、生産者・食品関連事業者等さまざまな分野において総合的に食育を推進し、また行政の各部署が横断的な連携を図りながら、関係機関・団体との協働で津山らしさを生かした食育を推進する。

計画の中には市民がわかりやすく親しみを持って食育に取り組めるように「食育指針つやま」を定め、具体的な数値目標を掲げている。

事業名	回数	延べ人員
津山市食育推進会議	1	12
津山市食育推進チーム会議	1	10
津山市食育推進本部事務局会議	1	12
食育推進イベント	4	356

(平成 25 年度 食育推進事業)

愛育委員・栄養委員

◎愛育委員

昭和 30 年、現在の岡山県愛育委員連合会が結成。津山市では昭和 31 年の佐良山地区に始まり、昭和 35 年 4 月、全 25 地区 315 名で津山市愛育委員協議会が発足した。昭和 37 年には岡山県愛育委員連合会に加盟し、津山市愛育委員連合会と改称。平成 17 年 2 月 28 日の合併により、26 支部から現在は 43 支部になり、時代の変遷とともに活動分野も広がり、母子保健は勿論のこと、豊かさが実感できる健康で明るい地域社会を築くことを任務として、赤ちゃんからお年寄りまで地域に住むすべての人々の健康づくりへの支援活動を展開し、健康づくりボランティアとして、現在 1,086 名が愛育委員活動を行っている。

◎栄養委員

戦後の食糧不足の続く中、栄養失調等による病人も多く、地域の女性たちの「生きるための栄養改善運動」が自然発生的に開始され、津山市においても組織化の気運が高まり、昭和 37 年 7 月、津山市栄養改善協議会が誕生（婦人会が母体で、全市的ではなかった。）した。昭和 53 年 4 月には、旧津山市栄養改善協議会を発展的に解消し、津山市栄養改善協議会として新たに発足した。愛育委員とは兼務であり、全市 25 地区 513 名の委員が選出され、その後市連合町内会の区域変更に伴い、現在愛育組織と同じ支部となっている。平成 17 年 2 月 28 日の合併により、26 支部から現在は 43 支部になっている。

活動目標や任務は、乳幼児から高齢者までの生涯を通じて食事・運動・休養など生活習慣を改善し健康づくりを進めることなど、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、行政機関や団体等と連携・協力しながら栄養委員活動を行っている。

平成 26 年度津山市愛育委員連合会及び津山市栄養改善協議会

《スローガン》

「第 2 次健康おかやま 21」「健やか親子 21」「第 2 次健康つやま 21」「第 2 次津山市食育推進計画」を推進しましょう。

地域で抱きしめる子育てを愛言葉で活動しましょう。

《重点目標》

- ① 母と子の健康づくりのための支援をしましょう。
- ② メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を中心とした生活習慣病予防の推進をし

ましょう。

- ③ 女性のがん予防の推進をしましょう。
- ④ 正しい食生活の普及啓発と食育の推進に努めましょう。
- ⑤ 生涯自分の歯で食べる 8020 運動の推進をしましょう。
- ⑥ みんなの健康を守るため、禁煙の輪を広げましょう。
- ⑦ 地域全体で健康づくりに取り組みましょう。
- ⑧ 心の健康づくりの推進をしましょう。

津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会の委員数

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 員	1,120 名	1,120 名	1,103 名	1,102 名	1,086 名

※ 委員は、町内会から選出された健康づくりボランティアで、任期は 2 年

地域療育推進事業（療育センター）

児童発達支援事業所「てけてけ」

目 的 心身に障害やその疑いのある幼児に対し、基本的な生活動作の習得と、集団生活への適応を目指して、児の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じた適切な指導及び訓練を行うこと。

対 象 児 津山市内に在住している就学前の幼児（障害福祉サービスにかかる介護給付費の支給決定を受けていることが必要）

利用負担額 厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の 1 割で、利用者負担額上限額内

内 容

グループ療育

毎週 1 回 1 時間程度

集団への参加、適応を目的とし対人社会性の向上を目指す。

- ☐ 物や人への興味を拡大していく。
- ☐ 遊びの経験を通しルールや他者とのかかわり方を学ぶ。
- ☐ 体の使い方、動かし方を学ぶ。
- ☐ 道具の扱い方、作る楽しさを学ぶ。

個別療育

各専門スタッフが幼児の状態に応じた練習のなかで発達を促す。

- ☐ **心理療法（臨床心理士）** … 月 1～2 回各 40 分

遊びや教材を通じて、興味の拡大や対人関係の改善など社会性の発達、ソーシャルスキル、認知的な側面についての発達を促す。

- ☐ **言語療法（言語聴覚士）** 月 1 回 30 分

話ことば、ジェスチャー、文字、コミュニケーション全般の発達を促す。

- ☐ **作業療法（作業療法士）** 月 1 回 30 分

日常生活で必要な様々な動作が円滑に行えるよう運動や遊びを通じて働きかける。

療育検診

療育を受けている幼児を対象に行う定期検診。

- ☐ 医師（旭川児童院）による診察と訓練スタッフによる発達検査。
- ☐ 診断を行い、今後の療育の方向性を検討する。

《年度別訓練利用状況》

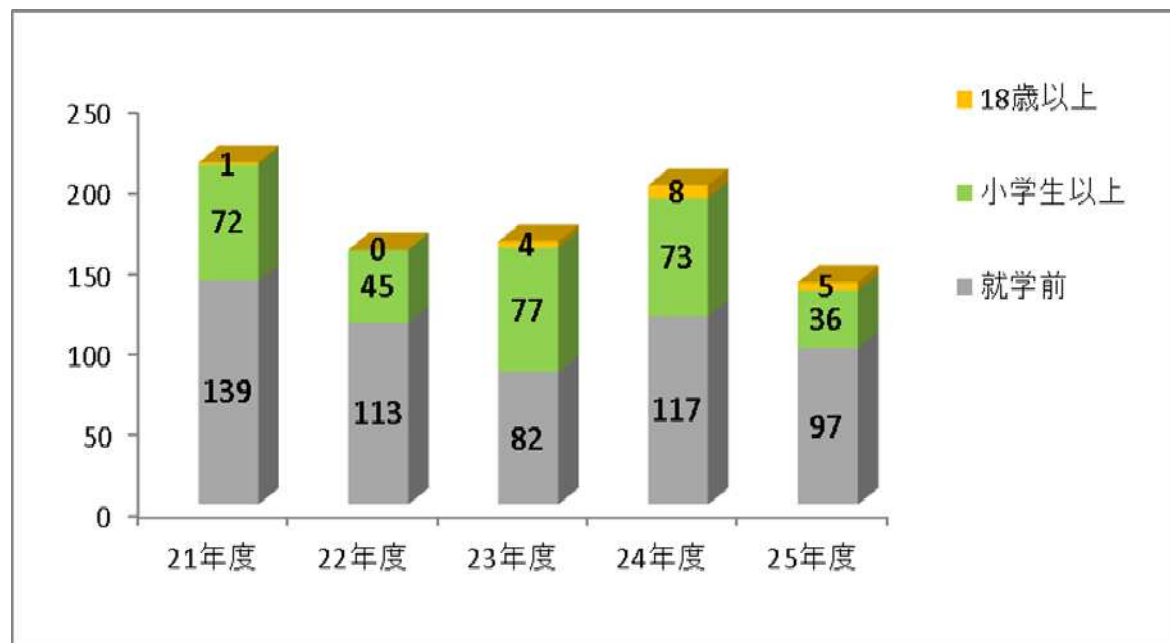
年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
療育相談	212 件	158 件	163 件	198 件	138 件
児童発達支援 月毎件数合計	987 人	1,053 人	1,014 人	971 人	972 人
児童発達支援 延べ件数合計	2,369 人	2,170 人	2,128 人	2,324 人	2,541 人

療育相談

療育についての総合的な相談対応。

- ☐ 相談は原則 18 歳以下の児童等。
- ☐ 幼児、児童の発達についての不安や悩みへの相談、療育情報の提供を行う。
- ☐ 保育士、幼稚園教諭、学校教諭等への療育相談、技術提供・指導を行う。

《利用状況》



	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就学前	139 件	113 件	82 件	117 件	97 件
小学生以上	72 件	45 件	77 件	73 件	36 件
18 歳以上	1 件	0 件	4 件	8 件	5 件
合計	212 件	158 件	163 件	198 件	138 件

巡回相談

目 的

就学前、就学後を通じ、子どもたちが過ごしている園や学校で日常の様子を見ながら対象児の特性に応じた対応方法を共有するため、現場に出向いて相談支援を行う。対象児に関わる担任のみならず、園・学校全体での理解と支援技術の向上を図る。

巡回相談場所	回数（校数・園数）	人 数（延べ）
幼稚園	2 回（1 園）	19 人
保育所（園）	7 回（4 園）	60 人

療育研修会

目 的

障害のある子どもたちに合った適切な支援は、より良い育ちや自立した生活を送ること、豊かな将来につながる大切なものである。また、生まれ育った地域で安心して暮らしていくためには、障害児とその家族を地域全体で支える意識やシステムが欠かせない。そのためには、幅広く多くの方々に理解していただくことが大切である。

様々な視点からの療育テーマを設定し、研修することにより、適切な支援につながる理解を深め、障害児の健やかな育ちを支援することを目的に開催する。

《内 容》

子どもたちのより良い育ちを支えるためには、まず親自身が安心して相談できる、現状を共有できる場が必要と考え、親同士の交流や意見交換をすることを目的に取り組んだ。

実施時期	対象	内容	参加者数
25.7.11	保護者・支援者	◆地域ネットカフェ 話し合いテーマ；①生活スキル ②人間関係 ③進路 ④フリートーク	保護者 11人 支援関係者 21人
25.11.15	保護者・支援者	◆地域ネットカフェ 話し合いテーマ；①生活スキル ②人間関係 ③進路 ④思春期	保護者 15人 支援関係者 18人
26. 2.5	保護者・支援者	◆地域ネットカフェ 話し合いテーマ；①生活スキル ②人間関係 ③進路 ④フリートーク	保護者 18人 支援関係者 11人

津山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とあります。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりをすすめております。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、津山市社会福祉協議会の事業を以下の柱を基本計画としすすめてきました。

◎基本計画

- 1, 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開
- 2, 住民・団体の自主的参加活動の促進
- 3, 福祉の教育、福祉コミュニティづくり
- 4, 支援を必要とする方への地域福祉活動
- 5, 福祉支援の体制づくり
- 6, 介護保険法、障害者自立支援法による指定事業
- 7, 社会福祉協議会の充実強化

□ 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開

- ・ 広報紙の発行・・・・・・・・・・年4回 全戸配布
- ・ 福祉調査活動の実施
- ・ 情報パンフレットの作製
- ・ 福祉総合相談センター事業・・・

(本所) 福祉総合相談	毎月第2水曜日
(加茂) 心配ごと相談	毎月第2水曜日
(勝北) 心配ごと相談	毎月第3木曜日
(久米) 心配ごと相談	毎月20日
- ・ 福祉台帳の整備・・・・・・・・・・高齢者緊急連絡先表
- ・ 社会福祉大会の開催・・・・・・・・年1回(秋)開催
- ・ ホームページの開設

□ 住民・団体の自主的参加活動の促進

- ・ ボランティア講座の開催・・・・・・・・ボランティアスクール
技能講座(手話・点字・朗読・要約筆記)
- ・ ボランティアグループの育成援助・・24サークル
- ・ ボランティア保険加入助成・・・・・・・・363名分
- ・ ボランティア活動の需給調整
- ・ 当事者組織の育成援助・・・・・・・・津山市介護者の会
津山市認知症の人と家族の会
一人暮らし老人の会「すみれ会」
- ・ 高齢者、障害者の社会参加活動の促進
- ・ NPO団体との連携・・・・・・・・つやま市民活動センターへの参画
- ・ おもちゃ図書館の開設・・・・・・・・毎月第1日曜日、第3土曜日

社会福祉施設等一覧表

平成26年4月1日現在

種 別	施 設 名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
障害者福祉センター	津山市障害者福祉センター 神南備園	大谷600	津山市	H6.4.28		24-9402
救 護 施 設	津 山 広 済 寮	小田中1412	(福)広済会	S32.11.21	80	22-2606
救 護 施 設	三 楽 園	一方218-1	(福)江原恵明会	H9.4.1	30	22-7347
授 産 施 設	友 楽 荘	一方216-4	(福)江原恵明会	S60.4.8	30	23-8333
施設入所支援・生活介護	障害者支援施設あすなろ園	西下1003-1	(福) 慈風会	H23.4.1	入所 80 生活 95	36-3606
	障がい者支援施設みすず荘	瓜生原326-1	(福) 千寿福祉会	H23.1.1	入所 50 生活 50	26-3118
	障害者支援施設ココロみのり	二宮999	(福) 津山みのり学園	H21.4.1	入所 80 生活 80	28-0522
	障害者支援施設ライフみのり	二宮999	(福) 津山みのり学園	H23.4.1	入所 30 生活 60	28-0522
	津山ひかり学園ひかりの杜	川崎1508	(福) 津山社会福祉事業会	H19.4.1	入所 60 生活 60	26-1091
障害児入所支援・生活介護	津山ひかり学園ひかりの風	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H24.4.1	入所 40	26-1091
生活介護・就労継続支援B型	どんぐり工房	下高倉西1823-1	NPO法人どんぐりコロコロ	H21.4.1	生活 10 就労 B10	29-0012
就労継続支援A型	社会就労センター ワークスみのり	二宮999-10	(福) 津山みのり学園	H23.4.1	20	28-2515
	ウィズユー	東一宮651-3	NPO法人児島地区 障害者地域活動センター	H25.11.1	10	35-3511
就労継続支援B型	津山ひかり学園ひかりの丘	川崎1566-1	(福) 津山社会福祉事業会	H19.4.1	40	26-7525
	就労継続支援B型事業所 ホワイト	瓜生原322	(福) 千寿福祉会	H22.4.1	20	26-3118
	障害福祉サービス事業所 セルフみのり	二宮999	(福) 津山みのり学園	H23.4.1	20	28-0522
	社会就労センターセルフ弥生	勝部609-1	(福) 共栄会	H23.4.1	35	24-1588
	社会就労センター さくらワークヒルズ	勝部563	(福) 共栄会	H18.10.1	20	31-3221
	就労継続支援作業所ウィズ	田町115	(医) 高見徳風会	H25.10.1	20	22-3192
	就労支援センターきんかえも	小田中676-1	NPO法人じゃがいもの木	H19.10.1	40	24-2745
	自立支援センター であい工房母恵夢	院庄910	NPO法人希福祉会	H20.4.1	20	28-3251
	トラストワークス	二宮646	NPO法人トラストワークス	H19.4.1	30	28-1717
	ウィッシュランド	新野東557-2	NPO法人もっこくらぶ	H23.4.1	20	36-7116
	輪輪かけはし	加茂町小中原143	NPO法人かも・かけはし	H23.4.1	10	42-3004
	ワーキングメイト	上河原210-2-3	NPO法人灯心会	H23.5.1	20	22-0880
	就労継続支援B型 ワークショップ津山	東新町6	(福) 愛徳福祉会	H23.4.1	20	22-4325
	きぼう作業所	久米川南3083	NPO法人きぼう福祉会	H24.4.1	20	57-9754
	津山しらうめの会共同作業所	椿高下125	NPO法人津山しらうめの会	H24.4.1	20	24-9012
	ふれんど久米	中北下1300	NPO法人ふれんど久米	H24.4.1	20	57-7768
共同生活援助	グループホームじゃがいも畑	小田中676-1	NPO法人じゃがいもの木	H19.9.1	19	24-2745
	グループホーム母恵夢	院庄910	NPO希福祉会	H25.6.1	7	28-3251
	みのり共同生活事業所	二宮999	(福)津山みのり学園	H18.10.1	37	28-0522
	メゾンきさらぎ	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H18.10.1	54	26-1091
	サンコート	津山口309-2	(福)江原恵明会	H18.10.1	29	23-5355
	指定共同生活援助事業所 姫 山 の 里	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H19.4.1	17	26-3118

種 別	施 設 名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
養 護 老 人 ホ ー ム	と き わ 園	横山481	津山市	S29. 1. 6	80	22-4973
	塩 手 荘	市場2151	勝田郡老人福祉施設組合	S48. 7. 2	60	36-4992
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	鶯 園	瓜生原337-1	(福)鶯園	S48. 7.30	110	26-0888
	高 寿 園	下高倉東1943-11	(福)津山福祉会	S56. 3.31	80	29-0115
	サ ン ラ イ フ み の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H 7. 6. 1	90	28-1007
	日 本 原 荘	新野東1797	(福)日本原荘	S42. 4.10	118	36-3838
	第 3 日 本 原 荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	S59. 6. 1	50	36-3838
	緑 山 荘	加茂町小中原115	(福)加茂光陽会	S62. 4. 1	60	42-3662
	愛 和 荘	桑下1272-3	(福)愛和会	H7. 6. 2	50	57-9800
	グループホームのどか	神戸262-1	NPO高齢者介護研究会 のどか宅老所	H13. 2. 1	9	28-7555
グ ル ー プ ホ ー ム (認 知 症 対 応 型)	グループホームほほえみ	下高倉西549-43	(有)ゼロズ	H12. 9. 1	18	29-0078
	グループホームうぐいす	瓜生原331	(福)鶯園	H13.12. 1	18	21-8500
	グ ル ー プ ホ ー ム 愛	桑下1227-2	(福)愛和会	H18.10. 1	18	57-8002
	グループホーム生き活き館津山	大谷611-2	(福)生き活き館	H16. 4. 1	18	32-3101
	グ ル ー プ ホ ー ム 久 米	久米川南2551-1	(有)フロンティア	H17. 4. 1	18	57-7088
	グ ル ー プ ホ ー ム 敬 愛	東一宮22-10	(有)敬愛	H15.12. 1	18	27-7761
	グループホーム国府の里	総社34-1	(福)総社保育園	H17. 9. 1	18	23-6650
	グ ル ー プ ホ ー ム 作 楽	神戸571-1	(有)ナイスケアシステム	H15. 8. 1	18	28-7110
	グループホームさくらんぼ	日上1468-1	和楽路(有)	H17. 7. 1	18	26-8666
	グループホーム淳厚苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	H15.10.27	9	42-3033
	グ ル ー プ ホ ー ム じーちゃん、ばーちゃんのお家	大谷295-1	(有)すえ広企画	H16. 7. 1	18	22-6588
	グ ル ー プ ホ ー ム 杉 宮	杉宮820-1	(福)加茂光陽会	H18. 2. 1	18	29-7811
	グ ル ー プ ホ ー ム 総 社	総社309	(福)総社保育園	H15. 9.13	18	22-2888
	グループホームねむの樹	高野本郷1691-3	(有)ソウルメイト岡山	H16. 7. 1	18	26-3453
	グループホームのどか	下高倉西544-1	(有)のどか宅老所	H16. 8. 1	18	29-7787
	グループホーム日だまりハウス	桑下1312-1	(有)翔和	H16. 3. 1	9	57-3020
	グループホーム日だまりハウス別館	桑下1316-1	(有)翔和	H17. 6. 1	9	57-3020
	グループホームみすず	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H18.10. 1	18	26-7370
	グ ル ー プ ホ ー ム 津 山	小田中138-1	(福)鶯園	H19. 6. 1	18	22-3988
福祉センター	加 茂 福 祉 セ ン タ ー	加茂町小中原143	(福)津山市社会福祉協議会	—		42-3311
	阿 波 福 祉 セ ン タ ー	阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会	—		46-2016
	勝 北 福 祉 セ ン タ ー	新野東567	(福)津山市社会福祉協議会	—		36-6969
	久 米 福 祉 セ ン タ ー	中北下1300	(福)津山市社会福祉協議会	—		57-8133
老人福祉センター	津 山 老 人 福 祉 セ ン タ ー	皿867	(福)津山市社会福祉協議会	S47. 4.26		28-1781
老人福祉施設	高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」	加茂町小中原143	「めぐみ荘」 共同企業体	—		42-7330
	阿波保健福祉センター（浴室棟）	阿波1198	(株)ガット	—		46-7111
	久米高齢者生活福祉センター 「やすらぎの丘」	桑下1228-6	(福)愛和会	—		57-8760

種 別	施 設 名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
老人福祉施設	ふ れ あ い サ ロ ン	南新座34	NPOワーカーズコープ	H元. 7. 1		24-3600
その他老人福祉施設	勝北コミュニティーセンター・老人憩いの家	新野東1126-1	津山市	—		—
	老人福祉センター陶芸・木彫の家	皿870-3	津山市	S59. 4. 2		28-1781
	津山市シルバー人材センター	山北638-1	(社団)津山市シルバー人材センター	H元. 4. 1		23-5378
	勝北高齢者共同作業所	新野東1126-1	津山市	H3. 3. 30		36-5785
児 童 養 護 施 設	わ か ば 園	二宮128	(福)わかば園	S24. 5.10	70	28-0610
	立 正 青 葉 学 園	西寺町77	(宗)妙勝寺	S30. 4. 1	30	22-2317
	津 山 二 葉 園	林田1695-3	(福)菜花の里	H 1. 4. 1	50	24-1200
助 産 施 設	津 山 中 央 福 祉 産 院	川崎1756	(財)津山慈風会	S34. 5.22	1	21-8111
幼 稚 園	西 幼 稚 園	小田中1364-1	津山市	S15. 4. 1	140	22-3624
	東 幼 稚 園	林田767-1	津山市	S28. 4. 1	210	22-2237
	河 辺 幼 稚 園	国分寺1122	津山市	S31. 4. 1	140	26-4003
	大 崎 幼 稚 園	金井11-10	津山市	S31. 4. 1	70	26-3899
	院 庄 幼 稚 園	院庄1041	津山市	S32. 4. 1	70	28-1364
	鶴 山 幼 稚 園	小田中184	津山市	S35. 4. 1	210	22-2352
	田 邑 幼 稚 園	上田邑11	津山市	S75. 4. 1	70	28-0647
	佐 良 山 幼 稚 園	皿672	津山市	S40. 4. 1	140	28-3169
	高 田 幼 稚 園	下横野1172-5	津山市	S43. 4. 1	70	27-1219
	清 泉 幼 稚 園	綾部393-1	津山市	S44. 4. 1	70	29-2741
	成 名 幼 稚 園	野村135-8	津山市	S45. 4. 1	70	29-2727
	二 宮 幼 稚 園	二宮1977	津山市	S46. 4. 1	105	28-0686
	加 茂 幼 稚 園	加茂町塔中147-1	津山市	S39. 4. 1	105	42-3036
	阿 波 幼 稚 園	阿波1788-1	津山市	S35. 4. 1	105	46-2403
	し ら ゆ り 幼 稚 園	上河原153	学校法人しらゆり学園	S55. 8. 4	270	24-4711
	明 星 幼 稚 園	平福875-1	学校法人明星学園	S37.12.13	150	28-1093
	美 作 大 学 附 属 幼 稚 園	北園町75	学校法人美作学園	S42. 4. 1	205	22-7500
保 育 所	一 宮 保 育 所	東一宮1227	津山市	S24. 8. 1	120	27-0300
	公 郷 保 育 所	加茂町公郷1565	津山市	S51. 3.31	30	42-2939
	勝 北 風 の 子 こ ど も 園	新野東600-1	津山市	H21. 4. 1	200	36-5497
	久 米 保 育 所	南方中1744-1	(福)江原恵明会	H11. 4. 1	140	57-2501
	倭 文 保 育 所	里公文1754-1	(福)江原恵明会	S27. 4. 1	60	57-3021
	津 山 保 育 園	山下30-6	(福)津山社会福祉事業会	S23. 8. 1	150	22-3376
	作 陽 保 育 園	大谷412-9	(福)作陽保育園	S28. 4. 1	120	22-4446
	城 西 保 育 園	小田中1381-3	(福)津山社会福祉事業会	S41. 4. 1	120	22-2408
	城 北 保 育 園	上河原217-5	(福)城北保育園	S46. 5.18	150	23-0353
	津 山 乳 児 保 育 園	小田中1380-6	(福)津山社会福祉事業会	S48. 4. 1	60	22-6942
	院 庄 保 育 園	院庄1039-1	(福)院庄保育園	S49. 4. 1	90	28-2475

種 別	施 設 名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
保 育 所	や よ い 保 育 園	勝部343-2	(福)やよい保育園	S49. 3.12	170	23-0306
	総 社 保 育 園	総社27-1	(福)総社保育園	S50. 5.16	110	23-8233
	高 倉 ひ か り 保 育 園	下高倉西813-2	(福)高倉ひかり保育園	S36. 4. 1	120	29-0276
	田 邑 保 育 園	下田邑114-3	(福)田邑保育園	S52. 3.31	70	28-2729
	K O K K O 保 育 園	津山口327	(福)江原恵明会	S52. 3.31	90	24-1011
	高 野 第 二 保 育 園	高野山西553-1	(福)高野福祉会	S52.11. 1	120	26-4368
	二 宮 保 育 園	二宮2170	(福)二宮福祉会	S53. 4. 1	90	28-3245
	広 野 保 育 園	田熊2169	(福)広野保育園	S34.10. 1	90	29-0036
	林 田 保 育 園	川崎859-1	(福)林田福祉会	S54. 4. 1	90	26-2130
	大 崎 保 育 園	西吉田36-1	(福)大崎ゆりかご会	S55. 1. 1	90	26-4977
	国 分 寺 保 育 園	国分寺454-2	(福)河辺福祉会	S55. 4. 1	120	26-2032
	城 東 保 育 園	川崎732-3	(福)城東福祉会	S25.10. 1	110	22-3977
	高 野 保 育 園	高野本郷1457-8	(福)高野福祉会	S29. 6.30	180	26-1037
	福 岡 保 育 園	横山1232	(福)さつき会	S30. 4. 6	90	22-8053
	東 津 山 保 育 園	川崎170-1	(福)東津山愛育会	S37. 3.31	90	26-2100
	田 町 保 育 園	田町29	(宗)日本キリスト教団津山教会	S24. 4.10	60	22-5553
	加 茂 保 育 園	加茂町小中原41	(福)郁々会	H25. 3. 4	90	42-3027
へ き 地 保 育 所	一 方 上 へ き 地 保 育 所	一方南1269	津山市	S37. 4. 1	休 園	
児 童 館	津 山 市 立 中 央 児 童 館	山北765	津山市	S53. 4. 1		22-2099
	津 山 市 立 南 児 童 館	横山26-2	津山市	H13. 5. 1		24-4400
	津 山 市 立 加 茂 児 童 館	加茂町中原97-1	津山市	S61. 4. 1		42-3168
	津 山 市 立 阿 波 児 童 館	阿波1782-1	津山市	H 7. 4. 1		46-2076
児 童 ク ラ ブ	東小ひまわり児童クラブ	山北740 (東小内)	運営委員会	S46. 7. 1		23-4277
	西小のびのび児童クラブ	小田中1360 (西小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		23-8804
	南小こばと児童クラブ	昭和町2丁目73-1 (南小内)	運営委員会	S42. 9. 1		24-3449
	津山北小ひなづる児童クラブ	山北2 3 8 (北小内)	運営委員会	H 6. 4. 1		23-9245
	林田たんぼぼ児童クラブ	川崎8 4 2-3 (東松原第2会館内)	運営委員会	H 6. 4. 1		23-9367
	鶴山小学校ひよこ児童クラブ	志戸部188-1 (民家)	運営委員会	H 7. 4. 1		24-2812
	やよいなかよし児童クラブ	大田91-10 (民家)	運営委員会	H 6. 4. 1		35-3500
	向陽ひまわり児童クラブ	二宮608-1 (向陽小内)	運営委員会	H 8. 5. 1		28-8040
	さらっこ児童クラブ	皿675-3 (佐良山公民館内)	運営委員会	H 9. 4. 1		28-5558
	一宮小あおぞら児童クラブ	東一宮87-1 (一宮小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2720
	高田小げんき児童クラブ	下横野1075 (高田小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2671
	たかの児童クラブ	高野本郷1459-1 (民家)	(福)高野福祉会	H 6. 4. 1		26-1037
	河 辺 小 児 童 ク ラ ブ	国分寺505 (河辺小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		21-0211
	大 崎 児 童 ク ラ ブ	金井76 (大崎小内)	運営委員会	H 6. 4. 1		26-5102
	広 野 児 童 ク ラ ブ	田熊2169 (広野保育園内)	(福)広野保育園	H12. 4. 1		29-0036

種 別	施 設 名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
児 童 ク ラ ブ	地域児童健全育成施設わらべ	林田1695-3	(福)菜花の里	H13. 4. 1		31-1700
	成 名 児 童 ク ラ ブ	野村135-2 (成名小内)	運営委員会	H15. 4. 1		29-1811
	高倉わくわく児童クラブ	下高倉西12 (高倉小内)	運営委員会	H17. 4. 1		29-1118
	勝加茂放課後児童クラブ	中村125 (勝加茂小内)	運営委員会	H16. 7. 1		29-3467
	かもっこ児童クラブ	加茂町塔中80 (加茂小内)	運営委員会	H16. 4. 1		42-2553
	学 童 保 育 日 本 原 荘	新野東1787-17	(福)日本原荘	H15. 4. 1		36-3838
	放課後児童健全育成センター津山	山北471	(財)神伝流津山遊泳会	H18. 4. 1		32-0439
	誠 道 児 童 ク ラ ブ	宮尾471-1 (久米ふれあい学習館内)	運営委員会	H19. 4. 1		57-3012
	秀実ついきいき児童クラブ	里公文1676-7 (後文ふれあい学習館内)	運営委員会	H19. 4. 1		57-3730
	ちびっこ仙人クラブ	宮部下860-1 (大井東ふれあい学習館内)	運営委員会	H20. 4. 1		57-9303
	さくらっ子児童クラブ	神戸322	運営委員会	H21. 4. 1		28-2250
	岩屋城フレンドクラブ	坪井上32-12 (大井西ふれあい学習館内)	運営委員会	H21. 4. 1		57-2410
福 祉 会 館	津 山 市 総 合 福 祉 会 館	山北520	(福)津山市社会福祉協議会	S53. 4. 1		23-5130
障害児者日中一時支援事業所	(交流施設) ふれあいの丘ゆうあい	紫保井904-5	N P O ふ れ あ い の 丘 ゆ う あ い	H11. 3.13	30	22-5635
老 人 保 健 施 設	弥 生 ケ 丘	沼683-1	(社医) 高見徳風会	H元. 4.26	97	24-5555
	ケ ア ガ ー デ ン 津 山	河辺332-1	(医)蘭和会	H10.12. 2	50	21-7711
	の ゑ み 苑	川崎1307	(医)東浩会	H 5.12.13	50	26-8877
	津 山 ナ ー シ ン グ ホ ー ム	野介代1656-1	(福)日本原荘	H 8.11. 1	92	31-7111
	加 茂 松 寿 園	加茂町中原61	(医)慈恵会	H 8. 6. 1	14	42-4800
	おとなの学校 岡山校	日本原352	(社医)清風会	H 2. 4. 2	35	36-3390
	サ ン ホ ー ム つ や ま	田町27	(医)西下病院	H21. 4. 1	29	22-5104
有 料 老 人 ホ ー ム	白 梅 寮	瓜生原535-2	(福)鶯園	S62.11. 6	60	26-0888
	ユ ウ ユ ウ ハ ウ ス	下横野2604-2	(株)ダンケ	H19. 3. 1	30	27-7500
	特 定 施 設 の ど か	神戸262-1	(有)のどか宅老所	H20.10. 1	29	28-7474
	サ ン ホ ー ム お お だ	大田83-5	(医)西下病院	H20.10. 1	21	32-9150
	アーバンライフ二階町	二階町23-3	(財)津山慈風会	H21.5.1	29	35-2000
	ユウユウハウス中島	中島179-1	(株)ゆうゆう	H22. 3. 1	30	28-7100
	土 居 の 里	下高倉西2370-1	(有)土居の里	H19. 9. 1	11	29-2734
	サ ン ・ オ ー ク ス 津 山	紫保井1463-1	(株)両備ヘルシーケア	H23. 5. 1	48	20-1515
	特 定 施 設 蓉 厚 苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	H24.3.1	29	42-2125
軽 費 老 人 ホ ー ム	イ ー エ ス ガ ー デ ン	津山口307	(福)江原恵明会	H元. 9. 1	50	25-2000
	第 2 日 本 原 荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	S56. 4. 1	50	36-3838
ケ ア ハ ウ ス	サンシティうぐいす	国分寺988-1	(福)鶯園	H 4. 4.20	50	26-8100
	ケ ア ハ ウ ス 北 辰	林田1664	(福)菜花の里	H12. 4. 1	50	31-2350
	ケアハウスオークパーク	一方216-3	(福)江原恵明会	H14. 9. 1	50	23-0989
	ケ ア ハ ウ ス 上 河 原	上河原344-1	(福)福愛会	H17. 9. 1	50	32-1150

種 別	施 設 名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
津山市地域包括 支 援 セ ン タ ー		山北520	(福)津山市社会福祉協議会	—		23-1004
	東 部 サ ブ セ ン タ ー	瓜生原331	//	—		26-7822
	西 部 サ ブ セ ン タ ー	二宮999	//	—		28-4135
	南 部 サ ブ セ ン タ ー	一方140	//	—		31-1135
	北 部 サ ブ セ ン タ ー	下高倉東1943-11	//	—		29-4135
	中 央 部 サ ブ セ ン タ ー	山北520	//	—		23-1004
	加 茂 サ ブ セ ン タ ー	加茂町小中原143	//	—		42-5135
	勝 北 サ ブ セ ン タ ー	新野東1788-12	//	—		36-6135
	久 米 サ ブ セ ン タ ー	中北下1300	//	—		57-2135
障害者地域活動支援 センター	ネクスト津山	津山口308-5	(財)江原積善会	H14.10.1	登録制	22-1177
児童発達支援・放課 後等デイサービス	児童発達支援センター キッズみのり	二宮918	(福)津山みのり学園	H24.4.1	20	28-3413
児童発達支援	児童発達支援事業所あゆみ	小田中1857-7	(福)津山みのり学園	H24.4.1	10	35-2122
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスsocio	金井27-1	(福)大崎ゆりかご会	H25.6.1	10	26-2477
児童発達支援	児童発達支援事業所 「てけてけ」	山北800	津山市	H24.4.1	20	32-2174
会 館	津 山 市 中 央 会 館	昭和町1丁目9-3	津山市	S42.4.1		22-8610
	津 山 市 福 岡 会 館	横山1232-1	津山市	S35.4.1		22-2828
	津 山 市 加 茂 中 原 会 館	加茂町中原87-1	津山市	S57.4.1		42-3224
	津 山 市 公 郷 会 館	加茂町公郷1604-7	津山市	S57.4.1		42-3269
	津 山 市 大 久 保 会 館	久米川南2902-1	津山市	S46.4.1		57-2351
	津 山 市 柳 会 館	南方中556-2	津山市	S56.4.1		57-2474

津山市の高齢者人口の推移

(2月1日現在。ただし17年については3月1日現在。)

年	総人口(人)	65歳以上 高齢者数(人)	65歳以上の 比率	65歳以上の寝た きり(人)
3	88,538	12,948	14.62%	230
4	89,020	13,404	15.06%	235
5	89,290	13,835	15.49%	143
6	89,484	14,375	16.06%	289
7	89,722	14,848	16.55%	256
8	89,853	15,396	17.13%	283
9	90,042	15,816	17.57%	315
10	89,983	16,314	18.13%	306
11	90,023	16,795	18.66%	300
12	90,085	17,102	18.98%	308
13	90,280	17,572	19.46%	284
14	89,894	17,993	20.02%	261
15	90,100	18,436	20.46%	312
16	89,894	18,812	20.93%	261
17	111,582	25,292	22.76%	1,518
18	111,376	25,712	23.09%	1,832
19	110,963	26,107	23.53%	1,044
20	110,392	26,342	23.86%	1,150
21	109,601	26,569	24.24%	1,146
22	108,708	26,954	24.79%	1,320
23	107,914	26,867	24.90%	1,413
24	107,271	27,104	25.27%	1,461
25	106,364	27,816	26.15%	1,506
26	105,442	28,626	27.15%	1,363

※65歳以上の寝たきり高齢者の人数は、平成16年までは実態調査によるもの、平成17年以降は要介護認定調査結果によるものです。

平成26年度中に100歳を迎える人
100歳以上の人(平成26年4月1日現在)

35人
61人

津山市児童人口の推移

(4月1日現在)

年 度	総 人 口	18歳未満 の人口	18歳未満 の比率	出 生 数	合計特殊出生率
6	89,191人	20,372人	22.84%	1,035人	
7	89,329人	19,958人	22.34%	1,010人	1.72人
8	89,244人	18,268人	20.47%	1,000人	1.67人
9	89,613人	19,261人	21.49%	942人	1.53人
10	89,450人	18,812人	21.03%	961人	1.52人
11	89,672人	18,571人	20.71%	968人	1.53人
12	89,623人	18,288人	20.41%	954人	1.62人
13	89,988人	18,084人	20.10%	1,020人	1.71人
14	89,880人	17,847人	19.86%	974人	1.67人
15	89,864人	17,565人	19.55%	951人	1.56人
16	89,894人	17,380人	19.33%	915人	1.66人
17	111,149人	20,531人	18.47%	1,087人	1.57人
18	110,911人	20,173人	18.19%	1,040人	1.61人
19	110,454人	19,852人	17.97%	1,068人	1.59人
20	109,718人	19,539人	17.81%	987人	1.61人
21	108,898人	19,261人	17.69%	979人	1.55人
22	108,139人	18,947人	17.52%	925人	1.68人
23	107,387人	18,706人	17.42%	946人	1.62人
24	106,628人	18,409人	17.26%	906人	1.69人
25	105,762人	18,112人	17.13%	902人	—

環境福祉部職員職種別一覧表（福祉関係）

平成26年4月1日現在

区 分 職 種	管 理 職					一 般 職				そ の 他				総 計
	部 長 級	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	計	係 長 級	主 任 級	そ の 他	計	嘱 託 職 員	臨 時 職 員	パ ー ト 職 員	計	
合 計	1	1	4	13	19	16	30	21	67	46	6	19	71	157
事 務 職	1	1	3	12	17	13	19	19	51	10	4	9	23	91
保 健 師			1	1	2	1	3	1	5	3			3	10
看 護 師						1			1	2			2	3
栄 養 士							1		1					1
保 育 士														
調 理 員						1	2		3	5		3	8	11
支 援 員							2	1	3	7	1	3	11	14
介 護 員														
作 業 療 法 士														
心 理 士														
ピアカウンセラー												2	2	2
母 子 相 談 員														
家庭児童相談員														
児 童 厚 生 員														
児童クラブ指導員														
手 話 通 訳 者										2			2	2
療 育 指 導 員														
管 理 人														
運 転 手										1			1	1
夜 間 監 視 員										2		1	3	3
夜 間 支 援 員										2		1	3	3
夜 間 介 護 員														
レセプト点検員											1		1	1
レセプト並替業務														
介護認定調査員										12			12	12
生 活 指 導 員							3		3					3

こども保健部職員職種別一覧表

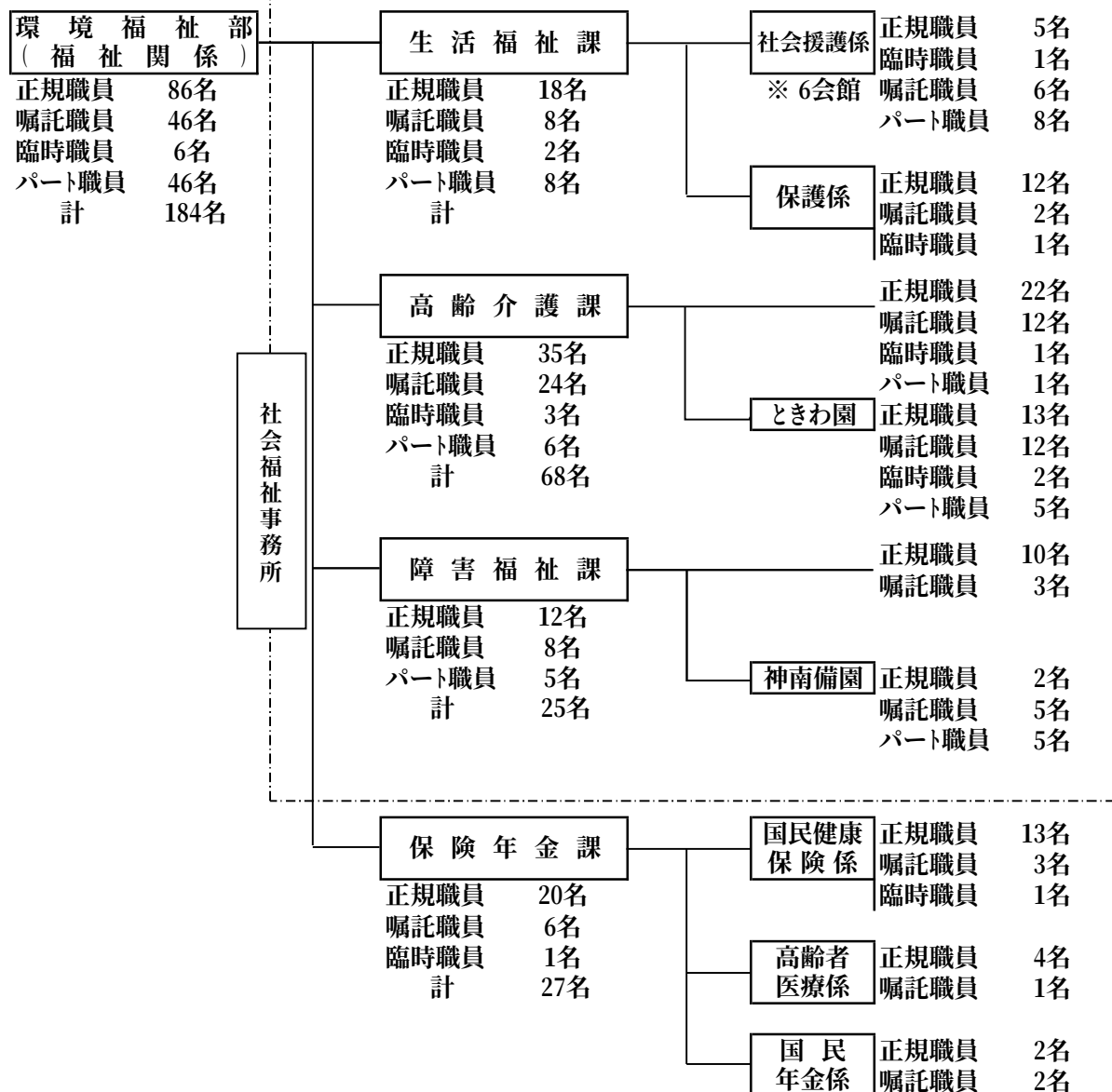
平成26年4月1日現在

区 分 職 種	管 理 職					一 般 職				そ の 他				総 計
	部 長 級	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	計	係 長 級	主 任 級	そ の 他	計	嘱 託 職 員	臨 時 職 員	パ ー ト 職 員	計	
合 計	1	3	9	8	21	34	39	25	98	57	39	6	102	221
事 務 職	1	2	2	1	6	6	10	2	18	3	3	-	6	30
保 健 師	-	1	1	2	4	3	7	7	17	1	-	-	1	22
看 護 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栄 養 士	-	-	-	1	1	1	2	1	4	3	-	-	3	8
保 育 士	-	-	4	2	6	6	10	8	24	19	22	2	43	73
調 理 員	-	-	-	-	-	1	4	-	5	1	-	2	3	8
幼 稚 園 教 諭	-	-	2	2	4	16	6	4	26	17	12	-	29	59
介 護 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作 業 療 法 士	-	-	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-	2
心 理 士	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2
ピアカウンセラー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母 子 相 談 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
児 童 相 談 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭児童相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
児 童 厚 生 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	2	11	11
児童クラブ指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(ファミリーサポートセンター) コーディネーター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
手 話 通 訳 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
療 育 指 導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管 理 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 転 手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 監 視 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 介 護 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト点検員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト並替業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護認定調査員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 活 指 導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

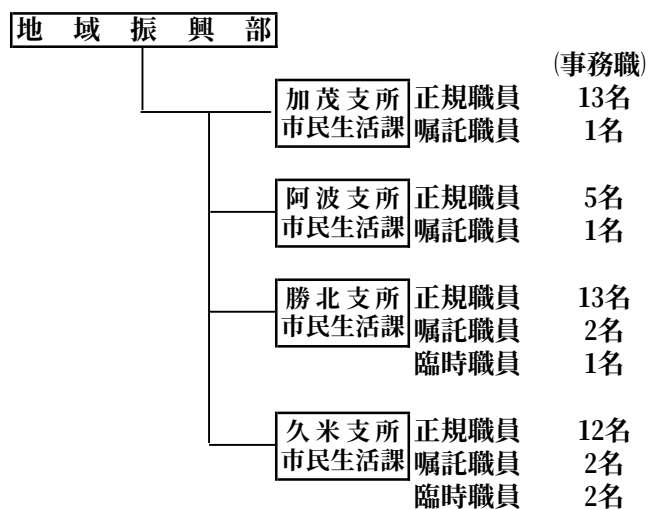
※こども保健部外の兼務職員を除く

津山市福祉関係機構図

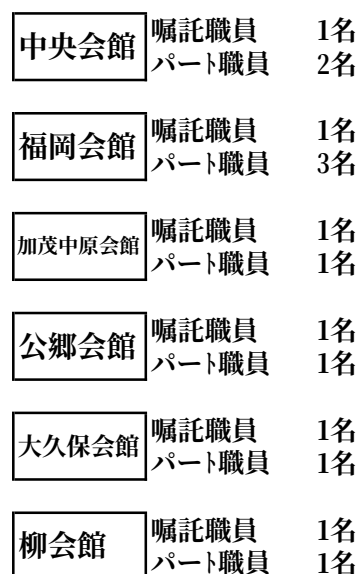
平成26年4月1日現在

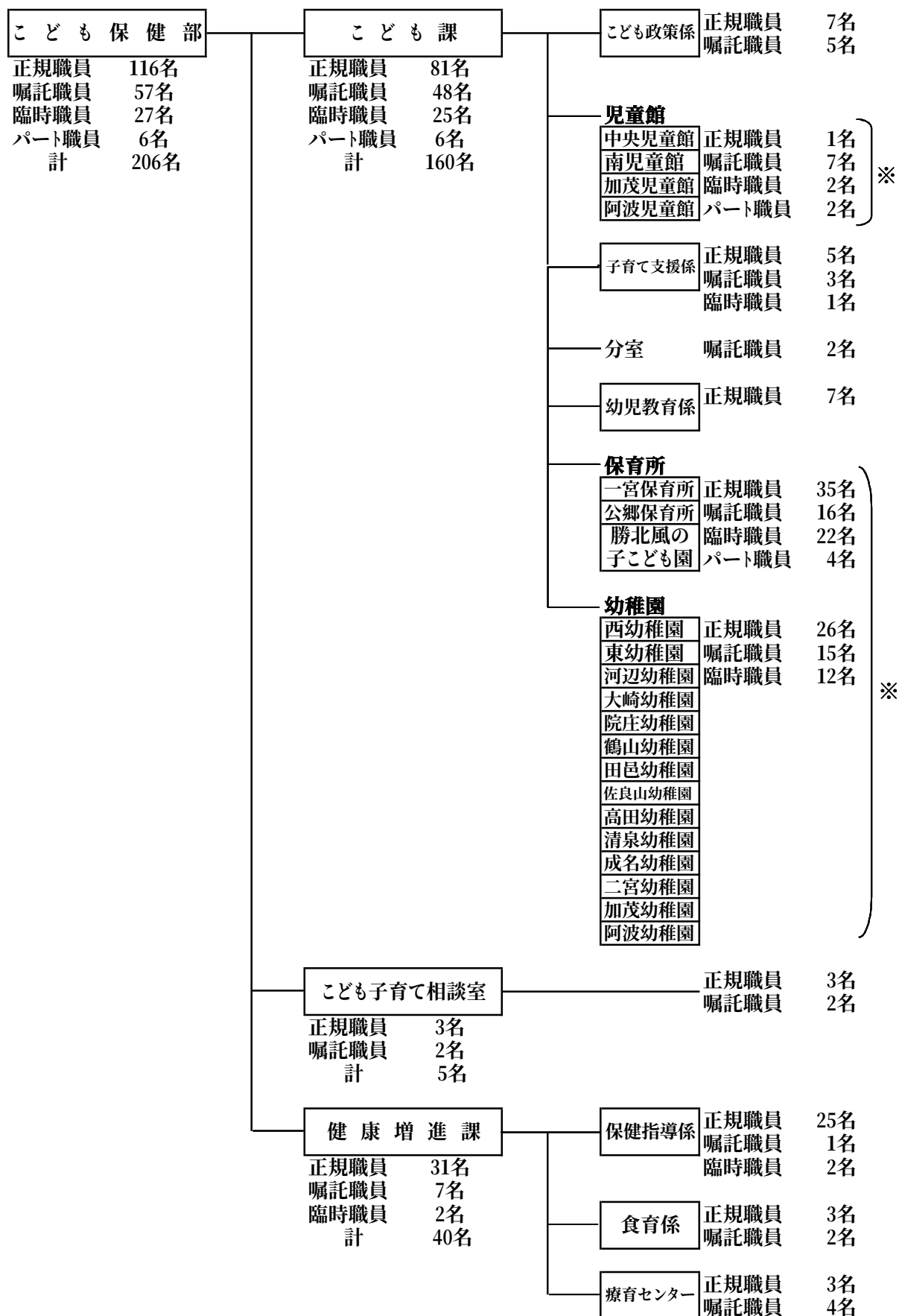


支所関係課



※ 会館





※ 保育所

一宮保育所	正規職員	13名 (保育士10、栄養士1、調理員2)
	嘱託職員	6名 (保育士)
	臨時職員	9名 (保育士)
	パート職員	3名 (保育士2、調理員1)
公郷保育所	正規職員	4名 (保育士)
	嘱託職員	2名 (栄養士1、調理員1)
	臨時職員	2名 (保育士)
勝北風の子こども園	正規職員	18名 (保育士14、調理員3、栄養士1)
	嘱託職員	8名 (保育士)
	臨時職員	11名 (保育士)
	パート職員	1名 (調理員1)

※ 児童館

中央児童館	嘱託職員	2名
	臨時職員	2名
南児童館	正規職員	1名
	嘱託職員	3名
	臨時職員	1名
加茂児童館	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名
阿波児童館	パート職員	2名

※ 幼稚園

西幼稚園	正規職員	2名
	パート職員	2名
東幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	1名
	パート職員	3名
河辺幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
大崎幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	1名
	パート職員	1名
院庄幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
	パート職員	1名
鶴山幼稚園	正規職員	4名
	パート職員	3名
田邑幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	1名
	パート職員	1名
佐良山幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
高田幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
	パート職員	1名
清泉幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	1名
	パート職員	1名
成名幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	1名
	パート職員	1名
二宮幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
	臨時職員	1名
加茂幼稚園	正規職員	3名
	嘱託職員	1名
	パート職員	1名
阿波幼稚園		